

三郷町地域防災計画

(水害・土砂災害等編)

(平成30年度修正)

三郷町防災会議

各項目対応部署一覧（災害減災計画）

| 地域防災計画項目 | 通常時部署 | | | | | | 三郷町消防団 |
|--------------------------|-------|-------|----------|-------|-----|-------|--------|
| | 総務部 | 住民福祉部 | こども未来創造部 | 環境整備部 | 水道部 | 教育委員会 | |
| 第1節 避難行動計画 | | | | | | | |
| 第2節 避難生活計画 | | | | | | | |
| 第3節 要配慮者の安全確保計画 | | | | | | | |
| 第4節 住宅応急対策準備計画 | | | | | | | |
| 第5節 防災教育計画 | | | | | | | |
| 第6節 防災訓練計画 | | | | | | | |
| 第7節 自主防災組織の育成等に関する計画 | | | | | | | |
| 第8節 企業防災の促進に関する計画 | | | | | | | |
| 第9節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画 | | | | | | | |
| 第10節 ボランティア活動支援環境整備計画 | | | | | | | |
| 第11節 まちの防災構造の強化計画 | | | | | | | |
| 第12節 災害に強い道づくり | | | | | | | |
| 第13節 緊急輸送道路の整備計画 | | | | | | | |
| 第14節 ライフライン施設の災害予防計画 | | | | | | | |
| 第15節 危険物施設等災害予防計画 | | | | | | | |
| 第16節 防災体制の整備計画 | | | | | | | |
| 第17節 航空防災体制の整備計画 | | | | | | | |
| 第18節 通信体制の整備計画 | | | | | | | |
| 第19節 孤立集落対策 | | | | | | | |
| 第20節 支援体制の整備(町外で災害発生の場合) | | | | | | | |
| 第21節 受援体制の整備(町内で災害発生の場合) | | | | | | | |
| 第22節 保健医療計画 | | | | | | | |
| 第23節 防疫予防計画 | | | | | | | |
| 第24節 火葬場等の確保計画 | | | | | | | |
| 第25節 廃棄物処理計画 | | | | | | | |
| 第26節 食料、生活必需品の確保計画 | | | | | | | |
| 第27節 文化財災害予防計画 | | | | | | | |
| 第28節 総合的な水害防止対策 | | | | | | | |
| 第29節 ダムの管理・運用 | | | | | | | |
| 第30節 水害への備え | | | | | | | |
| 第31節 風害予防計画 | | | | | | | |
| 第32節 総合的な土砂災害防止対策 | | | | | | | |
| 第33節 大規模土砂災害防止対策 | | | | | | | |
| 第34節 ため池災害予防計画 | | | | | | | |
| 第35節 宅地等災害予防計画 | | | | | | | |
| 第36節 火災予防計画 | | | | | | | |
| 第37節 林野火災予防計画 | | | | | | | |
| 第38節 原子力災害予防計画 | | | | | | | |
| 第39節 鉄道災害予防計画 | | | | | | | |
| 第40節 防災営農計画 | | | | | | | |

第3章 災害減災計画

各項目対応部署一覧（災害応急対策計画、災害復旧・復興計画）

| 地域防災計画項目 | | 災害対策本部体制 | | | | | 通常時部署 | | |
|------------------|--------------------------|----------|------|-----|-------|--------|-------|-------|-------|
| | | 総務部 | 避難所部 | 水道部 | 現地指導部 | 三郷町消防団 | 総務部 | 環境整備部 | 教育委員会 |
| 第3章 災害応急対策計画 | 第1節 避難行動計画 | | | | | | | | |
| | 第2節 避難生活計画 | | | | | | | | |
| | 第3節 要配慮者の支援計画 | | | | | | | | |
| | 第4節 住宅応急対策計画 | | | | | | | | |
| | 第5節 活動体制計画 | | | | | | | | |
| | 第6節 災害情報の収集・伝達計画 | | | | | | | | |
| | 第7節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画 | | | | | | | | |
| | 第8節 通信運用計画 | | | | | | | | |
| | 第9節 広報計画 | | | | | | | | |
| | 第10節 支援体制の整備(町外で災害発生の場合) | | | | | | | | |
| | 第11節 受援体制の整備(町内で災害発生の場合) | | | | | | | | |
| | 第12節 公共土木施設の初動応急対策 | | | | | | | | |
| | 第13節 道路等の災害応急対策計画 | | | | | | | | |
| | 第14節 ライフライン施設の災害応急対策計画 | | | | | | | | |
| | 第15節 危険物施設等災害応急対策計画 | | | | | | | | |
| | 第16節 救急、救助活動計画 | | | | | | | | |
| | 第17節 保健医療活動計画 | | | | | | | | |
| | 第18節 緊急輸送計画 | | | | | | | | |
| | 第19節 災害警備、交通規制計画 | | | | | | | | |
| | 第20節 食料、生活必需品の供給計画 | | | | | | | | |
| | 第21節 給水計画 | | | | | | | | |
| | 第22節 防疫、保健衛生計画 | | | | | | | | |
| | 第23節 遺体の火葬等計画 | | | | | | | | |
| | 第24節 廃棄物の処理及び清掃計画 | | | | | | | | |
| | 第25節 ボランティア活動支援計画 | | | | | | | | |
| | 第26節 災害救助法等による救助計画 | | | | | | | | |
| | 第27節 文教対策計画 | | | | | | | | |
| | 第28節 文化財災害応急対策 | | | | | | | | |
| | 第29節 水防活動計画 | | | | | | | | |
| | 第30節 土砂災害応急対策 | | | | | | | | |
| | 第31節 大規模土砂災害応急対策 | | | | | | | | |
| | 第32節 被災宅地の危険度判定 | | | | | | | | |
| | 第33節 山地災害応急対策 | | | | | | | | |
| | 第34節 ため池災害応急対策 | | | | | | | | |
| | 第35節 火災応急対策 | | | | | | | | |
| | 第36節 林野火災応急対策 | | | | | | | | |
| | 第37節 原子力災害応急対策 | | | | | | | | |
| | 第38節 鉄道災害応急対策計画 | | | | | | | | |
| | 第39節 航空機災害応急対策 | | | | | | | | |
| | 第40節 農林関係応急対策 | | | | | | | | |
| 第4章 災害復旧・復興計画 | 第1節 公共施設の災害復旧 | | | | | | | | |
| | 第2節 被災者の生活の確保 | | | | | | | | |
| | 第3節 被災中小企業の振興 | | | | | | | | |
| | 第4節 農林漁業者への融資 | | | | | | | | |
| | 第5節 義援金の受入・配分等に関する計画 | | | | | | | | |
| | 第6節 激甚災害の指定に関する計画 | | | | | | | | |
| | 第7節 災害復旧・復興計画 | | | | | | | | |

目 次

| | |
|---------------------------|----|
| 第1章 総則 | 1 |
| 第1節 目的 | 1 |
| 第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱 | 5 |
| 第3節 自然的、社会的条件 | 12 |
| 第4節 三郷町の過去の災害 | 15 |
| 第2章 災害減災計画 | 16 |
| 第1節 避難行動計画 | 16 |
| 第2節 避難生活計画 | 21 |
| 第3節 要配慮者の安全確保計画 | 24 |
| 第4節 住宅応急対策準備計画 | 28 |
| 第5節 防災教育計画 | 29 |
| 第6節 防災訓練計画 | 33 |
| 第7節 自主防災組織の育成等に関する計画 | 35 |
| 第8節 企業防災の促進に関する計画 | 37 |
| 第9節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画 | 39 |
| 第10節 ボランティア活動支援環境整備計画 | 40 |
| 第11節 まちの防災構造の強化計画 | 42 |
| 第12節 災害に強い道づくり | 45 |
| 第13節 緊急輸送道路の整備計画 | 47 |
| 第14節 ライフライン施設の災害予防計画 | 49 |
| 第15節 危険物施設等災害予防計画 | 51 |
| 第16節 防災体制の整備計画 | 52 |
| 第17節 航空防災体制の整備計画 | 54 |
| 第18節 通信体制の整備計画 | 56 |
| 第19節 孤立集落対策 | 58 |
| 第20節 支援体制の整備（町外で災害発生の場合） | 59 |
| 第21節 受援体制の整備（町内で災害発生の場合） | 60 |
| 第22節 保健医療計画 | 61 |
| 第23節 防疫予防計画 | 63 |
| 第24節 火葬場等の確保計画 | 64 |
| 第25節 廃棄物処理計画 | 65 |
| 第26節 食料、生活必需品の確保計画 | 66 |
| 第27節 文化財災害予防計画 | 68 |
| 第28節 総合的な水害防止対策 | 70 |
| 第29節 ダムの管理・運用 | 72 |
| 第30節 水害への備え | 73 |
| 第31節 風害予防計画 | 75 |
| 第32節 総合的な土砂災害防止対策 | 76 |
| 第33節 大規模土砂災害防止対策 | 79 |
| 第34節 ため池災害予防計画 | 80 |

| | | |
|------|---------------------|-----|
| 第35節 | 宅地等災害予防計画 | 81 |
| 第36節 | 火災予防計画 | 82 |
| 第37節 | 林野火災予防計画 | 85 |
| 第38節 | 原子力災害予防計画 | 87 |
| 第39節 | 鉄道災害予防計画 | 88 |
| 第40節 | 防災営農計画 | 90 |
| 第3章 | 災害応急対策計画 | 91 |
| 第1節 | 避難行動計画 | 91 |
| 第2節 | 避難生活計画 | 98 |
| 第3節 | 要配慮者の支援計画 | 102 |
| 第4節 | 住宅応急対策計画 | 104 |
| 第5節 | 活動体制計画 | 106 |
| 第6節 | 災害情報の収集・伝達計画 | 110 |
| 第7節 | ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画 | 122 |
| 第8節 | 通信運用計画 | 124 |
| 第9節 | 広報計画 | 125 |
| 第10節 | 支援体制の整備（町外で災害発生の場合） | 127 |
| 第11節 | 受援体制の整備（町内で災害発生の場合） | 128 |
| 第12節 | 公共土木施設の初動応急対策 | 136 |
| 第13節 | 道路等の災害応急対策計画 | 137 |
| 第14節 | ライフライン施設の災害応急対策計画 | 141 |
| 第15節 | 危険物施設等災害応急対策計画 | 143 |
| 第16節 | 救急、救助活動計画 | 144 |
| 第17節 | 保健医療活動計画 | 146 |
| 第18節 | 緊急輸送計画 | 148 |
| 第19節 | 災害警備、交通規制計画 | 150 |
| 第20節 | 食料、生活必需品の供給計画 | 151 |
| 第21節 | 給水計画 | 153 |
| 第22節 | 防疫、保健衛生計画 | 155 |
| 第23節 | 遺体の火葬等計画 | 157 |
| 第24節 | 廃棄物の処理及び清掃計画 | 158 |
| 第25節 | ボランティア活動支援計画 | 161 |
| 第26節 | 災害救助法等による救助計画 | 162 |
| 第27節 | 文教対策計画 | 164 |
| 第28節 | 文化財災害応急対策 | 168 |
| 第29節 | 水防活動計画 | 169 |
| 第30節 | 土砂災害応急対策 | 179 |
| 第31節 | 大規模土砂災害応急対策 | 180 |
| 第32節 | 被災宅地の危険度判定 | 181 |
| 第33節 | 山地災害応急対策 | 182 |
| 第34節 | ため池災害応急対策 | 183 |
| 第35節 | 火災応急対策 | 184 |
| 第36節 | 林野火災応急対策 | 185 |
| 第37節 | 原子力災害応急対策 | 187 |
| 第38節 | 鉄道災害応急対策計画 | 188 |

| | | |
|------|------------------|-----|
| 第39節 | 航空機災害応急対策 | 191 |
| 第40節 | 農林関係応急対策 | 192 |
| 第4章 | 災害復旧・復興計画 | 193 |
| 第1節 | 公共施設の災害復旧 | 193 |
| 第2節 | 被災者の生活の確保 | 197 |
| 第3節 | 被災中小企業の振興 | 207 |
| 第4節 | 農林漁業者への融資 | 208 |
| 第5節 | 義援金の受入・配分等に関する計画 | 210 |
| 第6節 | 激甚災害の指定に関する計画 | 211 |
| 第7節 | 災害復旧・復興計画 | 214 |

用語集

あ行

| | |
|-------------|--|
| アルファ化米 | 炊飯または蒸煮などの加水加熱によって米の澱粉をアルファ化(糊化)させたのち、乾燥処理によってその糊化の状態を固定させた乾燥米飯のこと。アルファ化米は、熱湯や水を注入することで飯へ復元し、食べられる状態となる。災害時の食料に適している。 |
| 一時避難地 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所をいう。災害対策基本法では「指定緊急避難場所」というが、本計画では防災マップ等で使用している「一時避難地」を用いる。 |
| 溢水 (いっすい) | 川などの水があふれ出ること。堤防がないところでは「溢水」、堤防のあるところでは「越水」を使う。 |
| 液状化 | 地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物(下水管等)が浮き上がったりする現象。PL値(液状化しやすさ)で表示する。 |
| エコノミークラス症候群 | 長時間同じ姿勢で座ったままであることで、血栓ができる病気。血行障害による呼吸困難に陥ることもある。 |
| SNS | Web上で社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築可能にするサービス。 |
| 越水 (えっすい) | 川などの水があふれ出ること。堤防がないところでは「溢水」、堤防のあるところでは「越水」を使う。 |
| Lアラート | 市町村など地域の災害情報等を共有する共通基盤として、発信された情報をテレビやラジオ等の多様なメディアで一括配信するシステム。災害時の地域のお知らせを地域の住に迅速じんそくかつ確実に届けていくローカル(Local)な緊急警報(アラート)というメッセージのこと。 |
| 応急危険度判定 | 大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラス等の落下の危険性を判定する。その判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対する二次的災害を防止する。 |

か行

| | |
|--------|---|
| 外国人 | 日本国籍を持たない者。計画中では、国籍のほかに、日本語が堪能ではない者、日本の文化に不慣れな者も含む。 |
| 関西広域連合 | 大阪・京都・滋賀・兵庫・和歌山・鳥取・徳島の7府県が参加する広域行政組織。平成22年(2010)12月発足。都道府県レベルでは初の広域連合。防災、観光・文化、医療、産業振興、環境など7分野の業務に共同で取り組み、将来的には政府の出先機関から権限の移管を目指す組織。 |
| 帰宅困難者 | 大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により、自宅に帰ることが困難になった者のことをいう。内閣府中央防災会議では、統計上のおおまかな定義として、帰宅距離10km以内は全員「帰宅可能」、20km以上は全員「帰宅困難」としている。 |
| 共助 | 防災の考え方としての「自助・共助・公助」の一つで、災害時に、まず自分自身や家族の安全を確保した後に、近所や地域の方々と助け合うこと。また、災害時に円滑に助け合いができるように、日常から地域での助け合いについて備えること。 |
| 業務継続計画 | 災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。略称はBCP(Business continuity plan)。 |

| | |
|---------|--|
| 緊急地震速報 | 地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り早く知らせる。 |
| 緊急速報メール | 緊急地震速報に加えて国や自治体が発信する「災害・避難情報」や「特別警報」などを携帯電話・スマートフォンへ発信するサービスのこと。 |
| 緊急通行車両 | 公安委員会で確認を受けた緊急車両をいう。地震発生時の交通規制により、一般車両の通行は禁止または制限されるが、この車両は優先して通行することができる。 |
| 緊急輸送道路 | 地方公共団体等の庁舎等の所在地、救援物資等の備蓄地点等及び広域避難地などを連絡し、又はそれらの拠点を相互に連絡する道路であり、災害発生時における人命の保全、被害拡大防止、災害応急対策の円滑な実施を図るための救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要の人員及び物資等の輸送を確保するため必要な道路。 |
| 検案 | 監察医(医師)が死亡原因を調べることをいう。 |
| 減災 | 阪神・淡路大震災後から生まれた概念。防災が被害を出さない取り組みであるのに対して、減災は被害の発生を想定した上で、その被害を低減させようとする考え方のこと。 |
| 検視 | 検視官(警察官)が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。 |
| 公助 | 防災の考え方としての「自助・共助・公助」の一つで、町、消防、警察、自衛隊などによる公的な支援のこと。本町では、三郷町地域防災計画に基づき、事前対策として、食料や飲料水などの生活物資の備蓄や資機材の整備、民間事業者や他の市町村との応援協定などを実施している。また、災害時には、人命救助や復旧・復興を担っていく。 |

さ行

| | |
|--------|---|
| 災害拠点病院 | 後方医療機関として、地域の医療機関を支援する機能を有し、重症・重篤な傷病者を受入れるなど、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う病院として位置づけられている。 |
| 災害対策本部 | 町内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に臨時に設置される組織のことをいう。町災害対策本部設置後は、被害規模等の情報収集・連絡を行い、その情報に基づき事態の推移に合わせた災害時応急活動を実施する。 |
| 自主防災組織 | 地域住民相互による「共助」の精神のもとに、地震その他の災害時に避難誘導、救出・救助、応急救護活動、初期消火、情報の収集・伝達等、地域の防災活動を担う組織のことをいう。 |
| 自助 | 防災の考え方としての「自助・共助・公助」の一つで、自分自身や家族の命と財産を守るために、自分で家族で防災に取り組むこと。自分(家族)の身は自分(家族)で守る、との考えのもと、日常的な災害に対する備えや、災害時の対応を行っていくこと。 |
| 指定避難所 | 災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として町長が指定するものをいう。 |
| 障害物除去 | 災害時には、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両等の交通障害物により通行不可能となる道路が発生します。それらの障害物を除去、簡易な応急復旧作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ることをいう。道路啓開ともいう。 |
| 自主防災組織 | 地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守る」という「共助」の精神に基づき自主的に結成する組織。平常時には知識の普及、防災訓練の実施等を行い、災害時には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出救護、避難誘導などの防災活動を担う組織のこと。 |

| | |
|---------------------------------|--|
| 震度 | ある地点における地震の揺れの程度を表した数値をいう。日本では気象庁がその基準を定め、震度を発表している。震度は、0,1,2,3,4,5弱,5強,6弱,6強,7の10段階に分かれている。 マグニチュードが地震の規模を表す数値であるのに対して、震度は地表での揺れの程度を表す数値。そのためマグニチュードは一つの地震に対して一つしかないが、震度は場所が異なると違った数値となる。以前は人間が体感で震度を決定していたが、現在では計測震度計を使って決定されている。 |
| 水防活動 | 洪水または高潮により、堤防等に漏水、浸食または越水等が発生するおそれがある場合、その被害を最小限に食い止めようとする活動のことをいう。 |
| 水防計画 | 水防法第7条の規定に基づき、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送および水門・排水機場の操作、関係団体との協力および応援、水防に必要な器具、資材、設備の整備および運用に関する計画をいいます。 |
| スクリーニング | 様々な状況や条件の中から必要なものを選出すること。 |
| 図上訓練 | 防災訓練のうち、現場での実働訓練を行わず、地図を用いて、ロールプレイング方式等により行う訓練をいう。訓練者は与えられた被害状況を解決することで、応急対策業務の判断調整能力を高めることができる。 |
| 全国瞬時警報システム (J-ALERT) | 弾道ミサイル情報、大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市区町村の防災行政無線や携帯メール等を自動起動させ緊急情報を瞬時に伝達するシステムのこと。 |

た行

| | |
|--------------------------------|--|
| 大規模災害 | 災害により、ライフラインや鉄道機関等に多大な影響を及ぼし、住民に大きな被害を与える危機性をはらんでいる災害をいいます。 |
| 地区防災計画 | 地区防災計画とは、災害対策基本法に基づき、町内の一定の地区の居住者及び事業者が共同して行う当該地区における自発的な防災活動に関する計画のことで、地域防災計画に定めることができる。 |
| DMAT (ディーマット) | 災害急性期(おおむね48時間以内)に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームのことをいい「Disaster Medical Assistance Team(災害派遣医療チーム)」を略してDMATと呼ばれています。医師、看護師、業務調整員(医師・看護師以外の医療職及び事務職員)で構成されている。 |
| TEC-FORCE (テックフォース) | 国土交通省が大規模自然災害への備えとして、迅速に地方公共団体等への支援が行えるよう平成20年4月にTEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)を創設した。TEC-FORCEは、大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するものであり、本省災害対策本部の指揮命令のもと、全国の各地整備局等の職員が活動している。 |
| 特定大規模災害 | 特定大規模災害とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置される災害のこと。 |
| トリアージ | 災害発生時などに多数の負傷者が発生した場合に、傷病者にタグを貼り適切な搬送・治療を行うため、傷病の緊急度や程度の判定を行うこと。 |

な行

| | |
|-------------|--|
| 内水氾濫 | 大雨等により排水が追いつかず、用・排水路などがあふれて氾濫したり、本流の増水や高潮によって、支流の排水が阻まれたりして起こる災害のこと。 |
|-------------|--|

は行

| | |
|---------------|---|
| ハザードマップ | 自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、避難場所などの情報が地図上に示されている。 |
| PTSD | 「Post Traumatic stress Disorder(心的外傷後ストレス障害)」の略で、生死に関わる体験や重症を負うなどして、心に受けた衝撃的な傷が元で後に生じるさまざまなストレス障害のこと。 |
| 被災建築物応急危険度判定士 | 大規模な地震時に、地震後の余震等による二次災害を未然に防止するため、被災した建築物の被害の状況を調査し、その建築物が使用できるか否かの判定・表示を応急的に行う者のこと。その判定結果は、建築物の見やすい場所に調査済(緑)、要注意(黄)、危険(赤)で表示され、居住者はもとより、付近を通行する歩行者などに対する二次的災害を防止する。これは、被災証明のための被害調査ではなく、建築物が使用できるか否かを応急的に判定するもの。 |
| 被災宅地危険度判定士 | 大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的として実施する者のこと。その判定結果は調査済宅地(青)、要注意宅地(黄)、危険宅地(赤)で被災建築物応急危険度判定と同様に表示、周知を図る。 |
| 避難勧告 | 災害が発生し、かつ被害の拡大が予想されるとき、当該被災地域又は被災するおそれがある区域の住民等に対し、あらかじめ指定した避難場所又は避難所への避難を促すために通知する情報のこと。 |
| 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、災害が発生し、またはその災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。 |
| 避難指示 | 被害の状況が「避難勧告」の通知時より悪化したとき、又は危険が切迫しているとき、「避難勧告」より避難の拘束力が強い「避難指示」に切り替えて通知する情報のこと。 |
| 避難準備・高齢者等避難開始 | 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に立退き避難を促す。その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することを促す。特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立退き避難することが望ましい。従来は、「避難準備情報」という用語を使用していた。 |
| 復興計画 | 災害により重大な被害を受けた場合に、都市の復興ならびに市民生活の再建および安定を図るために策定する計画。 |
| 防災情報システム | 災害により避難された方の安否情報や災害救援ボランティアの情報等の情報をインターネットにより発信・確認できるシステム。 |

ま行

| | |
|------------|--|
| マグニチュード(M) | 地震の規模を表す数値で、数字が大きいほど地震の規模も大きくなります。マグニチュードが1増えるとエネルギーはおよそ32倍になる。 阪神・淡路大震災はM7.3、東日本大震災はM9.0 |
|------------|--|

や行

| | |
|------|---|
| 要配慮者 | 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくく、配慮を要する者。 |
|------|---|

ら行

| | |
|--------|--|
| ライフライン | 電気・ガス・水道・下水道・通信等、生活に不可欠な物資や情報等の補給機能の総称。 |
| リエゾン | 「つなく」という意味のフランス語であり、地域防災計画では「災害対策現地情報連絡員」のことを指す。地震・水害・土砂災害等の大規模自然災害の発生時に、地方公共団体へ国土交通省職員を派遣し、災害情報等の情報収集、災害対策の支援等を行うもの。 |
| り災証明書 | 町は、町域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他町が定める種類の被害の状況を調査し、り災証明書(災害による被害の程度を証明する書面)を交付する。(災害対策基本法第90条の2) |

第1章 総則

第1節 目的

第1 計画の目的

三郷町地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号、以下「法」)第42条の規定に基づき、三郷町防災会議が定める計画であって、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本町の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関し、町及び関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、もって防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

なお、この計画は、水害・土砂災害等編、地震編及び資料編から構成されている。各編で対応する内容は、次のとおりとする。

| | |
|-----------|--|
| 水害・土砂災害等編 | 風水害、土砂災害及びその他の災害に対応するため、町及び防災関係各機関等の責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害の未然防止対策、住民への啓発活動などについて明記し、また、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。 |
| 地震編 | 大規模な地震災害に対応するため、町及び防災関係各機関等の責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害の未然防止対策、住民への啓発活動などについて明記し、また、災害を想定しての防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。さらに、南海トラフ地震に関する情報(臨時)の報に伴う対応についても定める。 |
| 資料編 | 各対策の実施に必要な法令・様式・資料等を収録する。 |

第2 計画の基本方針

1. 基本方針

本町では、昭和57年の豪雨により、急傾斜地の崩壊、地すべりの発生により死者1名がでたほか、大和川をはじめとする河川の増水により勢野地区を中心に家屋の浸水など多数の住民が被害にあい、その生活が脅かされることとなった。また、平成29年10月の台風21号では、立野地区にて大和川の増水によりJR三郷駅や周辺家屋での浸水被害が発生し、勢野地区において内水氾濫により多数の浸水被害が発生したほか、東信貴ヶ丘住宅では住宅のり面が崩壊し、その影響により近畿日本鉄道の運休も発生した。

災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりが自発的に行う防災活動である自助や、身近な地域コミュニティや自主防災組織をはじめとした、地区内の居住者等が連携して行う防災活動である共助が必要である。

地域防災計画の策定にあたっては、過去の災害を教訓にして、都市化、高齢化、情報化、国際化等社会構造の変化を踏まえた防災に関する基本方針(防災ビジョン)が必要となっている。

防災行政は、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、「減災」の考え方に基づいて「自助」・「共助」の取り組みを推進するとともに、町による「公助」を適切に組み合わせ、総合的かつ計画的に災害対策の整備及び推進を図るものとする。

(1) 計画の推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。

- ア．災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化
- イ．自助・共助の促進による自主防災体制の確立
- ウ．町、防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割
- エ．防災関係機関相互の協力体制の推進
- オ．ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進
- カ．過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進
- キ．関係法令の遵守
- ク．避難行動要支援者等の多様な視点を生かした対策
- ケ．男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

また、本町では平成30年8月6日に「SDGs環境未来都市宣言」を行い、今後SDGs（持続可能な開発目標）として2030年までの国際目標のひとつであるゴール11「住み続けられるまちづくりを」を目指し、取組を行う。

2. 行政の責務と住民の心がまえ

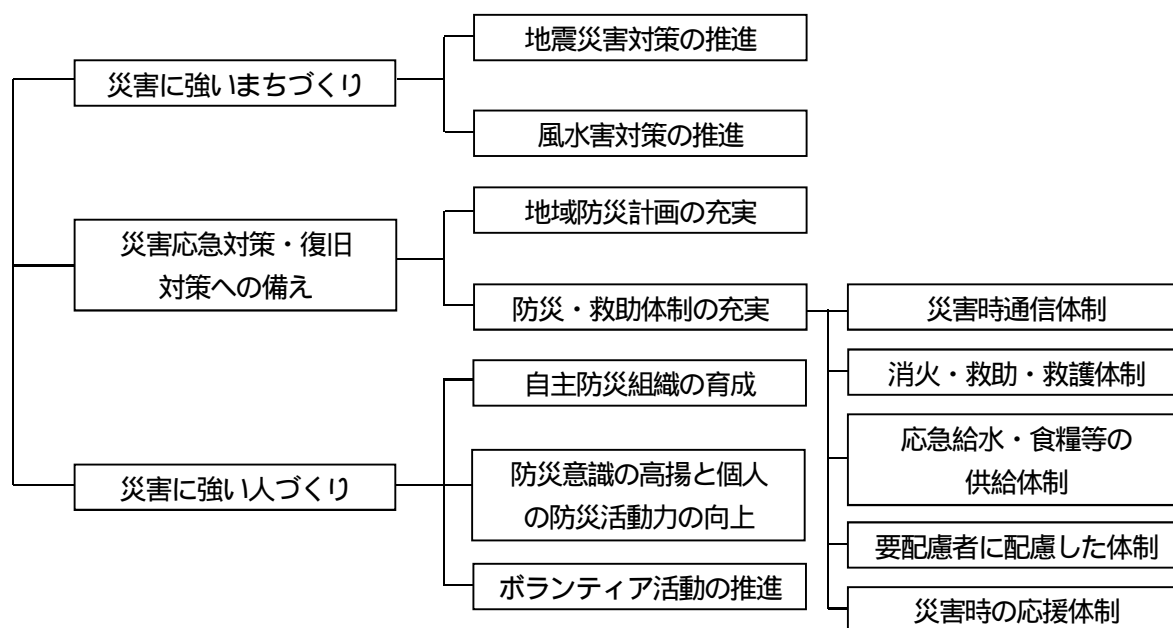
町と県、防災関係各機関等は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一にして防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災体制の充実と住民の防災意識の高揚を図る。

住民、事業所等は、自分の生命は自分で守るとの認識に立って、家庭、地域、職場における各種の災害を念頭において、近隣と協力してその災害実態に応じた防災対策を自ら講じなければならない。

特に大規模な災害においては、現場での初期活動がきわめて重要であり、日常における防災対策を心がける。

3. 防災施策の大綱

基本目標を達成するための防災施策の大綱は、以下のとおりである。



【防災に関わる基本方針(防災ビジョン)】

(1) 災害に強いまちづくり

ア．地震災害対策の推進

本町では、特に住宅団地の開発が進行し、人口が急激に増加してきたという社会的特性があり、これに関連してこれまでにない地震災害が予測されるので、今後も、さらに都市の耐震化・不燃化の推進、緩衝緑地の整備、避難地やヘリポート等の整備、上水道をはじめとしたライフラインの災害対策事業の推進を図らなければならない。

住民及び事業所は、屋内の家具・事務機等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、ブロック塀・自販機・看板等の転倒・落下防止など、家庭、職場の耐震化、防火対策に努める。

イ．風水害対策の推進

町内には大和川をはじめとして信貴川、坂根川、実盛川等があり、浸水被害が発生している。また、市街地の拡大に伴い、水害による危険性が拡大するおそれがある。今後も、河川やため池の改修、排水能力の充実、下水道及び治水施設の整備、土砂災害対策、避難体制の整備等を図る。

(2) 災害応急対策・復旧対策への備え

ア．地域防災計画の充実

各種の災害に対応するため、地域防災計画をより実践的なものとして充実させ、周知徹底に努める。また、町、住民・事業所、関係機関の災害直後の初動体制を整え、災害時の役割分担を明確にして、確実に計画内容を実行できるようにする。

イ．防災・救助体制の充実

(ア) 災害時通信体制

防災無線をはじめとする通信機能の向上、及び情報収集や伝達体制の確立に努める。

(イ) 消火・救助・救護体制

消防施設や医療施設などの近代化・耐震化、救助資機材・衣料品等の備蓄、大容量耐震性防火水槽の設置等、緊急時の防災活動のための施設・設備及び体制の整備を図る。

(ウ) 応急給水・食料等の供給体制

水・食料・生活必需品の備蓄を拡充し、適切な供給体制を整備する。

(エ) 特に配慮を要する者に配慮した体制

日常生活に支援が必要な高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮した防災・救助体制の整備を推進する。

(オ) 災害時の応援体制

県、日本赤十字社、自衛隊などの災害時の応援体制を整え、さらに、他市町村との相互応援協定等の締結を推進する。

(3) 災害に強い人づくり

ア．自主防災組織の育成

大規模な災害時においては、行政の緊急救援活動が行き渡らないことを前提としなければならない。緊急時においては、現場での適切な初期活動が地域の被害の程度を小さくするので、住民の災害時の役割はきわめて重要になってくる。

近年、都市化の進行によって住民の自治会的な活動が希薄になり、また高齢化等による要配慮者が増加しているので、自主防災組織の防災活動における比重がますます大きくなっていく。

町は、住民の自主防災意識の向上を図り、地域単位及び職場単位での自主防災組織の育成、整備を図る。

イ．防災意識の高揚と個人の防災活動力の向上

地域及び職場等を通じて住民の防災意識の高揚に努める。また、防災教育・体験や防災訓練等を通じて、個人の災害時の防災活動力の向上を図る。

ウ．ボランティア活動の推進

災害時のボランティアの受入れ体制を整えると同時に、町域における平常時のボランティア活動を支援し、災害時のボランティア活動の組織・体制・基盤づくりを行う。

第3 計画の推進

各防災関係機関は、必要に応じて具体的な活動計画を作成するなど、この計画に掲げられた事項の推進に努める。

また、各防災関係機関は、分野毎に緊急度の高いものから順に災害対応マニュアルの策定を進めるものとし、マニュアル策定後は、訓練を定期的実施し、マニュアルを検証し、必要に応じ修正を加えてより実践的なマニュアルづくりを目指す。

第4 計画の修正

1．計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化等に応じて常に実情に沿ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは三郷町防災会議に諮り修正するものとする。

なお、修正にあたっては、原則として次の手順で行うものとする。

- (1) 三郷町防災会議は、関係機関の意見等を聞き、防災計画修正案を作成する。
- (2) 三郷町防災会議は、作成した防災計画の修正案について、災害対策基本法第42条第5項の規定により奈良県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。なお、公表の手段としては、町広報紙に掲載するほか、町ホームページ等により周知するものとする。

2．計画の周知徹底

計画の円滑な実施を図るため、町の全職員はもとより、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関し重要な施設の管理者に対し、計画の内容を周知徹底するとともに、計画のうち特に必要と認めるものについては、住民に対しても周知徹底するものとする。

第5 計画の構成

水害・土砂災害等編は、計画編と資料編から構成する。水害・土砂災害等編の構成は次の4章による。

第1章 総則

この計画の基本方針、防災関係機関の役割分担・業務大綱、本町の自然的・社会的条件など、計画の基本となる事項を示す。

第2章 災害減災計画

災害発生に備えて、平常時からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や都市基盤の安全性強化を図る計画を示す。

第3章 災害応急対策計画

災害発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の応急対策及び災害救助法の適用等に係る計画を示す。

第4章 災害復旧・復興計画

民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定等、速やかな災害復旧・復興を図るための計画を示す。

第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の実施すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

第1 三郷町

| 機関名 | 災害減災 | 災害応急対策 | 災害復旧・復興 |
|-----|---|---|---|
| 三郷町 | <ul style="list-style-type: none"> ・三郷町防災会議に関する事 ・気象予警報の伝達 ・防災に必要な資機材、食料、生活必需品等の備蓄・整備に関する事 ・災害危険区域の把握に関する事 ・防災知識の普及及び教育訓練に関する事 ・防災訓練・避難訓練の実施 ・自主防災組織の整備育成に関する事 ・保健衛生に関する事 ・防災活動体制・通信体制の整備 ・消防力・消防水利等の整備 ・救急・救助体制の整備 ・危険物施設等の災害予防 ・公共建築物・公共施設の強化 ・都市の防災構造の強化 ・水道の確保体制の整備 ・避難計画の作成及び避難所等の整備 ・ボランティア活動支援の環境の整備 ・避難行動要支援者の安全確保体制の整備 ・防疫予防体制の整備 ・廃棄物処理体制の整備 ・火葬場等の確保体制の整備 ・そのほか災害予防に関する事 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部に関する事務 ・気象予警報等の災害の情報の発表、収集、伝達に関する事 ・災害対策要員の動員 ・早期災害情報・被害状況等の報告 ・災害に関する調査、報告に関する事 ・避難指示、勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事 ・ヘリコプターの受入準備 ・消防、救急救助、水防等の応急措置 ・被災者の救出・救難・救助等 ・災害広報に関する事 ・応急教育に関する事 ・災害時における交通、輸送に関する事 ・ボランティアの活動支援 ・避難行動要支援者の福祉的処遇 ・食料、飲料水、生活必需品の供給 ・危険物施設等の応急対策 ・防疫等応急保健衛生対策 ・遺体の搜索、火葬等 ・応急仮設住宅に関する事 ・災害時における医療救護活動に関する事 ・廃棄物の処理及び清掃 ・復旧資材の確保 ・被災施設の応急対策 ・義援金の募集活動の支援 ・そのほか災害応急対策に関する事 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災施設の復旧 ・義援金の配分の支援 ・各種災害復旧・復興に関する事 |

第2 奈良県広域消防組合西和消防署及び三郷町消防団

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧・復興 |
|--|--|---|---------|
| 奈良県 広域消防組合 西和消防署 及び 三郷町消防団 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する教育及び訓練に関する事 ・防災資機材の整備に関する事 ・自主防災組織の育成並びに指導に関する事 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報などの収集及び必要な広報に関する事 ・消火活動に関する事 ・各種災害の防除、警戒、鎮圧に関する事 ・被災者の救出、救助に関する事 ・傷病者の救急搬送に関する事 ・その他三郷町防災会議が必要と認める事務又は業務に関する事 | |

第3 奈良県

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧・復興 |
|---------|---|---|---------|
| 郡山土木事務所 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県直轄公共土木施設の防災対策に関すること ・災害危険区域の指定及び対応に関すること ・水防力の整備強化と水防活動に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ・気象予警報等の伝達に関すること ・応急仮設住宅に関すること | |
| 郡山保健所 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における医療救護活動に関すること | |

第4 奈良県西和警察署

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧・復興 |
|----------|------|--|---|
| 奈良県西和警察署 | | <ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集、伝達及び災害調査に関すること ・被災者の救出・救護及び避難誘導に関すること ・交通応急対策に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ・被災地における犯罪の予防、取締りその他治安の維持に関すること |

第5 指定地方行政機関

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧・復興 |
|--------------|---|---|--|
| 近畿管区警察局 | <ul style="list-style-type: none"> ・近畿管区内広域緊急援助隊の合同警備訓練の実施 ・気象予警報の伝達 ・管区内各府県警察に対する災害対策の指導・調整 | <ul style="list-style-type: none"> ・警察災害派遣隊の派遣に関する調整 ・他管区警察局との連携 ・関係機関との協力 ・情報の収集及び連絡 ・警察通信の運用 | |
| 近畿総合通信局 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備えての電気通信施設の高度化、整備の促進及び電波の監理 ・非常通信協議会の指導育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における通信手段の確保 | |
| 近畿財務局奈良財務事務所 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧事業費査定の立会 ・金融機関に対する緊急措置の指導要請 ・地方公共団体に対する単独災害復旧事業費(起債分)の審査及び災害融資 ・地方公共団体に対する災害短期資金(財政融資資金)の融資 ・国有財産の無償貸付等に関すること |
| 近畿厚生局 | | <ul style="list-style-type: none"> ・救援等に係る情報の収集及び提供 | |
| 奈良労働局 | <ul style="list-style-type: none"> ・工場、事業場における産業災害防止の指導監督 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策に要する労務の確保に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ・職業の斡旋 ・雇用保険料の納期の延長に関すること ・雇用給付金の支給等に関すること |

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧・復興 |
|-------------------|---|--|---|
| 近畿農政局 | <ul style="list-style-type: none"> 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 農作物等の防災管理指導 | <ul style="list-style-type: none"> 土地改良機械の緊急貸付 農業関係被害情報の収集報告 農作物等の病害虫の防除指導 食料品、飼料、種もみ等の供給斡旋 | <ul style="list-style-type: none"> 各種現地調査団の派遣 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導及び助成 被害農林漁業者等に対する災害融資の斡旋指導 |
| 近畿中国森林管理局 | <ul style="list-style-type: none"> 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備 治山施設による災害予防 | <ul style="list-style-type: none"> 災害対策用復旧用材の供給 | <ul style="list-style-type: none"> 国有林における崩壊地、地すべり防止施設等の災害復旧 |
| 近畿経済産業局 | | <ul style="list-style-type: none"> 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 電力・ガスの供給の確保 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 | <ul style="list-style-type: none"> 生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 電力・ガスの復旧支援 |
| 中部近畿産業保安監督部(近畿支部) | <ul style="list-style-type: none"> 電気、ガス等ライフラインの保安に関する事業者等の指導監督 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安に係る業務の指導監督 鉱山の保安に関する業務の指導監督 | <ul style="list-style-type: none"> 災害時における事故状況の収集・把握及び関係機関への連絡 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設の保安の確保 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 電気、ガス、高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類並びに石油コンビナート施設に係る被災事業者への復旧対策支援 被災鉱山への復旧対策支援 |
| 近畿地方整備局 | <ul style="list-style-type: none"> 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表並びに伝達に関すること | <ul style="list-style-type: none"> 国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関すること 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること | <ul style="list-style-type: none"> 国管理の公共土木施設の復旧に関すること |
| 近畿運輸局 | <ul style="list-style-type: none"> 所管する交通施設及び設備の整備についての指導 | <ul style="list-style-type: none"> 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 災害時における交通機関利用者への情報の提供 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 特に必要があると認める場合の輸送命令 | |
| 大阪航空局八尾空港事務所 | <ul style="list-style-type: none"> 航空機を使用した防災訓練の調整及び指導 | <ul style="list-style-type: none"> 災害時における航空機による搜索救難の調整及び関係者への情報伝達 災害時における緊急空輸のための八尾空港使用調整 県内場外離着陸場(臨時ヘリポート)の航空法第79条但書の規定に基づく許可 | |
| 国土地理院近畿地方測量部 | <ul style="list-style-type: none"> 地理空間情報の提供 地理情報システムの活用支援 | <ul style="list-style-type: none"> 地理空間情報・防災関連情報の把握及び提供 | <ul style="list-style-type: none"> 復旧測量等の実施及び支援 |
| 大阪管区气象台(奈良地方气象台) | <ul style="list-style-type: none"> 気象予警報等の発表 気象・地象の観測及びその成果等の収集と発表 防災気象知識の普及啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 災害時の応急活動を支援するた | |

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧・復興 |
|-----------|------------------------------------|----------------|--|
| | ・職員の派遣(知事からの要請により職員を派遣し防災情報の解説を行う) | め、災害時気象支援資料の提供 | |
| 近畿地方環境事務所 | | | ・廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定業務に関すること ・特に必要な場合の有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整 |

第6 自衛隊(陸上自衛隊第4施設団)

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧・復興 |
|-----------------|--|--|------------|
| 自衛隊(陸上自衛隊第4施設団) | ・災害派遣の計画及び準備 (1)防災関係資料(災害派遣に必要な情報)の収集 (2)災害派遣計画の作成 (3)災害派遣計画に基づく訓練の実施 ・防災訓練等への参加 | ・被害状況の把握 ・避難の援助 ・遭難者等の捜索救助 ・水防活動 ・消防活動 ・道路又は水路の啓開 ・応急医療・救護・防疫 ・人員及び物資の緊急輸送 ・炊飯及び給水 ・救援物資の無償貸与又は譲与 ・危険物の保安及び除去等 | ・災害復旧対策の支援 |

第7 指定公共機関

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧・復興 |
|-------------------|---------------------------|---|--|
| 日本郵便株式会社(奈良中央郵便局) | | ・災害時における郵便業務の確保 ・災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ・被災者が差し出す郵便物の料金免除 ・被災地宛て救助用郵便物等の料金免除 ・被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除 | |
| 日本銀行(大阪支店) | | ・銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 ・資金決済の円滑な確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置 ・金融機関の業務運営の確保に係る措置 ・金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ・各種措置に関する広報 | ・資金決済の円滑な確保を通じ、信用秩序の維持に資するための措置 ・金融機関の業務運営の確保に係る措置 ・金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ・各種措置に関する広報 |
| 西日本旅客鉄道株式会社 | ・鉄道施設の保全と整備 | ・災害時における緊急鉄道輸送の確保 ・鉄道施設の災害応急対策 | ・被災鉄道施設の復旧 |
| 西日本電信電話株式会社(奈良支店) | ・電気通信設備の保全と整備 ・気象情報の伝達 | ・電気通信設備の応急対策 ・災害時における非常緊急通信の調整 | ・被災電気通信設備の災害復旧 |
| 日本赤十字社 | ・医療救護班の派遣準備 | ・災害時における医療救護 | ・義援金の受入・配分の連絡調 |

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧・復興 |
|-----------------------|--------------------------------------|---|--------------------|
| (奈良県支部) | ・被災者に対する救援物資の備蓄 ・血液製剤の確保及び供給体制の整備 | ・防災ボランティアの派遣 ・血液製剤の確保及び供給 ・救護物資の配分 | 整 |
| 日本放送協会(奈良放送局) | ・放送施設の保全と整備 ・気象予警報等の放送 | ・気象情報等及び災害情報の放送 ・災害時における広報活動 ・放送施設の応急対策 | ・被災放送施設の復旧 |
| 西日本高速道路株式会社(関西支社) | ・高速自動車国道等の保全と整備 | ・高速自動車国道等の応急対策 | ・高速自動車国道等の復旧 |
| 独立行政法人水資源機構(関西・吉野川支社) | ・所管ダム施設の保全 | ・所管ダムの施設の応急対策 | ・所管被災ダム施設の復旧 |
| 電源開発株式会社(西日本支店) | ・所管ダム施設及び電力施設の保全 ・気象観測通報についての協力 | ・所管ダム施設及び電力施設の応急対策 | ・所管被災ダム施設及び電力施設の復旧 |
| 大阪ガス株式会社(導管事業部北東部導管部) | ・ガスの供給施設の保全と防災管理 | ・ガス供給施設の応急対策 ・災害時における供給対策 | ・被災ガス供給施設の復旧 |
| 日本通運株式会社(奈良支店) | | ・災害時における緊急陸上輸送の協力 | ・復旧資材・生活物資の輸送 |
| 関西電力株式会社(奈良支社) | ・電力施設の保全 | ・災害時における電力供給対策 ・電力施設の応急対策 | ・被災電力施設の復旧 |

第8 指定地方公共機関

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧・復興 |
|--|--------------------------------------|---|-------------------------|
| 近畿日本鉄道株式会社、奈良交通株式会社 | ・輸送施設等の保全と整備 | ・災害時における交通輸送の確保 ・輸送施設等の災害応急対策 | ・被災輸送施設等の復旧 |
| 大和平野土地改良区 | ・土地改良区が管理している水門・水路・ため池等土地改良施設の保全及び整備 | ・土地改良区が管理している農業用施設の被害調査 | ・土地改良区が管理している被災農業用施設の復旧 |
| 奈良テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社、株式会社毎日放送、朝日放送株式会社 | ・放送施設の保全と防災管理 ・気象予警報等の放送 | ・気象情報等及び災害情報の放送 ・災害時における広報活動 ・放送施設の応急対策 | ・被災放送施設の復旧 |
| 株式会社朝日新聞社(奈良総局)、株式会社毎日新聞社(奈良支局)、株式会社讀賣新聞大阪本社(奈良支局)、株式会社産業経済新聞社(奈良支局)、株式会社日本経済新聞社(奈良支局)、株式会社中日新聞社(奈良支局)、株式会社奈 | ・住民に対する防災知識の普及 ・住民に対する予警報等の周知徹底 | ・住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道 | |

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧・復興 |
|--|--|--|---|
| 良新聞社、一般社団法人共同通信社(奈良支局)、株式会社時事通信社(奈良支局)、株式会社奈良日日新聞社 | | | |
| 一般社団法人奈良県医師会 | ・防災訓練の実施 ・防災知識の普及 ・医療救護班(JMAT)の編成及び派遣体制の整備 | ・災害時における医療の確保及び医療救護班(JMAT)の派遣 | ・医療機関の早期復旧 ・避難所の医療救護及び保健衛生の確保 |
| 一般社団法人奈良県病院協会 | ・防災訓練の実施 ・防災知識の普及 ・医療救護班の編成及び派遣体制の整備 | ・災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣 | ・医療機関の早期復旧 |
| 一般社団法人奈良県薬剤師会 | ・防災訓練の実施 ・防災知識の普及 | ・医療救護所における服薬指導 ・医薬品等集積所における医薬品の管理等 | |
| 一般社団法人奈良県歯科医師会 | ・歯型による身元確認等の研修 ・歯科医療救護班の編成及び派遣体制の整備 | ・災害時における歯科医療の確保及び医療救護班の派遣 ・身元確認班の派遣 ・口腔ケア物資の供給 | ・避難所への口腔ケア班の派遣による肺炎予防活動 ・歯科医療機関の早期復旧 |
| 公益社団法人奈良県看護協会 | ・防災訓練の実施 ・防災知識の普及 | ・災害支援ナースの派遣要請 | |
| 一般社団法人奈良県LPガス協会 | ・LPガスによる災害の防止 | ・LPガスによる災害の応急対策 | ・LPガスの災害復旧 |
| 公益社団法人奈良県トラック協会 | | ・緊急物資の輸送 ・緊急輸送車両の確保 | |
| 奈良県土地開発公社、奈良県道路公社 | ・所管施設の整備 | ・所管被災施設の応急対策 | ・所管被災施設の復旧 |

第9 公共的団体・機関

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧・復興 |
|------------------|-------------------------------------|---|----------------------------------|
| 報道機関 | ・住民に対する防災知識の普及 ・住民に対する予警報等の周知徹底 | ・住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道 | |
| 奈良県農協(三郷支店) | | ・町の実施する営農指導及び被害調査の補助に関すること ・共同利用施設の整備・応急対策に関すること ・農地、農業用施設などの災害復旧 ・農林業生産資材及び農林家生活資材の確保斡旋 ・農作物・林産物の被害応急対策の指導 | ・被災共同利用施設の復旧 ・被災組合員に対する融資又は斡旋 |
| 町内医療機関 | ・災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 ・防災訓練 | ・災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護 | ・病院機能の早期復旧 |
| 社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 | ・関係機関との連携 ・県災害ボランティア本部の設置・運営訓練 | ・市町村災害ボランティアセンターの運営支援 | |
| 社会福祉法人三郷町社会福祉協議会 | ・関係機関との連携 ・災害ボランティアセンターの設置・運営訓練 | ・災害ボランティアセンターの設置・運営 | |
| 金融機関 | | | ・被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 |

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧・復興 |
|-----------------|-------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|
| | | | ・預貯金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置 |
| 教育機関 | ・避難施設の整備 ・避難訓練 | ・災害時における応急教育対策 | ・被災施設の復旧 |
| 三郷町商工会 | | ・物価安定についての協力 ・救助用物資・復旧資材の確保・協力斡旋 | ・商工業者への融資斡旋実施 ・災害時における中央資金源の導入 |
| 自治会・自主防災組織その他団体 | | ・各種情報の連絡、避難者の世話、その他応急措置の協力に関すること | |

第3節 自然的、社会的条件

第1 位置

本町は、奈良盆地の北西部に位置し、町域には、先史時代の遺跡・古墳をはじめ、各時代の当時をしのばせる事物が数多く残されている。古代から交通の要衝として開け、現在では大阪市内から数十分という地理的条件で宅地化が進んでいる。

町の位置は下表のとおりである。

【三郷町の位置】

| | |
|----|------------------------|
| 面積 | 8.79km ² |
| 位置 | 東経 135°37~45 ・北緯 34°45 |
| 範囲 | 東西 5.67km・南北 3.50km |
| 海拔 | 最高 487m・最低 35m |

第2 地形、地質

1. 地形

町の地形は、大別して(1)山地、(2)丘陵地、(3)台地、及び(4)低地に分類される。

(1) 山地

町の西部は山地であり、これは生駒山地の南東部にあたる。生駒山地は、南北に連なって大阪府と奈良県の境界となる山地であり、町域においては、斜面は全般的に緩傾斜であるとともに、狭長な谷底平野を伴う細谷に刻まれた小起伏面をなす。この小起伏面は起伏量100m未満で、主として花崗岩質の岩石からなる。町域では、高安山(487.5m)付近が最も高く、標高は150~480mである。

(2) 丘陵地

生駒山地の山麓部には丘陵地が発達しており、大阪層群が基盤岩である花崗岩を覆って分布している。標高は70~150mであり、現在では宅地造成されて、旧地形が不明瞭となっている。

(3) 台地

台地は丘陵地に続いて広がり、標高は40~80mであって、沖積層及び大阪層群で構成される。立野北では台地と丘陵地の境がほぼ東北東~西南西に延びる急崖になっている。

(4) 低地

低地は大和川による沖積平野であり、信貴川が大和川に合流するあたりに形成されたものが主であって、標高は40m前後である。

一般に、この地域は王寺低地と称されている。この王寺低地は、北方の生駒山地~矢田丘陵、南方の明神山地~馬見丘陵などに囲まれた袋状の小盆地である。

2. 地質

町の地質を地形と対応させると、以下のようになる。

山 地：領家複合岩類

丘陵地：大阪層群

台 地：大阪層群及び沖積層

低 地：沖積層

(1) 山地

山地の地質は、領家複合岩類の花崗岩類・塩基性岩類・片麻岩類から構成される。これらは一般に地表部において風化が著しいが、深部までマサ土化している部分や地表付近に硬質なコアストーンが残っている部分などがあり、風化形態は複雑である。マサ土は砂質土の性状を示すため、急傾斜を形

成する部分では表層崩壊が発生しやすい。

(2) 丘陵地

この地質は、領家複合岩類を大阪層群砂礫層が薄く覆って形成される。付近のボーリング調査結果によると、ここでの大阪層群の層厚は 10m前後と薄い。現在は宅地造成によりほぼ平坦化され、切土部(旧尾根部)と盛土部(旧谷部)で形成されている。

(3) 台地

台地の地質は、大阪層群砂礫層を沖積層が覆って構成されている。町西部の台地では、表層地質が大阪層群となっている。

(4) 低地

この地質は、砂質土主体の沖積層が層厚 3 m程度堆積し、以深は層厚 3 m前後の砂及び砂礫より構成される段丘層と、砂・粘土の互層より構成される大阪層群が認められる。

第3 気象

1. 気象状況

1988～2017年の30年間について、「気象庁気象統計情報(奈良)」を基に、町における気象状況ととりまとめる。

- (1) 気候的には、盆地型の内陸性気候であり、一般的に夏は蒸し暑く、冬は冷え込みが激しい。
- (2) 30年間の年間総雨量の平均は 1,342mm である。
- (3) 降雨量が多いのは6月で 188.8mm である。逆に降雨量が少ないのは12月で 47.3mm である。
- (4) 年平均気温は 15.0 である。
- (5) 月別最高気温の年平均は 20.5、月別最低気温の年平均は 10.3 であり、その較差は 10 を超える。

2. 大雨の特性

1988～2017年の30年間について、「気象庁気象統計情報(奈良、田原本)」を基に、大雨の状況ととりまとめる。

豪雨災害に関わる最大日雨量は 200～215mm 程度であり、また最大時間雨量は 80mm 程度であることが分かる。

【大雨特性】

| 要素 | 奈良(発生年) | 田原本(発生年) |
|--------|----------------|----------------|
| 最大年総雨量 | 1,693mm(1998年) | 1,633mm(1993年) |
| 最大日雨量 | 197mm(2017年) | 215mm(2017年) |
| 最大時間雨量 | 79mm(2000年) | 80mm(2010年) |

災害復旧事業における事業採択要件となる気象条件は、最大日雨量 80mm、最大時間雨量 20mm である。

第4 社会的条件

昭和50年以降の本町の人口推移を、住民基本台帳に基づいて示すと次表のとおりである。町では、これまで長年にわたり民間開発と土地区画整理事業の進展により宅地が増加し、これに伴って人口も増加し続けてきた。

この人口増については、1年間に2,000人近くにも達した時期があったが、増加傾向は昭和55年～60年にピークを迎え、その後は大規模開発が少ないことから人口変動も僅かとなっている。平成12年から平成17年にかけて約400人減少したのち、増加傾向に転じ、平成27年には23,200人となっている。一方で人口構成に関しては、出生率の低下により若年層の増加は見込めず、高齢化の進展により「逆釣り鐘」型の傾向を強めている。

【年次別人口推移表】

(各年度4月1日現在)

| 年度 | 昭和50年 | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人口 (人) | 13,046 | 16,473 | 21,034 | 22,418 | 23,421 | 23,430 | 23,006 | 23,029 | 23,200 |

次に、町の都市環境に関しては、かつてはイチゴや花卉の園芸農業の生産地であり、また下駄の鼻緒や軽装履きなどの地場産業が盛んであった。しかし近年では急速な住宅開発が進み、大阪市を中心とする大都市圏のベッドタウンとして大きく変貌した。さらに町は、大和平野を中心とした25市町村からなる「大和都市計画区域」に含まれており、町の健全な発展と秩序ある整備を図るため、道路・公園・下水道などの都市整備を推進している。

資料編

・ -1-(1) 三郷町地形区分図

・ -2-(5) 奈良・田原本観測所における雨量データ

第4節 三郷町の過去の災害

本町は大和川沿いに立地しており、大和川流域は歴史的にみても数多くの水害が起きてきた地域である。氾濫の原因は流域の豪雨と大和川の水はけの悪さであるが、その要因としては、宅地開発に伴い上流の奈良県側では流量が増大している反面、下流の大阪側は河川改修が進んでいないことが大きく影響している。奈良県側の上流部に比べて川の幅員も狭く、川床も浅い亀の瀬地区で水がせき止められたかたちになり、奈良県側の水位が増大する。このため、支流から本流への流入を阻むことになり、大和川はもちろん、信貴川等支流の氾濫を引き起こすことになる。

本節では、風水害による主な被害として昭和57年の豪雨、平成29年の台風21号によるものを示す。

第1 昭和57年の豪雨

本町では、昭和57年の豪雨により、急傾斜地の崩壊、地すべりの発生により死者1名がでたほか、大和川をはじめとする河川の増水により勢野地区を中心に家屋の浸水など多数の住民が被害にあい、その生活が脅かされることとなった。

台風10号の影響で8月1日0時頃から雨が降り始め夕方をピークに2日未明に降り止んだ。しかし、同日夜半頃から再び台風9号くずれの低気圧により降り始め3日12時頃まで続いた。この降雨により、台風10号の降雨に追い打ちをかけるかたちになり大和川沿いで浸水（内水氾濫）が起こった。また、南畑では土砂くずれが発生し1人が死亡した。

資料編

- ・ -2-(7) 昭和57年災害における状況

第2 平成29年の台風21号

1991年以降の台風で初めて超大型の状態を上陸した台風21号により、西日本を中心に暴風が吹き荒れた。本州南岸に停滞する前線及び台風本体の雨雲により、紀伊半島の和歌山県、奈良県、三重県を中心に24時間降水量400ミリ前後の大雨となった。

台風21号は、全国的に人的被害をもたらしたものの、本町では人的被害は無く、大和川の増水や内水氾濫によりJR三郷駅や周辺家屋・勢野地区の多数で浸水被害が発生した。

被害家屋は、一部損壊3棟、床上浸水28棟、床下浸水25棟となった。

資料編

- ・ -2-(8) 平成29年台風21号災害における状況

第2章 災害減災計画

第1節 避難行動計画

担当：総務部

町は、風水害等から住民の安全を確保するため、総合的かつ計画的な避難対策の推進を図る。

第1 定義

1. 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味する。

2. 用語について

本町において避難所に関連する用語は次のとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|------------|--|
| 指定避難所 | 災害の危険性があり、避難した住民等が災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在する、又は災害により家に戻れなくなった住民等が一時的に滞在する施設（災害対策基本法第四十九条の七） |
| 福祉避難所 | 以下の基準に適合した施設のこと。 <ul style="list-style-type: none">・高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者の円滑な利用を確保するためのバリアフリー化等が整備された施設・災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けられる体制が整備されている施設・災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な部屋が可能な限り確保されている施設 |
| 一時避難地（ 1 ） | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所（災害対策基本法第四十九条の四） |
| 補助避難所（ 2 ） | 被災状況に応じて一部の地域に被害がある場合に開設する場所で、指定避難所を補助する規模の小さい施設 |
| 自主避難所（ 2 ） | 被害が発生していない場合でも、台風が接近しているなど、身の危険を感じて自主的に避難したい方のための避難所 |

1：災害対策基本法において、「指定緊急避難場所」として町長が指定することとされているが、本計画では本町の防災マップ等で使用している「一時避難地」を用いる。

2：「補助避難所」、「自主避難所」はともに、本町が独自で設定している避難所。

第2 避難路の選定基準

町は、次の事項に留意して避難路を選定し、日ごろから住民への周知徹底に努める。

（1）避難路は、原則として一時避難地兼指定避難所又は補助避難所に通じる道路とする。

（2）避難路は、可能な限り崖、河川等により水害・土砂災害の危険がない道路とする。

(3) 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

第3 一時避難地の指定

1. 指定基準

町長は、災害時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を、災害の種類ごとに指定する。なお、指定の際には災害の種類ごとにより避難に適した施設又は場所を一時避難地に指定するよう努める。

(1) 災害の種類

- ア．洪水
- イ．崖崩れ、土石流及び地滑り
- ウ．内水氾濫・外水氾濫による浸水

(2) 指定基準

- ア．災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他のもの（以下「居住者等」という。）等に開放されること。
- イ．居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（以下「安全区域」という。）外にある一時避難地の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒もしくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- ウ．災害が発生した場合において、安全区域内にあるものであること。ただし、工、オに適合する施設についてはこの限りでない。
- エ．災害により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
- オ．洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用される施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。
- カ．一時避難地となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。
- キ．避難者1人当たりの必要面積を十分確保できること。また、地区分けをする場合においては、防災地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避けること。

2. 指定に当たっての注意事項

町長は、一時避難地を指定しようとするときは、当該一時避難地の管理者（町管理の場合を除く）の同意を得る。

3. 県への通知

町長は、一時避難地を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに公示する。

4. 指定の取消

町長は、当該一時避難地が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消す。その際、その旨を知事に通知するとともに公示する。

5. 留意事項

一時避難地から指定避難所への円滑な移動を図るため、普段から住民等に対して制度の趣旨と一時避難

地等の所在地情報の周知徹底を行う。その際、災害の種類に適合した一時避難地へ避難すべきことの周知に努める。

第4 一時避難地及び避難路の整備

町は関係機関と協力し、一時避難地及び避難路について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。

- (1) 一時避難地に指定されている施設等の耐震性の確保や、複数の進入口の整備、非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- (2) 高齢者や障がい者等に配慮した一時避難地への避難誘導標識等の整備
- (3) 幅員や明るさ、落下・倒壊物対策など避難路における通行の安全性の確保
- (4) 避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなどの避難活動の促進
- (5) 誘導標識の設置の際は日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し避難場所の災害種別を明示
- (6) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進

第5 一時避難地の公表

町は一時避難地の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表する。

第6 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び体制の構築

町は、発災時に迅速かつ的確な避難勧告等の発令が行えるよう、避難勧告等に係る具体的な発令基準を策定する。河川の水位や気象情報、土砂災害は土砂災害・防災情報システムのメッシュ情報や気象情報を使用した具体的な基準を策定する。また、勧告等を有効なものとするため、発令する対象地域を適切に設定するよう留意する。策定にあたっては、「避難勧告等に関するガイドライン（避難行動・情報伝達編）（発令基準・防災体制編）（平成29年1月 内閣府（防災担当）」、「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月 国土交通省砂防部）」等を参考にする。

また、必要に応じて躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第7 住民への情報伝達手段の確保

発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できないおそれがあることから、町は、確実に住民に情報が伝達できるよう、下記に挙げるような可能な限り多様な情報伝達手段の確保に努める。

その際は、高齢者、障がい者等へ配慮する。

- (1) テレビ放送
- (2) ラジオ放送（コミュニティFM含む）
- (3) 防災行政無線（同報系）（屋外拡声器、戸別受信機）
- (4) IP告知システム
- (5) 緊急速報メール
- (6) フェイスブック等のSNS
- (7) 広報車、消防団による広報
- (8) 電話、FAX、登録制メール
- (9) 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ

第8 住民への周知及び啓発

町は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の一時避難地や避難路、避難勧告等の発令基準などを周知する。あわせて、県と連携して住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害軽減の取組を行う契機となるよう分かりやすい水害リスクの開示に努める。

町では、「三郷町洪水・土砂災害ハザードマップ」を用いて、浸水想定区域、早期の立退き避難が必要な区域の明示など、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを広報紙等を通じて啓発し、理解してもらうようにする。

また、町は災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、雨の際は山や川に近づかないことを住民に対し啓発する。

また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し「早期の立退き避難が必要な区域」からの早期な立退き避難を求めるとともに、水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えについて普及啓発を図る。

第9 避難計画の策定

町は、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会など地域住民組織と連携した体制づくりを図る。

平常時から福祉担当部局が中心となって、避難行動要支援者の所在等について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ把握に努める。

また、災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ次の事項を内容とした避難計画を策定する。

- (1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する基準及び伝達方法
- (2) 避難勧告等の発令区域・タイミング
- (3) 水害、土砂災害、複数河川の氾濫など、複合的な災害の発生
- (4) 一時避難地の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (5) 一時避難地への経路及び誘導方法
- (6) 一時避難地の整備に関する事項
- (7) 避難準備及び携帯品の制限等

資料編

- ・ -1-(1) 一時避難地一覧表及び位置図
- ・ -1-(2) 指定避難所・補助避難所及び福祉避難所一覧表及び位置図

第10 防災上重要な施設における計画

町は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にあり利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要な以下の要配慮者利用施設を指定し、避難確保計画の作成を指導する。

指定された施設の管理者は、次の事項に留意して避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を行い避難の万全を期するとともに、作成した避難確保計画を町に提出するものとする。

町は提出された計画の内容について確認するとともに、定期的な再確認と施設への指導を行う。また、町は計画未作成の施設に対して、水防法等で定められた計画作成指示・公表制度を必要に応じて活用する。

1. 学校

学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、児童及び生徒の身体並びに生命の安全を確保するために、次の事項に留意して避難確保計画を作成する。

- (1) 活動内容、活動体制、体制確立の基準、対応要員
- (2) 収集する主な情報と収集方法、伝達情報及び伝達内容

- (3) 避難場所、避難経路、避難誘導及びその指示伝達の方法
- (4) 情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材等の状況
- (5) 教職員等を対象とした防災教育及び訓練の実施時期、内容
- (6) 自衛水防組織の業務内容、構成員に対する教育・訓練の実施時期、内容
- (7) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (8) 避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法

2. 医療施設

医療施設においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるため、次の事項に留意して避難確保計画を作成する。

- (1) 活動内容、活動体制、体制確立の基準、対応要員
- (2) 収集する主な情報と収集方法、伝達情報及び伝達内容
- (3) 避難場所、避難経路、避難誘導及びその指示伝達の方法
- (4) 情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材等の状況
- (5) 職員等を対象とした防災教育及び訓練の実施時期、内容
- (6) 自衛水防組織の業務内容、構成員に対する教育・訓練の実施時期、内容
- (7) 避難場所の選定、収容施設の確保及び移送方法
- (8) 避難後の治療・保健・衛生・給食等の実施方法

3. 社会福祉施設

高齢者、障がい者及び児童が入居する社会福祉施設においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、次の事項に留意して避難確保計画を作成する。

- (1) 活動内容、活動体制、体制確立の基準、対応要員
- (2) 収集する主な情報と収集方法、伝達情報及び伝達内容
- (3) 避難場所、避難経路、避難誘導及びその指導伝達の方法
- (4) 情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材等の状況
- (5) 職員等を対象とした防災教育及び訓練の実施時期、内容
- (6) 自衛水防組織の業務内容、構成員に対する教育・訓練の実施時期、内容
- (7) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (8) 避難後の保健・衛生・給食等の実施方法

資料編

- ・ -1-(3) 要配慮者利用施設の名称、所在地

第2節 避難生活計画

担当：総務部

第1 指定避難所の指定

1. 指定基準

町長は、次の事項に留意して避難所を指定し、日ごろから住民への周知徹底に努める。また、公共宿舍施設、民間施設などの把握及び管理者との協議により、大規模災害時に備えた避難収容施設の確保に努める。

- (1) 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに、被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 避難所は、地域的な特性や過去の教訓などを踏まえ、想定される災害による影響が比較的少ない場所で、耐震化・不燃化の促進、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合するものであること。

2. 指定に当たっての注意事項

町長は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得なければならない。
町長は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

3. 県への通知

町長は、指定避難所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

4. 指定の取消

町長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示する。

5. 住民への周知

町長は、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を周知する。

第2 多様な施設の利用

1. 県有施設の利用

町は県と協力し、指定避難所の不足に備えて県有施設の指定を検討する。

2. 民間施設の利用

町は、指定した避難所では避難者に対して収容人数が不足する場合に備えて、寺院やホテル、旅館等の民間施設の利用についても検討する。

3. 隣接市町における受入体制の検討

町は、避難所の不足や災害の想定等により必要に応じて、隣接市町との間で災害発生時における避難者の受入や一時避難地の設置等に関する検討を事前に行っておく。

4. その他の施設の利用

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。

第3 指定避難所の整備

町は、指定避難所について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、少しでも良好な生活環境を確保するために、次のとおり施設・設備の整備に努める。

1. 指定避難所に指定されている施設等の整備

(1) 良好な生活環境の確保

町は、高齢者、障がい者等の良好な生活環境の確保のため、当該指定避難所におけるトイレのバリアフリー化等の確保に努める。

(2) 耐震性の強化

町は、当該指定避難所における耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図る。

2. 設備の充実による避難施設としての機能強化

(1) 非常用電源、自家発電機

(2) 複数の通信手段

(3) 照明設備

(4) 食料、飲料水、生活用品

(5) マスクや手指消毒液

(6) 暖房器具

(7) プロパンガス等の燃料

(8) 簡易トイレ

(9) パーティション 等

3. 要配慮者や、女性、乳幼児等を考慮した避難施設・設備の整備

(1) 紙おむつ等の介護用品

(2) 口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨剤等）

(3) 高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事

(4) 生理用品

(5) 粉ミルク、おむつ等の乳幼児用品

第4 指定避難所の公表

町は指定避難所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表するようにする。

第5 避難所の運営

町は、避難所の管理運営体制として、避難所の管理者不在時の開設体制、避難所を管理するための責任者の派遣、災害対策本部との連絡体制、自主防災組織、施設管理者との協力体制、避難者への給水、給食、日用必需品等の支給方法、避難所等での応急教育、保育施設の開設について整備し、また、防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。

1. 避難所運営マニュアルの作成

町は、災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運営マニュアル(平成29年3月改定)」に基づき、地域の実情に応じた適切な避難所運営のためのマニュアルの作成に努める。

【マニュアルの主な記載内容】

1. 避難所運営の基本方針
2. マニュアルの目的・構成及び使い方
3. 各ステージ(初動期、展開期、安定期、撤収期)で実施すべき業務の全体像
4. 各ステージ(初動期、展開期、安定期、撤収期)で実施すべき個々の業務
5. 要配慮者への対応
6. 女性への配慮
7. 避難所のペット対策
8. 大規模災害時の避難所の状況想定
9. 関係機関の役割
10. 様式

2. 住民等による自主運営に向けた運営体制の周知

町は避難所の運営に関して、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるよう、自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

また、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者・住民・自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

3. 避難所開設・運営訓練の実施

町は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアルに沿った避難所開設・運営訓練を実施し、実際の災害に備えることとする。

その際に県と連携し、職員に対して、避難所運営のための知見やNPOなどの関係団体(機関)との連携強化などを図る避難所運営研修を実施し、研修の強化・充実を図る。

第6 在宅被災者等への支援体制の整備

町は、在宅被災者が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

第3節 要配慮者の安全確保計画

担当：総務部、住民福祉部、こども未来創造部

大災害の発生に際し、自力避難が困難な避難行動要支援者をはじめ、女性等にも配慮した平常時の防災に関する定めを行い、最小限の被災に抑止するものとする。

第1 全体計画の策定

町は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、本計画において下記の重要事項を定める。また、必要に応じて、地域防災計画の下位計画として、全体計画を定める。

1. 避難支援等関係者となる者

町、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織とする。

2. 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- (1) 65歳以上の単身高齢者
- (2) 75歳以上の夫婦世帯
- (3) 要介護3～5の認定を受けている方
- (4) 次の身体障害者手帳を交付されている方
 - ア. 下肢機能障害の1・2級
 - イ. 体幹機能障害の1・2級
 - ウ. 運動・移動機能障害の1・2級
 - エ. 視覚障害1・2級
 - オ. 聴覚障害2級
- (5) 療育手帳A・A1・A2を交付されている方
- (6) 精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている方
- (7) その他支援が必要な方で、本人又は地域から申し出があった方

3. 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、以下に掲げる個人情報を登録する。

なお、個人情報は、町の保有する情報及び本人から収集する。

- (1) 氏名、住所（又は居所）、性別、生年月日
- (2) 電話番号、緊急連絡先
- (3) 避難支援等を必要とする理由
- (4) 家族・同居状況
- (5) かかりつけ病院、必要な薬
- (6) 緊急通報システムの有無
- (7) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

4. 名簿の更新に関する事項

- (1) 毎年度定期的に更新する。
- (2) 登録事項に変更の届出があった場合は、適宜変更する。
- (3) 名簿登録者が死亡、転出及び名簿登録の要件に該当しなくなった場合は、適宜登録を抹消する。

5. 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿

を提供する。

ただし、リスト全体の提供については年1回(5月)とし、新規・異動情報の提供については、定期的に提供する。

名簿の保管方法について個人情報であるため、施錠可能な場所での保管、名簿取扱者の限定などの条件について、町が確認したうえで協定書の締結を行う。

6. 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び講ずる措置

- (1) 町長は、名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (2) 名簿情報の提供を受けた者、その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由なく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7. 避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会など地域住民組織と連携した体制づくりを図る。

8. 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が、避難行動要支援者について避難の支援、安否確認等を実施する際は、自身の安全確保に十分配慮した上で実施する。

第2 避難行動要支援者名簿の整備

町は、避難行動要支援者(災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者である65歳以上の単身世帯、75歳以上の夫婦世帯、障がい者等をいう。以下同じ。)の避難支援等を実施するための基礎とする名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。)を作成している。

今後は、避難行動要支援者名簿の充実を図り、消防・警察等の関係機関との連携のもと、支援体制の確立に努める。

また、名簿には避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

なお、名簿情報の収集・更新にあたっては、民生・児童委員や自治会役員など地域住民の協力を得て行う場合も多いことから、地域コミュニティの活性化を図るなど、避難行動要支援者が安心して地域住民に情報提供できる雰囲気づくりが大切である。

災害時には、本人の同意を得ないで名簿情報を支援者に提供することができるが、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、町は個人情報について、平常時においても避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。したがって、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意のうえ、名簿情報を適切に避難支援等関係者に提供する。

第3 個別支援計画の作成

町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画、避難行動要支援者名簿の作成に併せて、平常時から、必要に応じて避難行動要支援者の一人ひとりの状況をふまえた個別支援計画の作成を進めるよう努める。

その際は、地域の特性や事情を踏まえつつ、避難行動要支援者本人と、避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行う。

個別支援計画は、避難行動要支援者本人、その家族、避難所及び町役場の必要最小限の関係部署のほか避難支援者など避難行動要支援者本人が同意した者に配付し、また、その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保するなど、情報管理上の責任を明確にし、情報の管理方法を確立するよう求める。

第4 地域における支援体制のネットワークづくり

町は、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

第5 福祉避難所の整備

町は、福祉避難所について、内閣府が発行する「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に基づき施設を選定し、また、必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられた社会福祉施設や旅館・ホテル等を、受入可能人数や受入条件等を明確にして、様々な目的に応じた臨時的な福祉避難所として施設側と事前協定を結ぶ。

なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行うよう努める。

また、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう周知・広報を行う。

第6 情報伝達手段の整備

過去の災害においては、要配慮者には災害時に情報がなかなか伝達されなかったという状況があったため、災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話による災害用伝言板サービスの活用を図るほか、情報提供の方法について、点字、録音、文字情報等の工夫を図ることが求められる。

また、日ごろから、要配慮者自身に緊急時に情報を知らせてもらえる人、安否を確認してくれる人など、情報を得る手段を確保しておくよう周知しておくことが大切であるとともに、平常時から要配慮者に関わりのある当事者団体や介護保険事業者等のネットワーク等の活用を含め、多様な伝達ルートを確認しておくよう努める。

さらに日本語理解が十分でない外国人については、情報弱者になりやすいため、災害情報の提供については出来るだけ多言語で行うなど、日ごろから通訳者の確保に努める。しかし、短時間に情報を多言語に翻訳して情報提供するのが困難な場合には、「ピクトグラム（図記号）」や「やさしい日本語」で伝えるなど、伝達手段について考慮する。

第7 防災訓練、教育の実施

地域住民に対し、要配慮者の支援に関する知識や情報を周知するためには、地域住民、防災住民組織、地元の警察・消防・医療機関・障がい者団体(又は関係団体)等と要配慮者が合同で、実際に救出訓練や避難訓練を行い、防災訓練を体験する場を提供することが求められる。また、防災訓練には要配慮者の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、共助を行うにあたり、例えば避難行動の際

の支援方法（車椅子を押す、施設へ誘導するなど）の習得を、住民も含めて取り組むよう努める。

さらに、可能であれば、地域の社会福祉施設等が行う防災訓練に地域住民や自主防災組織等が参加したり、災害時の相互応援協定を締結するなど、地域での協力体制づくりを進める。

防災知識の普及は、要配慮者の内容、程度及び地域の組織や支援者の状況などを考慮し、おおむね次の方法により行うものとする。

- (1) 視覚機能に障がいのあるとき
 - ア．音声情報による周知
 - イ．拡大文字による周知
 - ウ．その他、効果的な方法の併用による周知
- (2) 聴覚機能に障がいのあるとき
 - ア．文字情報による周知
 - イ．映像による周知（テレビ、パソコン等）
 - ウ．手話による周知
 - エ．その他、効果的な方法の併用による周知
- (3) 言語理解が困難な方の場合
 - ア．外国語による周知
 - イ．その他、効果的な方法の併用による周知
- (4) 観光客等で現地事情に詳しくない方の場合
 - ア．地図つき情報による周知
 - イ．その他、効果的な方法の併用による周知

第8 要配慮者向け生活用品・食料等の準備

町において備蓄物資を検討する場合、食料品については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、要配慮者に配慮した食料品の備蓄を検討するよう努める。

備蓄が困難な場合は、民間企業等との間に協定を結ぶなどにより、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ用装具、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品など要配慮者に必要な生活用品等についても確保を図るよう努める。

但し、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要援護者にできるだけ自分で用意するように求める。なお、大災害時には輸送ルートの遮断等により、物資がすぐに届かないおそれがある点にも留意が必要である。

第4節 住宅応急対策準備計画

担当：総務部、環境整備部

第1 応急仮設住宅の供給体制

町及び県は、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅を設置できる用地を逐次見直しのうえ把握し、一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

また県の主導により、被災状況等に応じて市町村を跨いだ避難者にも柔軟に対応できるよう、応急仮設住宅の設置可能戸数等については市町村間の連携を進める。

さらに、大規模災害時には近隣府県等において同等以上の被災が発生し、県内の応急仮設住宅の供給が不足する可能性も踏まえ、広域的な観点にたった実質的な供給体制が構築できるよう、関係機関との検討・調整に努める。

第2 応急仮設住宅の設置

町及び県は、応急仮設住宅の設置について、住宅被害想定に基づき必要戸数の想定を検討する。

第3 公営住宅の空き家状況の把握

町及び県は、災害時における被災者用の住居として、耐震性が確保された利用可能な公営住宅の空き家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

また、避難が長期間に及ぶ可能性もあるなか、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本来入居者として入居できるような仕組みの構築に努め、併せて金銭的な負担が生活再建の妨げとならないよう特に家賃負担の軽減への配慮を行う。

第5節 防災教育計画

担当：総務部、教育委員会

町は、防災知識の普及啓発、防災訓練の実施などにより、住民の防災意識の高揚に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者に配慮するとともに、平常時から地域において避難行動要支援者を支援する体制の整備を図る。

第1 学校における防災教育

1. 趣旨

学校における防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。

防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童生徒等の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた展開が必要である。

防災教育のねらいは、次に掲げる三つにまとめられる。

【防災教育のねらい】

- (1) 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- (2) 災害、台風等の発生時に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

また、発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、次に掲げる各校種毎の目標により児童・生徒等の発達の段階を考慮し指導する。

【各校種毎の目標】

- (1) 幼稚園・保育園段階における目標
安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる。
- (2) 小学校段階における目標
日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りができる。
- (3) 中学校段階における目標
日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や、災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できる。

2. 防災教育の内容

学校教育を通じて、災害に対する知識の普及を図るとともに、平成18年県教育委員会発行の指導資料「奈良県学校地震防災教育推進プラン」- 災害に自立的に対応できる子どもの育成 - を参考としながら、避難訓練を実施する等、児童・生徒等の防災意識の高揚を図る。

防災教育にあたっては、様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について展開する。

- (1) 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (2) 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (3) 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
- (4) 風水(雪)害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

- (5) 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- (6) 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- (7) 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- (8) 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- (9) 災害時における心のケア

3. 防災教育に関する指導計画の作成

防災教育に関する指導計画は、防災教育を学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動(学級 ホームルーム 活動及び学校行事)などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上で、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成すること。

また、防災教育に関する指導計画を作成する際には、次に掲げる内容について配慮すること。

【指導計画作成に当たっての配慮事項】

- (1) 防災教育は、災害など共通に指導すべき内容と学校が所在する地域の自然や社会の特性、実情等に応じて必要な指導内容等について検討し、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら進める必要がある。
- (2) 学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課外指導等も含め各教科等の学習を関連づけるなどして、教育活動全体を通じて適切に行えるようにする。
- (3) 防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための計画であるが、年度途中で新しく生じたり、緊急を要する問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性を持たせることが必要である。
- (4) 避難訓練の計画を立てるに当たっては、学校等の立地条件や校舎の構造等に十分考慮し、火災、地震、土砂災害など多様な災害を想定する。実施の時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定する。その際、休憩時間、清掃時間など災害の発生時間に変化を持たせ、児童・生徒等が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できるよう配慮する。また、学級(ホームルーム)活動との連携を図り、事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生メカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練の反省事項についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮する。なお、避難訓練の実施に際しては、地域の消防署や警察署、自治体の防災担当部局と連携して、計画実施に努めることが重要である。
- (5) 防災教育の授業を実施するに当たっては、児童・生徒等が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、国や自治体、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用する。その際、コンピュータや情報ネットワークを活用するなど指導方法の多様化にも努める。
- (6) 児童・生徒等が体験を通して勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うことができるよう、日ごろから地域社会と連携したボランティア活動に関する学習の場を設定できるよう検討する。
- (7) 障がいのある児童・生徒等について、個々の障がいの状況等に応じた指導内容や指導方法を工夫する必要がある。特別支援学級を設置している学校、通常の学級に障がいのある児童・生徒等が在籍している学校においては、特別支援学校等の助言等を活用する。また、特別支援学校においては、地域や学校の実態に応じて、地域の関係機関や高等学校等と連携しながら避難訓練を行うなど地域と一体となった防災教育を検討する。
- (8) 防災教育の推進に当たっては、家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施について検討する。その際、地域の関係機関、自主防災組織などとの情報交換及び協議を行うなど、計画の作成及び実践が円滑に行われるようにする。

- (9) 学校は、保護者参観等の機会を捉え、防災に関する講演会を開催したり、児童・生徒等を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するように促したり、日ごろから「開かれた学校づくり」に努める。
- (10) 教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るため、防災教育・防災管理に関する教職員の研修を計画し実施する。
- (11) 学校は、防災教育の評価を多面的に行うため、教職員による評価に加え、「災害に適切に対応する能力は身に付いたか」等に関して児童・生徒等による自己評価を実施する。また、外部評価の導入も積極的に検討すべきであり、その方法としては保護者や地域住民等による評価をはじめ、学校や関係機関で構成する地域学校安全委員会等を活用する。

4. 教職員に対する防災研修

町及び県教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童・生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得並びに技能の向上を図る。

第2 住民に対する防災知識の普及

災害から、住民の生命、身体、財産を守るためには、町、県、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日ごろから災害に対する正しい知識を身につけておく必要がある。

そのため、町、県、防災関係機関は、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に行うことで住民の防災意識の高揚を図り、災害に対する備えを進める。

1. 普及の内容

普及する知識は、住民の自助の促進に役立つものであることに留意する。

- (1) 自主防災組織活動、防災訓練など防災活動への参加
- (2) 地域の災害危険箇所（早期の立ち退き避難が必要な区域など）
- (3) 過去の主な災害事例及びその教訓
- (4) 気象知識（特に近年の局地的大雨、竜巻等への対応）
- (5) 地域の一時避難地、指定避難所、避難経路、避難勧告等の発令基準、災害発生のおそれがある場合の早めの避難行動など避難に関する知識
- (6) 家庭での災害予防や安全対策（家具の固定、非常持ち出し品の準備等）
- (7) 家庭での食料、水、生活用品の備蓄等（アレルギー対応食や常備薬、口腔ケア用品などを含む）
- (8) 災害発生時の行動（安全確保行動、家族の安否確認、情報収集、自家用車の使用自粛等の注意事項、要配慮者への支援等）
- (9) ライフライン途絶時の対策
- (10) 生活再建に向けた事前の備え（水害保険・共済等への加入 等）

2. 普及の方法

町、県、防災関係機関は、各種の広報媒体や講演会などを利用して防災知識の普及啓発に努める。

- (1) パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ビデオ等を作成・活用するとともに、町広報紙、インターネットを活用したホームページ及びテレビ、ラジオなどマスメディアを利用した普及啓発を実施する。また、外国語、点字版の作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等が理解で

きるよう、多様できめ細かな措置を採る。

(2) 活動等を通じた啓発

防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、住民防災訓練の実施、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

(3) 防災教育啓発施設の整備・活用

住民が防災意識を高め、また対応力を向上することができるよう、防災資料館等を備えた防災教育啓発施設を整備し、これを活用する。

第3 職員に対する防災教育

災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、町職員に対し防災教育を実施する。

(1) 教育の方法

ア．講習会、研修会等の実施

イ．見学、現地調査等の実施

ウ．防災活動マニュアル等の配布

(2) 教育の内容

ア．町地域防災計画、県地域防災計画、県水防計画等及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担

イ．非常参集の方法

ウ．気象、水象、地象、その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性

エ．過去の主な災害・被害事例

オ．防災知識と技術

カ．防災関係法令

キ．その他必要な事項

また、県及び関係省庁と連携して、町長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、国及び地方公共団体の災害対応能力の向上に努める。

第4 防火管理者に対する防災教育

町及び県は、防火管理者に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。

また、防火管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における適確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

第5 災害教訓の伝承

町及び県は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第6節 防災訓練計画

担当：総務部、三郷町消防団

第1 訓練の考え方

町及び関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るため、関係機関の積極的参加と住民、自主防災組織及びその他関係団体の協力を得て、各種災害に関する訓練を定期的を実施する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練を実施し、訓練後には評価を行い、計画や体制等についての課題等を明らかにし、適宜、その改善を行う。

また、各種防災訓練を行うにあたっては、大規模災害を想定したものとし、夜間・休日等実施時間を工夫する等様々な条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的な訓練となるよう努める。

訓練にあたっては、必要に応じて県と共同して、災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、非常参集訓練や、災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図るとともに、地震、水害、土砂災害、林野火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な訓練を実施するよう努める。

第2 実施する訓練

1. 総合訓練（町、関係機関）

本計画で定める被害想定を基本として関係機関との合同により、下記の各種訓練を統合して行う。

また、地域住民や事業者がコミュニケーションを図り、災害に備えた避難方法の検討や訓練、災害発生時の速やかな避難行動、避難後の避難所運営の手助けなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進するなど、住民の防災意識向上の取組に努める。

2. 個別訓練

（1）組織動員訓練（町、関係機関）

休日、夜間など勤務時間外において、水害などの災害が発生した場合、これに対処するために必要な職員を早期に召集し、活動体制を確立するための訓練を実施する。

（2）非常通信連絡訓練（町、関係機関）

震災等の災害時において、有線通信が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合に、無線通信系及び他の手段による通信連絡の円滑な遂行を図るため、通信手続き、無線機の操作及び非常通信に関する訓練を実施する。

（3）消防訓練（消防機関及び関係機関）

火災の防御と避難者の安全確保等の被害を軽減するための消防活動訓練を実施する。

（4）災害救護訓練（町、関係機関）

多数の要救助者及び被災者が発生した場合における人命救助、救出、医療救護並びに被災者に対する給水、給食等、住民の生命及び身体を災害から保護するための訓練を実施する。実施効果のある台風期前の適当な時期を選んで実施する。

（5）避難訓練（町、関係機関）

避難の指示、勧告及び避難誘導等地域住民を安全に避難所へ避難させるための訓練を実施する。また、要配慮者にも積極的に参加いただき、孤立者、負傷者、高齢者及び障がい者等の避難誘導や介助方法等について重点的に実施する。

その際には、避難行動要支援者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のよ

うな訓練を実施する。

ア．安全な避難ルートの確認等のための避難訓練

（避難行動要支援者の避難支援訓練を含む）

イ．避難所開設・運営訓練

（要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女のニーズの違い等に配慮）

ウ．安否確認訓練

（例：平常時から各地区において、災害時の集合場所を決めておき、全員の安否を確認した上で避難所に集団避難し、町等に報告する）

エ．情報収集・伝達訓練

（例：避難勧告等が発令された場合の情報収集手段、伝達経路を確認する）

オ．避難勧告・指示等の避難情報の持つ意味などに防災知識を得るための研修会等

（6）施設復旧訓練（町、関係機関）

災害により土木施設、水道施設、ガス施設、電気施設及び通信施設等の生活関連施設並びに危険物施設等に被害が生じたことを想定し、これを迅速に復旧する訓練を実施する。

（7）水防訓練（町、関係機関）

水防管理団体は、水防活動を円滑に遂行するため、水位・雨量観測、消防団の動員、資機材の輸送、水防工法、水門等の操作、気象予警報の伝達等について訓練する。

（8）住民の訓練参加の要請（町、関係機関）

自主防災組織等の住民組織の災害発生時における行動力の向上を図るため、特に初期消火訓練及び避難訓練等の実施について指導を行い、訓練に際しては指導者を派遣する。

第3 防災関係機関等が実施する訓練

1．防災関係機関等の訓練

ライフライン機関、事業所、各種団体、学校等は、自ら従業員や児童・生徒等が参加する防災訓練を積極的に行う。

また、町が実施する防災総合訓練や、地域が実施する防災訓練に積極的に参加、協力を行う。

2．その他機関等の訓練

学校、病院、駅、工場、事務所、スーパー、旅館・ホテル等の諸施設における消防法で定められた防火管理者はその定める消防計画に基づき、避難訓練等を定期的の実施し、実効性のある消防計画及び自衛消防体制の確保等を進める。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

また、地域が実施する防災訓練に積極的に参加、協力を行うこととする。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

担当：総務部

町、住民、事業所等は、地域の住民、事業所による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえて、地域における自主防災体制の整備に努め、平常時からコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成に努める。

第1 自主防災組織の活動

自主防災組織は、次の事項を実施する。その際、自主防災組織は、消防団、近隣の自主防災組織、事業所等により組織されている防災組織等をはじめ、青年団、婦人会、自主防犯団体、民生・児童委員、社会福祉協議会、市民活動団体（NPO）、PTA等地域で活動する公共的団体、学校、医療機関、福祉施設、及び企業（事業所）等地域の様々な団体との連携に努めることとする。また、女性の参加促進に努めることとする。

1. 平常時の活動内容

- (1) 風水害ほか各種災害に対する防災の知識の普及や啓発
(例：広報紙による避難勧告等の避難情報のもつ意味の普及、災害時行動マニュアルの作成、言い伝えや警戒碑等が示す過去の災害の伝承等)
- (2) 地域における危険箇所の把握
(例：行政が作成したハザードマップの現地状況確認、石塀やブロック塀等倒れやすいものの点検等)
- (3) 地域における消防水利の確認
(例：消火栓の位置確認と保守点検、井戸・ため池・川などの把握と現状確認等)
- (4) 災害発生の未然防止
(例：消火器などの防災用品の頒布あっせん、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など)
- (5) 地域における情報収集・伝達体制の確認
(例：防災行政無線、エリアメール、広報車、近所の呼びかけ等多様な手段による避難勧告等の避難情報の伝達訓練等)
- (6) 避難行動要支援者の把握
(例：避難行動要支援者とそれを支援する人の名簿やマップの作成等)
- (7) 避難場所・避難所・医療救護施設及び避難経路の確認
(例：防災マップの作成による災害種類別の安全な避難方法と経路の検討、避難所の設備の点検等)
- (8) 防災資機材の整備、配置、管理
(例：バール、のこぎり、ジャッキの整備、発電機の動作確認、消火器の点検等)
- (9) 防災訓練の実施及び行政が実施する訓練への参加
(例：初期消火訓練、避難誘導訓練、図上訓練、地域のイベント時における災害疑似体験等)
- (10) 自主防災組織のリーダー・サブリーダーの発掘と育成
(例：消防署・消防団・民間企業・行政などのOBの活用、女性の積極的な登用、行政などが開催するリーダー養成研修への参加、地域住民の防災士の資格取得促進等)
- (11) 地域全体の防災意識向上の促進
(例：PTAや民生・児童委員をはじめ、地域の様々な団体と防災についての話し合う機会づくり、住民同士の勉強会の開催等)

2. 災害発生時の活動内容

- (1) 出火防止と初期消火による延焼の阻止（消火器や可搬式ポンプによる消火など）

- (2) 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）
- (3) 地域住民の安否確認
- (4) 正しい情報の収集、伝達（地域内の被害情報や避難状況の町への伝達、救援情報などの住民への周知など）
- (5) 避難誘導と、早期に自主避難が可能な場合はその勧誘（集団避難、要配慮者への援助など）
- (6) 避難所の運営、避難生活の指導
- (7) 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分
- (8) 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援

第2 自主防災組織の規約・平常時及び発生時の活動計画等

自主防災組織は、その活動がより効率的に行われるよう、町及び消防署と協議の上、規約、防災計画、中長期の活動目標を定めておく。また、自主防災組織内の編成にあたっては、任務分担（情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班等）をあらかじめ設定するよう努める。

第3 育成強化対策

町及び消防署は、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、次の方法で組織化及び活性化を支援する。また、その際は婦人防火クラブ、幼年消防クラブ、少年消防クラブなど防災・防火に関する組織のほか、婦人会、自主防犯組織、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

また、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、平常時から関係機関などの必要な場所に救助・救急用資機材を整備するとともに、自主防災組織と連携した防災訓練及び応急手当訓練を実施する。また、以下の取り組みも実施する。

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 地域住民組織に対する情報提供（防災及び救命救急に関する講演会、講習会、研修会、ワークショップ並びに出前講座の実施）教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (3) 自主防災組織が主体となり実施する訓練や研修会への積極的な支援、指導
- (4) 防災資機材の配布又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- (5) 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- (6) 自主防災組織同士のネットワーク構築の支援（相互に情報交換できるしくみづくり）
- (7) 自主防災に関する啓発資料の作成
- (8) 自主防災に関する情報の提供

また、地域防災計画で定めるべき事項としては以下のとおりとする。

- (1) 実施主体
- (2) 自主防災組織育成に関する計画（方針・目標・方法）
- (3) 自主防災組織への具体的支援策
- (4) その他必要な事項

第4 地区防災計画の策定等

町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災資機材や物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築、防災訓練その他当該地区における防災活動についての計画を作成する場合、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。

町防災会議は、この提案を受け必要があると認める場合は、地域防災計画の中に地区防災計画を定めることができる。

第8節 企業防災の促進に関する計画

担当：総務部、環境整備部

第1 企業・事業所の役割

1. 災害時に果たす役割

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努め、各事業所等において防災活動の推進に努める。

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資もしくは資材又は役務の提供を業とする者（例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（運送）事業者、建設業者等）は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、町が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

2. 平常時の対策

事業所等は、従業員・利用者等の安全を守り、地域への災害の拡大を防止するとともに事業活動を維持できるよう、自主防災体制を整備する。

- （1）建築物の耐震化、屋内の震災対策（オフィス家具等の転倒防止）、二次災害（爆発、火災、有害物質の漏洩、エレベーター内への閉じ込め等）の防止対策
- （2）物資の備蓄（救助用資機材、食料品関係等）
- （3）通信の確保（一般のNTT回線以外の通信手段）
- （4）企業情報の確保（サーバ等転倒防止、定期的なバックアップの実施）
- （5）自主的な防災組織の編成（勤務時間外の連絡体制の整備、非常時体制の整備）
- （6）防災計画、防災マニュアル（初動・安否確認）、BCP等の作成
- （7）従業員への防災計画、防災マニュアル等の研修
- （8）従業員による大規模災害を想定した防災訓練の実施
- （9）従業員の帰宅困難対策及び食料等物資の備蓄

第2 町の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

また、企業のトップから一般社員に至る従業員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、国（内閣府、経済産業省等）及び地方公共団体は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

さらに、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第3 商工団体等の役割

事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・

組合員等の防災力向上の推進に努める。

また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

第9節 消防団員による地域防災体制の充実強化計画

担当：総務部、三郷町消防団

第1 消防団の役割

消防団は、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減・安全確保に努める。

第2 他の組織との連携

1. 常備消防との連携

地域の防災力の柱となる常備消防との連携をさらに強化する。

- (1) 消防防災に関する普及啓発活動、特別警戒等の予防活動
- (2) 大規模災害時を想定した実践的な実動（初期消火・避難誘導・応急手当等）・図上訓練

2. 自主防災組織との連携

自主防災組織との連携をさらに強化する。

- (1) 定期的な合同訓練等による連携強化
- (2) 自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

3. 事業所との連携

団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取り組み、事業所の防災活動との連携のための取り組みを強化する。

- (1) 特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対して表彰制度を創設・充実
- (2) 事業所の自衛消防組織との連携の促進

4. 地域コミュニティとの連携

将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

第3 消防団員数の確保

1. 総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

2. 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

3. 女性団員及び若年層等の入団促進と団員数の確保

消防団の組織の活性化のため、女性消防団員及び学生消防団活動認証制度等を活用した若年層の入団促進と、団員数の確保を図る。

町は、団員確保に向けた啓発や資機材の整備等、消防団の充実強化に努める。

第10節 ボランティア活動支援環境整備計画

担当：総務部

大規模な災害の発生時には、国内・国外から多くの支援申し入れが予想され、災害時のボランティアによる医療、巡回相談、炊き出し、物資搬送、建築物の危険度判定など幅広い分野での協力を得ることができる。そのため、町及び関係機関は活動分野の把握や受入れ及び連携を図る体制整備を推進し、ボランティア活動環境の整備に努める。

第1 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備

町及び県は、町及び県社会福祉協議会等の関係機関・関係団体・ボランティアと連携して、災害時におけるボランティアの活動支援体制の整備を行うとともに、被災者(地)のニーズに即したボランティアの調整役となる災害ボランティアコーディネーターの養成や、ボランティア団体等が相互に連携し活動できるようネットワーク化を図る。

1. 基本的な考え

ボランティアは、自主的・自発的に活動するものであるが、災害時には一定の情報がないと効果的な活動が期待できない。災害時におけるボランティア活動が有効かつ機能的に発揮されるためには、町(災害対策本部)の連携・支援が必要となることから、町との関係を明確にする必要がある。

- (1) 町は、ボランティアの自主性を尊重する。
- (2) ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等についてもボランティアで組織する調整機関(以下「ボランティア調整機関」という)の自主性を尊重する。
- (3) 町は、ボランティア調整機関と連携を図るとともに、その活動に対して支援と協力を行う。

2. 平常時の連携

災害時、迅速に、ボランティア調整機関が機能し、自主的に活動できるようにするためには、平常時から三郷町社会福祉協議会ボランティアセンター等のボランティア組織と連携し、災害時にボランティア調整機関が円滑に組織化されるように活動リーダーの育成を図るなど、ボランティア活動が活発に行われるように住民意識の高揚を図る。また、災害時には、町とボランティアとが相互に協調し合えることが必要であり、ボランティア調整機関の組織化が図れるよう、次の機関又は組織等へ協力を依頼する。さらに、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録の実施に努める。

- (1) 町内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等のボランティア組織
- (2) 住民組織
- (3) 他地域のボランティア組織
- (4) 企業労働団体
- (5) 学校
- (6) 一般ボランティア

第2 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備

町は、社会福祉協議会等の関係機関・関係団体・ボランティア及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)と連携して、災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点、資材及び活動時の保障等の支援並びに活動しやすい環境づくり等の条件整備に努め、被災者(地)のニーズに即したボランティアの調整役となる災害ボランティアコーディネーターの養成や、ボランティア団体等が相互に連携し活動できるよう、ボランティア調整機関の中核を担えるコーディネーターの養成に努め、ネットワーク化を図る。

第3 災害時活動への迅速な対応

町は、県や社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアコーディネーター・専門技術ボランティア等が、災害時に迅速・的確に活動できるよう、平常時から研修等への参加促進に努める。

- (1) 災害ボランティアコーディネーターの養成
- (2) ボランティアとの防災訓練の実施
- (3) 奈良防災プラットフォーム連絡会との連絡調整

第11節 まちの防災構造の強化計画

担当：総務部、環境整備部

町及び関係機関は、建築物の不燃化、都市空間の確保と整備及び都市整備事業等により、都市環境及び防災対策の整備を図り、都市の防災化を推進するものとする。

第1 都市施設に求められている防災機能

道路、公園・緑地、河川等の都市施設は、延焼被害を極小化する遮断空間の役割等を果たす防災空間である。

1. 道路の防災機能

広幅員の幹線街路や区画街路は、災害時に緊急輸送道路、避難路及び延焼遮断帯としての機能が求められている。

2. 公園・緑地の防災機能

公園・緑地は、災害時に避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能が求められており、三郷中央公園は防災機能を有している。

町は、防災空間として、災害時に避難場所や避難路となる公園・緑地の整備を促進し、都市全体の安全性の向上を図るとともに、利用者の安全を確保するため、災害時の被害を最小限にとどめるとともに、災害時に避難場所や防災・復旧活動拠点として機能できるよう整備を進める。併せて貯水槽、備蓄倉庫などの災害応急対策施設及び臨時ヘリポートとしての利用可能な広場等についても整備を進める。

3. 河川の防災機能

河川空間は、災害時の一時集合場所や防災活動の拠点、延焼遮断帯としての機能が求められている。

第2 災害に備えた計画的なまちづくり

1. 防災ブロックの強化

災害時の火災の被害を最小限にするため、道路、公園・緑地、河川等の都市施設を活用し、延焼拡大を防ぐ防災ブロックの強化に努める。

各防災ブロック内においては、防災活動の拠点及び住民の避難場所の体系的な整備を進める。

2. 災害に強い計画的な土地利用

災害に強く、人々が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、都市計画マスタープランに防災に関する都市計画の方針を定め、都市計画との連携により、まちの防災構造の強化に努める。

(1) 災害時に一定の行政、医療サービス等を楽しむことができるまちづくりの推進

都市機能を分散配置する多核型都市構造の形成や、体系的な防災拠点の配置を図り、これらをつなぐ交通ネットワークの強化に努め、災害時に一定の行政、医療サービス等を楽しむことができるまちづくりを進める。

(2) 防災を考慮した土地利用

溢水、湛水、がけ崩れ等による災害のおそれのある土地の区域は市街化区域に編入しないなど防災を考慮した土地利用を進める。

(3) 防火地域、準防火地域の指定

市街地大火による被害の抑制に寄与する市街地における建築物の不燃化を進めるため、防火地域・準防火地域の指定に努める。防火地域は、原則として商業地域について指定を行うものとする。また、

準防火地域は、原則として近隣商業地域について指定を行うものとする。

- (4) 各種事業の推進
 - ア．土地区画整理事業
 - イ．駅前整備事業
 - ウ．公園事業等
 - エ．街路事業
 - オ．道路事業
 - カ．河川整備事業（信貴川）
 - キ．市街地整備事業

第3 災害に備えた取り組み

1. 公共施設の安全性・防災機能の強化

災害時に住民等の生命を守ることを最優先とし、行政機能、病院、福祉施設等の最低限の社会経済機能の確保を行う。

- (1) 避難場所、防災拠点の確保
 - 災害時に住民の生命・身体を守る学校、公民館及び公園緑地等の避難施設や防災拠点の耐震化・不燃化の整備を進める。
- (2) 避難場所、防災拠点を支える都市機能（公共分、病院含む）の整備
 - ア．避難施設への避難及び避難地、防災拠点などへ物資を輸送するため、避難路、緊急輸送道路等の一定以上の幅員への拡幅、耐震性確保及び沿道施設の耐震化、不燃化の整備を進める。
 - イ．二次災害を最小限に抑えるために、災害時でも必要なサービスを受けることが出来るよう、上下水道等の公共公益施設の耐震化、自家発電設備の整備を進める。
 - ウ．避難路が寸断されると、救援に時間を要することも想定し、生活必要物資を備蓄するための耐震性のある倉庫や貯水槽の整備を進める。

2. 災害に強いまちづくり施策

町は、以下に示す施策等により、健全で災害に強いまちづくりを推進する。

- (1) 自然災害を回避した土地利用の啓発（ハザードマップの活用）
 - 浸水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、地震災害ハザードマップ、ため池ハザードマップ等を利用し、避難者の安全を確保するため、避難路などを住民に周知し、二次災害の防止を図る。
- (2) 都市防災総合推進事業の活用
 - 市街地の防災機能を強化するため、避難場所、道路、公園、防災まちづくりの拠点施設の整備、避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化・難燃化を図る。
- (3) 土地区画整理事業、駅前整備事業等の促進
 - 本町は、住宅団地開発期における急激な人口増加により、根幹的都市施設等の整備が立ち遅れる結果となった。このことは、都市機能の低下及び都市環境の悪化をもたらし、また災害発生時における危険度増大という事態を深刻化させる要因となっているが、立野北・勢野北・今井地区の土地区画整理事業を順次進め、災害発生時における危険要因の一定の解消を得ている。
 - さらに、防災拠点の強化という観点を踏まえ、駅前整備事業（近鉄信貴山下駅）については積極的に推進していく。
 - また、勢野東部の土地区画整理事業については、社会経済情勢の変化によって計画の見直しが必要となっていることから、状況を勘案し、見直すこととする。
 - さらに、昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準の木造住宅等に対して、耐震診断及び耐震改修を推進し、生活環境を改善することにより都市災害の防止を図る。

(4) 都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金事業)の活用

防災機能を強化するため、都市再生整備区画内において、地域生活基盤施設として地域防災施設(耐震性貯水槽、備蓄倉庫等)の整備を図る。

第12節 災害に強い道づくり

担当：環境整備部

第1 道路施設等の耐久性の強化

道路管理者は、緊急輸送道路のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐久性の強化を図る整備を計画的に推進する。そのため、橋梁、舗装、法面・盛土・擁壁等、道路附属物の5分野を対象に、道路ストックの総点検を実施し、その結果に基づいて防災対策の強化を進める。

1. 道路の整備

道路の被害は、切土部や山すそ部においては土砂崩落・落石等が、高盛土部での法面崩壊や地すべり等が予想される。平成23年9月の紀伊半島大水害では、県の南部や東部を中心に深刻な被害に見舞われ、多くの箇所では道路が寸断され、通行止めを余儀なくされた。そのような中、橋・トンネルからなる高い規格で整備された区間については、壊れることなく緊急車両や復旧車両の通行に役立つなど、災害に強い道路の必要性が強く認識された。緊急輸送道路に指定された路線については、特に重点的に防災対策の強化が必要である。

- (1) 事業中及び今後事業実施予定の箇所について、整備を進める。
- (2) その他の箇所については、道路防災総点検を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、緊急度の高い箇所から防災対策を進める。
 - ア．道路防災総点検
落石等の自然災害により道路交通への被害の発生のおそれのある箇所を把握する。
 - イ．道路の災害補修工事
道路防災総点検の結果に基づき、道路の防災工事が必要な箇所を指定し、その対策工事を実施する。

2. 橋梁の整備

橋梁は、道路機能を確認するために特に重要な道路施設であるため、緊急輸送道路ネットワークに指定された路線については、特に重点的に耐久性の強化を進める。

- (1) 事業中及び今後事業実施予定の箇所については、「道路橋示方書・同解説(平成29年改訂公益社団法人日本道路協会)」に基づき整備を進める。
- (2) その他の箇所については、橋梁の耐震補強や、道路ストック総点検に基づく橋梁点検結果を反映し、補修等の対策工事の必要箇所を指定し、施設の強化を図るための補強整備を進める。

3. 道路付帯施設等の整備

道路に付帯する各種施設の災害後の道路機能を確認するため、緊急輸送道路に指定された路線については、電柱の倒壊等による道路閉塞を防止するため電線共同溝の整備などを推進する。

第2 連絡体制の整備

1. 職員の配備体制

道路管理者は、災害の状況に応じ、応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

2. 防災関係機関との応援体制

- (1) 災害発生時は、警察、消防、自衛隊等防災関係機関との連携が重要である。そのため、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、有機的かつ迅速に対応できる体制を整える。
- (2) 道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について平常時より機関相互間の連携強化を図る。

第3 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

1. 道路管理者の役割

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備する。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

2. 三郷町建設業協会等の役割

三郷町建設業協会等関係機関は、危険物及び障害物除去業務に必要な資機材の備蓄状況の把握に努める。

第4 道路利用者等に対する防災知識の普及

防災週間・道路防災週間等の防災関連行事を通して、道路利用者に対し、災害・事故の危険性を周知するとともに、チラシ・パンフレット等により防災・事故に対する知識の普及に努める。

第13節 緊急輸送道路の整備計画

担当：総務部、環境整備部

町及び関係機関は、災害発生時に救助、救急、消火及び緊急物資の供給を迅速、的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

第1 緊急輸送道路等の指定

1. 緊急輸送道路の機能区分

緊急輸送道路については、防災拠点としての重要度、道路啓開といった災害後の復旧活動を考慮して、以下に区分し、指定する。

(1) 重要物流道路（国指定）

災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国は物流上重要な道路網を「重要物流道路」と指定し、機能強化、重点支援を実施するものとする。

(2) 第1次緊急輸送道路（県指定）

ア．県が県外からの支援を受けるための広域幹線道路（京奈和自動車道、西名阪自動車道、国道168号など）

イ．県内の主な市町村を相互に連絡する道路（中和幹線、国道169号など）

ウ．京奈和自動車道I Cにアクセスする道路（国道309号、国道310号など）

エ．災害拠点病院にアクセスする道路（石木城線、枚方大和郡山線など）

(3) 第2次緊急輸送道路（県指定）

ア．第1次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

(4) 第3次緊急輸送道路・その他の道路

ア．第1次及び第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

2. 緊急輸送道路と防災拠点

(1) 防災拠点の機能区分

災害発生時に果たすべき機能の観点から区分する。

【防災拠点の機能区分】

| 拠点 | 果たすべき機能 | 種別 | 対応施設 |
|----------|----------------------|--------------------|-------|
| 災害管理対象拠点 | | 三郷町 | 三郷町役場 |
| ライフライン拠点 | 日常生活に必要不可欠なライフラインの維持 | 三郷町 | 上下水道 |
| | | 指定公共機関 指定地方公共機関 | |

(2) 緊急輸送道路

緊急輸送道路は、奈良県全域を対象とし、防災拠点の相互の連絡に配慮するとともに他府県との調整を図り、道路種別に関係なくあらゆる交通手段を活用した有効的なネットワーク化を図る。

第2 緊急輸送道路の整備

1. 緊急輸送道路の整備方針

緊急輸送道路は、発災後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、耐震性の強化を図る整備を計画的に推進する。このため、県は当面は第五次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28年度～平成32

年度)により整備計画を定め、逐次整備を進める。

2. 町道の整備

町は、県において指定した緊急輸送道路から町の防災拠点に連絡する町道(第3次緊急輸送道路)について計画的に整備を進める。

【緊急輸送道路ネットワーク路線名】

| 緊急輸送道路区分 | 道路種別 | 路線名 | 備考 |
|-----------|------|--|----|
| 第3次緊急輸送道路 | 町道 | 矢倉谷2号線、矢倉谷3号線、 城山線、立野3号線、 信貴山麓線、南畑23号線 | |

3. 震災時の応急点検体制等の整備

緊急輸送道路の管理者は、平常時からその安全性を十分に監視・点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

第3 緊急通行車両等の事前届出

1. 防災関係機関の届出

町等の防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届け出を行う。

第14節 ライフライン施設の災害予防計画

担当：環境整備部、水道部

風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

第1 水道

1. 災害予防

町では、平成25年度に「三郷町水道事業基本計画」(平成26年度から10年間)を策定し、大規模災害に備えた水道施設の耐震化を図るため、施設や老朽化した配水管等の更新・耐震化並びに、水道施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 水道施設については、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」(日本水道協会)等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 重要度の高い施設設備の耐震化を促進する。特に、管路には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
- (3) 管路の多重化(連絡管等の整備)及び水源の複数化等による補完機能強化を進める。
- (4) 常時監視及び巡回点検を実施し、各施設の維持保全に努める。
- (5) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。
- (6) 配水池等には、地震時に作動する緊急遮断弁を設置するなど、水源の確保に努める。
- (7) OA機器の導入を推進し、災害時の早期復旧に役立てる。
- (8) 配管図面の複数保管に努める。
- (9) 防災用資機材について必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所を定める。なお、資機材・図面等の保管は交通の便利な場所に適宜分散する。
- (10) 給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。
- (11) 初動マニュアルの整備及び教育訓練を実施し、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図る。

2. 防災体制の整備

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備し、耐震化に努める。

- (1) 応急復旧体制の強化
 - ア. 水道施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動及びその支援を的確に行うための情報連絡体制を強化する。
 - イ. 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
 - ウ. 関係機関等との協力体制を整備する。
 - エ. 応急復旧活動マニュアル等を整備する。
 - オ. 管路図等の管理体制を整備する。
- (2) 災害対策用資機材の整備・点検
応急復旧用資機材等の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保・整備を行う。
- (3) 防災訓練の実施
情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。
- (4) 相互応援体制の整備
災害発生時に迅速な復旧活動等に必要の上水道の情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うため

に、県等は相互に協力する。

3. 住民への広報

平常時から飲料水等の備蓄の重要性、節水について広報する。

資料編

・ -3-(1) 水道普及率

第2 下水道

1. 災害予防

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設の強化と保全に努める。

- (1) 施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 補強・再整備にあたっては、緊急度等（危険度、重要度）の高いものから進める。
- (3) 下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、常に把握できるよう集中監視システムを導入整備する。
- (4) 配管図面の複数保管に努める。
- (5) 定期的にマンホール等の地表よりの異常の有無を調査するとともに、計画的に管路内の異常の有無を調査する。
- (6) 雨天時の流入量が増大すると、ポンプ場や処理場への負担が増大することから不明水の究明と対策を継続的に進める。
- (7) 避難所等へのマンホールトイレの整備に努める。

2. 防災体制の整備

災害時における被害の拡大防止、衛生的な生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から下水道の防災体制を整備する。

- (1) 応急復旧体制の強化
被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに、施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。
- (2) 災害対策用資機材の整備・点検
ア．災害発生時に必要な復旧用資機材を把握し、調達・備蓄により確保する。
イ．平常時から資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (3) 防災訓練の実施
情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。
- (4) 協力応援体制の整備
施設の点検、復旧要員の確保を図るため、県等との協力応援体制を整備する。

3. 住民への広報

平常時から節水及び水質汚濁防止や非常時の下水放流排除の制限等について広報する。

資料編

・ -3-(1) 水道普及率

第3 その他のライフライン

電力・ガス・電気通信・放送については、各社の予防計画に基づき行うが、町では、情報の収集広報を行うとともに、災害予防活動が効率的に行えるよう協力する。

第15節 危険物施設等災害予防計画

担当部署：総務部、三郷町消防団

第1 危険物施設対策

消防機関及び危険物施設の管理者等は、危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、消防法に基づき関係者及び事業所に対する取り締まり並びに保安対策の強化に努める。

1. 保安教育の実施

危険物事業所の管理責任者、防火管理者及び危険物保安監督者等に対し、保安管理の向上を図るため、消防機関と連携し、関係法令及び災害防除の具体的方法について視聴覚教育を含む講習会並びに研修会等の保安教育を実施する。

2. 規制の強化

危険物施設に対し、消防職員の立入検査を次の事項を重点に実施するとともに、強力な行政指導を行い、災害の発生と拡大の防止を図る。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- (2) 危険物の貯蔵、取扱、運搬及び積載等の方法についての検査並びに安全管理についての指導の強化
- (3) 危険物施設の管理者及び危険物保安監督者等に対する災害時にとるべき措置の指導の強化
- (4) 施設の異常状態及び災害等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化
- (5) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたって、地震等の災害による影響を十分考慮した位置及び構造とするよう指導する。

3. 移動タンク貯蔵所等に対する立入検査

移動タンク貯蔵所の常置場所等に対し、消防職員の立入検査及び危険物運搬車両等の街頭取り締まりを警察等の関係機関と共同で実施し、危険物取扱者の意識高揚と災害の未然防止を図る。

4. 自衛消防組織の強化

自衛消防隊の組織強化を推進し、保安教育の充実や防災訓練の実施など自主的な災害予防体制の確立を図る。

5. 消防資機(器)材の整備

- (1) 危険物火災の消火活動に必要な化学車等の整備を図り、消防力の強化を推進する。
- (2) 危険物災害の拡大防止を図るため、危険物事業所に必要な応急資機(器)材の整備、備蓄を促進する。

6. 防火研修会等の実施

町内の事業所相互の連絡協調を図り、火災予防知識の普及を目的として防火研修会等を実施して事業所の火災予防に関する意識を促すとともに、火気取扱設備等の維持管理と消防法令等の遵守の徹底を図る。

第2 その他の危険物施設対策

上記以外の危険物については、高圧ガス、火薬類及び毒物・劇物があげられるが、現在町内には、液化石油ガスの第一種製造事業所、一般高圧ガスの第一種製造事業所及び高圧ガス貯蔵所、並びに火薬類製造業者・販売業者及び毒物・劇物等の製造業者・輸入業者・使用業者はない。これらについては、高圧ガス保安法等法律の適用を受けるほか、県が主体となって指導を行うものであるが、今後、町域にこれらの取扱い施設等が設置される場合は、事業所の自主保安体制の強化等、関係機関と協力して安全化に努めることとする。

資料編

- ・ -1-(1) 危険物施設一覧
- ・ -1-(2) 防火管理者の選任を要する防火対象物

第16節 防災体制の整備計画

担当：総務部

関係機関は、平常時から自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施などを通じて、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。また、県と連携し、広域にわたる支援・受援体制の整備に努める。

第1 中枢組織体制の整備

町は、町域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る中枢体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図る。

また、災害時の連携などに関する企業等との協定締結などに当たっては、実効性の確保に留意するとともに、県と連携して、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

第2 防災中枢機能等の確保、充実

発災時に速やかな体制をとれるように、防災中枢機能等の確保・充実を図る。

1. 防災中枢施設の整備

町における災害対策本部室等の防災中枢施設を整備するよう努める。また、代替施設の選定などのバックアップ対策、自家発電設備等を整備する。

また、町有の重要な情報システムについて、耐震補強、機器の落下倒壊の防止、データの安全な場所での保管などの安全対策の実施に努める。

2. 災害対策本部用備蓄

町の災害対策本部用として、飲料水・食料等を備蓄する。

3. 業務継続計画の策定

災害時に業務が継続できるよう、業務継続計画の策定に努める。

業務継続計画には、次に掲げる特に重要な6要素についてあらかじめ定め、重要な準備項目の明確化をしておく。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

あわせて、平素から研修、訓練等を通じ、職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。

4. 防災拠点の整備

大規模災害時や復旧時において適切な災害応急活動が実施できるよう、町は災害応急対策施設を備えた防災拠点、災害管理対策拠点等の整備に努めるとともに、住民が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。

5. 装備資機材等の備蓄

二次災害の防止及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保・整備に努める。

(1) 資機材等の備蓄・点検及び技術者等の把握

装備・資機材等の充実・点検に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者等の確保体制の整備に努める。

(2) データの保全

地籍、権利関係書類及び測量図・構造図等の復旧に必要な各種データを整備して保管する。特に、データ及びコンピュータシステムのバックアップ体制に万全を期する。

6. 人材の育成

各防災体制の強化と併せて、災害対応力を向上させるため、職員への防災教育を充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

7. 防災に関する調査研究の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的・計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

8. 広域防災体制の整備

国内で発生した大規模災害時における救助活動・消防活動等をより効果的に実施するため設置されている「緊急消防援助隊」との連携、受入れ体制の整備を図る。

9. 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から県等との連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

資料編

- ・ -9-(1) 三郷町災害対策本部条例
- ・ -9-(2) 三郷町災害対策本部規則

第3 防災関係情報の共有化

町は、県、その他防災関係機関と、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。

第17節 航空防災体制の整備計画

担当：総務部

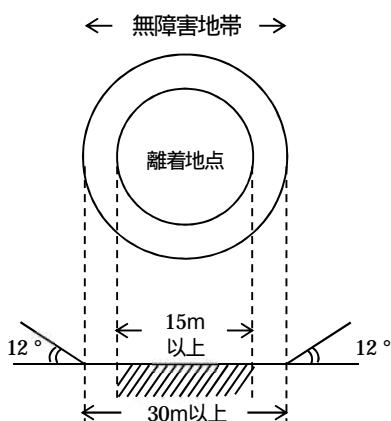
町は、災害時の救助・救護活動、緊急物資等の輸送にヘリコプターの機動性を生かし、応急活動を円滑に実施するため、町はヘリコプターが離発着できるヘリポートの選定・整備を行う。また、将来的に、大規模災害への対応能力の向上を目指し、大型ヘリに対応した場外離着陸場の整備を推進する。

第1 ヘリポートの選定

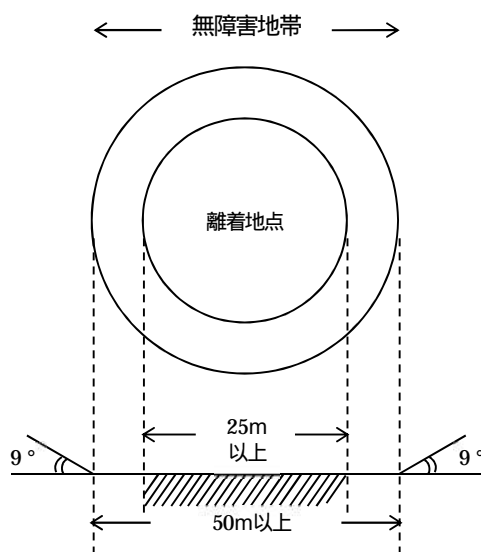
学校の校庭、公共のグラウンド、河川敷等の立地条件を検討し、次の条件を満たす場所についてヘリポートの選定を行う。

- (1) 地盤堅固な平坦地（コンクリート、芝生は最適）
- (2) 地面傾斜が12度以内（小型機の場合）、9度以内（中型機の場合）、7度以内（大型機の場合）であること。
- (3) おおむね30m以上×30m以上（小型機の場合）、50m以上×50m以上（中型機の場合）、100m以上×150m以上（大型機の場合）の地積は、無障害地帯であること（着陸点）
- (4) 車両等の進入路があること。
- (5) 下図の斜線より上方に障害物がないこと。

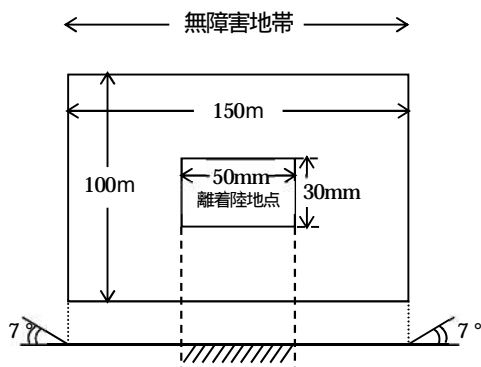
小型機 OH - 6 場合



中型機 UH - 1 の場合



大型機 CH - 47 の場合



【指定ヘリポート】

| 名称 | 所在地 | 緯度・経度 | 着陸帯 | |
|-----------------------|------------------|-------------------------|---------|--------|
| | | | 長さ×幅 | 状況 |
| 三郷小学校 グラウンド | 三郷町勢野西 1-6 | 34°35'59" 135°41'35" | 85m×70m | 土 |
| 信貴山のどか村 駐車場 | 三郷町信貴南畑 1-7-1 | 34°36'11" 135°39'29" | 60m×40m | アスファルト |
| 竜田運動公園（三郷 健民グラウンド） | 三郷町立野北 2-31-2 | 34°41'23" 135°21'48" | | |

管理者：：学校長、 指定管理者、 町

【指定ヘリポート周辺の水利状況(三郷小学校グラウンド)】

| 庁舎との 距離 | 水利状況 | | ヘリ利用可能状況 | | | 消火剤吊上の 場合の条件等 |
|------------|------|-------------------|----------|------|-------|------------------|
| | 種類 | 容量・能力 | OH-6 | UH-1 | | |
| | | | 離着陸 | 離着陸 | 消火剤吊上 | |
| 200m | プール | 375m ³ | 2 | 1 | × | |

(注)ヘリ利用可能状況欄のうち、OH-6は小型を、UH-1は中型をいい、 は適地、 は条件付き適地、×は不適地を示す。

(6) 林野火災における空中消火基地の場合

- ア．水利、水源に近いこと。
- イ．複数の駐機が可能なこと。
- ウ．補給基地を設けられること。
- エ．気流が安定していること。

第2 ヘリポートの報告

町は、新たにヘリポートを選定した場合又は報告事項に変更を生じた場合は、略図を添付のうえ、県に次の事項を報告する。

- (1)ヘリポート番号
- (2)所在地及び名称
- (3)施設等の管理者及び電話番号
- (4)発着場面積
- (5)付近の障害物の状況
- (6)離着陸可能な機数

第3 ヘリポートの管理

町は、選定したヘリポートの管理について、平素から管理者と連絡を取り、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

第18節 通信体制の整備計画

担当：総務部

町及び関係機関は、災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、関係機関相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報収集伝達体制の確立に努める。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等観測体制の整備を図る。

第1 防災行政無線設備

町が防災情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知する手段である防災行政無線は整備済みであり、防災行政無線を補完する全国瞬時警報システム（J - A L E R T）や緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）も整備済みである。

本町においては、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を実施するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。

（1）無線通信施設の整備

緊急時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

ア．町防災行政無線の充実

イ．消防無線の整備充実

（2）整備項目

ア．移動系携帯型、車載型無線機の増強

イ．双方向通話可能な防災行政無線の整備（同報系のデジタル化）

ウ．同報系子局の増強（難聴区域の解消）

エ．有線通信設備（災害時優先扱い電話等）の整備

1．災害予防計画

（1）町は各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。

（2）町は自家用発動発電機の空冷化をはじめとした非常用電源設備の高度化に努める。

（3）町は機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的実施するとともに、町及び防災関係機関は災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、平常時より非常通信の習熟に努める。

2．情報収集伝達体制の強化

被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の確保を図るとともに、職員の情報分析力の向上を図るなど情報収集伝達体制の強化に努める。

3．災害広報体制の整備

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常時伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

（1）広報責任者の選任

（2）災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

（3）広報文案の事前準備

ア．災害の規模・余震、気象、水位等の状況

イ．住民の不安感の払拭、適切な対応の呼びかけ

ウ．出火防止、初期消火の呼びかけ

- エ．要配慮者への支援の呼びかけ
 - オ．災害応急活動の窓口及び実施状況
- (4) 要配慮者にも配慮した、多様できめ細やかな広報手段の確保

第2 電信電話設備（災害時優先電話）

N T T西日本は町及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置する。町及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようN T T西日本に申し出て協議し、必要な災害時有線電話を確保するものとする。

第3 放送施設

日本放送協会及び奈良テレビ放送等の放送機関は、施設の耐震性強化、非常用放送設備の確保、連絡通信手段の確保を積極的に推進する。また、大規模災害を想定した防災計画に基づく災害対策の円滑、適切な実施に向けて、放送設備の保守点検や災害訓練等を定期的実施する。

第4 その他の通信設備

通信施設を保有する防災関係機関は、各種の災害が発生した場合に予想される通信設備の災害に対処し、通信の途絶防止対策及び災害復旧対策の強化、確立に努める。

第5 非常通信体制の充実強化

自営の通信施設を保有する機関は個々の通信体制の充実強化に努めるとともに、電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、併せて「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、各機関相互の協力による非常通信体制の整備、充実に努める。

町、県及び防災関係機関は災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、平常時より非常通信の習熟に努める。

第6 通信訓練

町及び県は、非常災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう平素から意思疎通に努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施する。

第7 緊急速報メール

町は住民への防災情報伝達手段として、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールにより、自然災害の情報や避難情報などを一斉配信する仕組みを整えるように努める。

第8 Lアラート（旧称：公共情報コモンズ）

県が県防災行政通信ネットワークの再整備の中で整備した県防災情報システムは、Lアラート等に連携している。

町が災害対策本部設置状況、避難勧告等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、住民へ速やかに周知できる。更に、避難勧告等発令情報は携帯電話会社へも送られて、発令対象地域の住民に緊急速報メールが発信される。

第9 孤立集落への通信

災害時には固定電話や携帯電話が停電や通信回線の断線により通信利用できない場合に備えて、町は県と連携して、孤立集落対策として、避難所に非常用電源、双方向通話可能な防災行政無線等の整備を推進し、双方向通信可能な情報通信手段の整備に努める。

第19節 孤立集落対策

担当：総務部

第1 町、県、住民・自主防災組織の役割分担

1. 住民・自主防災組織

防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて、1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。この際、土砂災害警戒区域を把握する。

孤立する可能性のある住民及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう平常時から訓練する。

また集落内のヘリポートがヘリの操縦士に明確に伝わるような手段をあらかじめ検討する(車両の発煙を利用する等)。

2. 町

民間通信インフラが繋がらない場合に備えて、多様な通信機器の整備を行う。整備が費用的に困難な場合は簡易トランシーバー等の低廉なツールやアマチュア無線等を通信手段として活用することも検討する。

消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等が、上空から確認する際の目印となるものを検討しておく。

町は、災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討する。

町は、災害時には停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなることに備え、灯油やLPガス等を利用して発電できる機器の設置を検討する。

また、町は、孤立した集落の住民から救助要請があった場合に備え、孤立可能性のある集落を表示した地図を作成する等して、消防、警察、自衛隊とともに住民の救援・救助体制の整備に努める。

3. 県

県による対策として、災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておくとともに、孤立する可能性のある集落及び臨時ヘリポートについて位置を把握し、消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等を災害時に活用できるよう確認を行う。

第20節 支援体制の整備(町外で災害発生の場合)

担当：総務部

第1 人的支援体制の整備

- (1) 町及び県は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。
- (2) 町は、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。

第2 被災者受入体制の整備

町は県と連携し、大規模災害の発生や、原子力発電所事故による大量の被災者を受け入れる体制整備を進め、大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定し、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を行う。

第21節 受援体制の整備(町内で災害発生の場合)

担当：総務部

第1 防災関係機関の相互応援体制の整備

- (1) 町及び県は、災害時に迅速かつ適切な支援ができるよう、県と県内全市町村の間で締結した「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」により連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備する。
- (2) 町は、友好都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておくものとする。
- (3) 町は、県受援マニュアルと整合のとれた町受援マニュアルを作成する。また、必要に応じて県からの支援を受ける。

第2 応援受入体制の整備

- (1) 町及び県は、災害時に要請する応援業務(人の派遣、物資の供給、避難所の運営等)を整理しておくものとする。
- (2) 町及び県は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車輛の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

第22節 保健医療計画

担当：総務部、住民福祉部、こども未来創造部

町は、災害時に迅速かつ適切な医療が行えるよう医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備する。

第1 保健医療活動体制の整備

1. 医療救護班の整備

町は、医療関係機関と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害により被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、医療救護体制の整備を図る。また、医療救護班の派遣について、ドクターカーをはじめヘリコプターの活用を含め、搬送体制を平常時から整備する。

町は、地域の医療関係機関と協力し、医療救護班の編成数や構成、派遣基準や派遣方法についてあらかじめ計画する。また、医療救護班の活動場所となる医療救護所を設置する。避難所に指定した施設等の中から医療救護所として使用可能な施設をあらかじめ指定するとともに、住民への周知を図る。

町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

2. 災害拠点病院

災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等、高度の診療機能を有し、被災地からの患者受け入れ、広域医療搬送に係る対応、自己完結型の災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣等の機能を有する医療機関である。

県では、各保健医療圏で中心的役割を担う地域災害拠点病院として6病院を、災害医療の中心的役割を担い、地域災害拠点病院の機能強化、要員の訓練・研修機能を有する基幹災害拠点病院として、県立医科大学附属病院を指定している。

本町は西和保健医療圏に含まれる。

(H29.7.1現在)

| 区分 | 病院名 | | DMAT整備数 |
|----------|------------|-------------|---------|
| 基幹災害拠点病院 | 県立医科大学附属病院 | | 4 |
| 地域災害拠点病院 | 奈良保健医療圏 | 奈良県総合医療センター | 4 |
| | | 市立奈良病院 | 2 |
| | 東和保健医療圏 | 済生会中和病院 | 2 |
| | 西和保健医療圏 | 近畿大学医学部奈良病院 | 2 |
| | 中和保健医療圏 | 大和高田市立病院 | 2 |
| | 南和保健医療圏 | 南奈良総合医療センター | 2 |
| DMAT指定病院 | 西和保健医療圏 | 奈良県西和医療センター | 2 |
| | 東和保健医療圏 | 宇陀市立病院 | 1 |

3. 救護所設置予定施設の確保

町は、避難所に指定した施設等の中から、救護所として使用可能な予定施設をあらかじめ指定しておく。

資料編

・ -4-(1) 病院名簿及び位置図

第2 医薬品等の確保（協定、優先供給）

県、日本赤十字社奈良県支部及び医療関係機関と協力し、医薬品、医療用資機材及び輸血用血液の確保並びに供給体制を整備する。医薬品等について、災害時1～3日間において、保健医療活動チームが行う保健医療活動に必要な医薬品等の確保に努める。

町は、医療関係機関と協力して、医薬品及び医療用資機材の確保体制を整備し、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定める。

- (1) 災害拠点病院等での病院備蓄
- (2) 広域防災拠点での備蓄
- (3) 卸業者及び製造業者による流通備蓄
- (4) 奈良県薬剤師会での備蓄

第23節 防疫予防計画

担当：総務部、住民福祉部、こども未来創造部

第1 防疫実施組織の設置

町は災害防疫実施のための各種防疫作業を実施する組織として、数名(4～5名)からなる防疫班を編成する。また、保健所から防疫措置について実情に即した指導を受けるものとする。

第2 防疫・保健衛生用資機材等の整備

町は県と連携し、災害防疫に備えるべき資機材等の物件について、あらかじめ周回の計画を策定し、整備を図る。

第3 職員の訓練

町は県と連携し、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。

第24節 火葬場等の確保計画

担当：総務部、環境整備部

第1 火葬データベースの整理

町は県と連携し、火葬の受入れ体制等を把握し、火葬データとして整理する。

第2 応援協力体制の確立

町は県と連携し、近隣市町村間及び近隣府県間の火葬の受入れ等の応援体制を整備する。

第25節 廃棄物処理計画

担当：環境整備部、水道部

第1 災害廃棄物処理計画による体制整備

町は、災害時に排出される廃棄物及び堆積土砂の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行い、県との連携による処理体制の構築に努める。

町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

災害廃棄物処理計画の事項（例）

- ・組織体制・指揮命令系統、ごみ発生量推計、処理フロー、処理能力向上対策（広域支援・官民連携・仮置場確保計画等）資機材等の調達・備蓄計画、教育訓練計画、住民への広報など

第2 相互支援体制の構築

「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」（以下、「相互支援協定」という。）に基づき、災害発生時に、県又は被災市町村からの支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう平常時から必要な整備・維持管理に努める。

第3 廃棄物処理施設等の整備等

1. 施設の整備

焼却処理施設、リサイクル施設等の計画的な整備を行うとともに、災害時に円滑な稼働が損なわれることなく、処理能力を最大限に発揮できるよう、平常時から施設設備の整備点検等に努める。また、停電時の非常用自家発電設備及び冠水等の被害により施設の稼働が不能となった場合の代替設備の確保に努める。

2. 廃棄物の仮置場、仮設トイレ等の確保

災害時に排出される廃棄物を一時保管するための仮置場を計画・確保するとともに、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の調達にかかる体制の整備に努める。

3. 収集運搬車両や必要な資機材等の確保

災害時に排出される廃棄物の収集運搬車両・体制の整備に努める。

第26節 食料、生活必需品の確保計画

担当：総務部、環境整備部、水道部

町は、災害による家屋の滅失、損壊等により水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。住民・事業所は、災害発生直後の水、物資（食料、生活必需品）の確保を自ら図っておく。なお、物資確保の際には、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第1 町、住民の役割分担

1. 住民の役割

住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。

また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から1週間分の分量を自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。

（ローリングストック法とは備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法）

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

2. 町の役割

町は被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

第2 平常時の調達体制の整備

町は、供給に必要な物資の調達を行うために流通業者と協定を締結する等具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

- （1）調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また調達物資の品目については、高齢者や乳幼児用物資にも配慮する。
- （2）調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄又は市町村間における応援協定の締結など、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。
- （3）調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- （4）その他、物資の調達に必要なことを定める。

1. 給水体制の整備

町は、県と相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

- （1）給水拠点の整備（配水池の耐震化、緊急遮断弁の設置、緊急給水装置の設置等）
- （2）給水タンクの配備、給水用資機材の備蓄、陸路による調達及びその情報交換等の体制の整備

- (3) ペットボトル飲料水の備蓄、飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備
- (4) 応急給水マニュアルの整備
- (5) 相互応援体制の整備

迅速かつ的確な給水活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、県等と相互に協力する。

2. 生活必需物資確保体制の整備

町は、県と相互に協力して、食料・生活必需品の確保に努める。

(1) 重要物資の備蓄

- ア．アルファ化米、サバイバルフーズなど
- イ．高齢者用食、粉ミルク、哺乳ビン
- ウ．毛布
- エ．衛生用品（おむつ、生理用品等）
- オ．簡易トイレ

(2) 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送・提供するため、分散備蓄などの体制整備に努める。また、県と連携し、必要に応じて民間倉庫の活用も検討する。

- ア．できる限り避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- イ．備蓄物資の点検及び更新
- ウ．定期的な流通在庫量の調査の実施
- エ．供給体制の整備
- オ．コンテナ設置による備蓄設備の増設
- カ．既存施設のリニューアルによる新たな備蓄設備の整備

第3 報告

災害発生時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、町は、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を少なくとも年1回、県に報告する。

第4 食料等の備蓄率の向上

町は備蓄啓発活動による住民の食料等の備蓄率の向上に努める。

町は県と連携し、災害時に必要とされる多様な物資を備蓄だけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保手段を積極的に確保する。

第27節 文化財災害予防計画

担当：教育委員会

第1 基本的な考え方

文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

- (1) 住民に対する文化財防災意識の普及と啓発
- (2) 所有者等に対する防災意識・対策の徹底
- (3) 予防体制の確立
 - ア．初期消火と自衛組織の確立
 - イ．関係機関との連携
 - ウ．地域住民との連携
- (4) 消防用設備の整備、保存施設等の充実
 - ア．消防用設備等の設置促進
 - イ．建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進
- (5) 関係諸機関との連絡・協力体制の確立

県が設置する文化財防災のための連絡会議を通じて、消防、警察、近隣府県文化財所管課等と連携のとれた連絡・協力体制を整備する。

第2 文化財種別対策

1. 建造物

町は、防災設備が未設置である文化財への新設と、既設設備の点検整備の推進。風水害に備えた周辺の環境整備を行い、破損状況に応じて適切な保存修理を実施し、建築物としての性能維持に努める。

2. 美術工芸品・有形民俗文化財

防火・防犯設備未設置収蔵施設（寺社等）への設置と収蔵庫建設の推進。

3. 史跡、名勝、天然記念物

町は、記念物等の「安全・安心」を確保するため、国庫補助制度を活用し、耐震対策・土砂災害の防止等の措置を図る。指定地域内の建造物の防災については建造物に準ずる。指定対象の動植物、鉱物、構造物等の管理は、各々の特性に応じた措置を施すとともに、天然記念物等には環境の変化に応じて衰退するものが含まれているため、日々の変化について記録する。

第3 災害別対策（文化財災害予防対策）

| 災害別 | 予防方法 | 予防対策 |
|-------|--------------|--|
| 1. 火災 | 1. 防火管理者の選任 | 災害を想定した消防計画の作成、設備の点検補修、消火訓練の実施、搬出品リストの作成 |
| | 2. 警報設備の充実強化 | 1. 予防・通報設備の設置 自動火災報知設備、消防機関への非常通報設備・電話機設置、漏電火災警報設備 2. 既設設備の日常的な点検による維持管理 |
| | 3. 消火設備の充実強化 | 1. 消防水利・消火設備の設置 貯水槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、放水銃、池・河川等の消防水利への利活用整備、消火器、とび口、梯子、ドレンチャー設備(水噴霧消火設備) 2. 既設設備の日常的な点検による維持保全。改修による耐震性能強化。 |

| 災害別 | 予防方法 | 予防対策 |
|---------|-----------------|---|
| | 4. その他 | 1. 火元の点検、巡視・監視の励行 2. 環境の整備と危険箇所の点検 3. 火気使用禁止区域の制定及び標示 4. 消防活動空間の確保 消防隊進入路の開設・確保、消火活動用地の確保及び整理、自衛消防隊の編成・訓練 5. 延焼防止施設の整備 防火壁、防火塀、防火戸、防火植栽防火帯 6. 収蔵庫等耐火建築物への収納 |
| 2. 風水害 | 1. 環境整備 | 1. 倒壊、折損のおそれのある近接樹木の伐採・枝払・ワイヤー等による支持 2. 排水設備及び擁壁・石垣の整備 |
| | 2. 応急補強 | 傾斜変形工作物への支柱、張綱等の設置 |
| | 3. 維持修理の励行 | 屋根瓦の破損部挿替、弛緩部の補修、壁の繕い等 |
| 3. 落雷 | 1. 避雷設備の完備 | 避雷設備の新規設置、旧設備の改修 |
| | 2. 避雷設備の管理 | 接地抵抗値検査、各部の接続等の点検整備、有効保護範囲の再検討 |
| 4. 漏電 | 屋内外の電気設備の整備 | 1. 定期的な設備点検の実施 2. 漏電火災警報機の設置 3. 不良配線の改修 4. 安全設備の設置と点検 |
| 5. 虫害 | 虫害発生源のせん滅と伝播の防止 | 1. 定期点検による早期発見 2. 環境整備 3. 防虫処理 |
| 6. 材質劣化 | 適度な温・湿度の保持と照度調整 | 1. 温・湿度の定期的測定 2. 保存箱・収蔵庫への収納 3. 有害光線の減衰 4. 扉の適時閉塞 |
| 7. 全般 | (全般) | 1. 防災訓練の見学と学習 2. 防災施設の見学 3. 防災講演会の実施 4. 防災・防犯診断の実施 5. 各種設置機械類の機能検査 6. 文化財管理状況の把握 7. 文化財の搬出避難計画の検討 8. 所有者による維持管理が困難な場合の美術館・博物館施設への寄託 9. 災害時(大規模停電等)の警備体制検討 |
| | (防犯対策の強化) | 1. 施錠 2. 入口・窓等の補強 3. 柵・ケース等の設置 4. 防犯灯・防犯警報装置・防犯カメラの設置 5. 記帳等による参観者の把握 6. 監視人の配置 7. 連絡体制の確立と連絡・通報訓練等 |

第28節 総合的な水害防止対策

担当：総務部、環境整備部

町では、昭和57年の豪雨により大和川をはじめとする河川の増水により家屋の浸水など多数の住民が被害にあい、また、平成29年の台風21号でもJR三郷駅や周辺家屋、勢野地区での浸水被害が発生した。

町は、大雨・台風時のみならず、地震時における破堤等による河川・ため池における洪水等の災害を未然に防止するため、「奈良県水防計画」に準拠して計画的な水害予防対策を実施する。なお、昭和58年から5か年にわたって大和川激甚災害対策特別緊急事業による河川改修も行われており、さらに地震に対する防災対策の実施を図る必要がある。

第1 水系毎の総合的な対策の推進

本町の一級河川は、大和川が指定されており、治水安全度の向上を図るため、治水対策として、国・県が策定した河川整備計画に基づく河道の改修や遊水地設置などによる流出抑制に加え、流域対策としてため池の治水利用や雨水貯留施設等を整備するなど、国・県と連携して総合的な対策の推進を図る。

第2 大和川水系対策

奈良盆地を流れる大和川は放射状に河川が集まり、狭窄部の亀の瀬を抜け、大阪に流れる。支川が合流する地域で多くの浸水被害が発生しており、市街地が多い奈良盆地では、河川改修や遊水地整備などの治水対策だけでは、洪水を防ぐことが困難であり、昭和58年に国・県・流域24市町村からなる大和川流域総合治水対策協議会を設立し、流域全体で水害に強いまちづくりを行う大和川流域総合治水対策に取り組んでいる。また、近年の新たな課題に対応するため、県が制定した「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」を制定し、総合治水対策の一層の強化を図っていく。

1. 治水対策

河川整備計画に基づき、国及び県により、洪水を安全に流下させる能力が不足する区間について計画的に河道改修を進められている。また、国において大和川の中流部において遊水地の整備を計画している。

2. 流域対策

大和川流域対策として、ため池の保全やため池の治水利用、雨水貯留浸透施設整備、水田貯留を推進するとともに、一定規模の開発行為に対して防災調整池の設置を求めている。

第3 町による取り組み

1. 河川の改修

- (1) 準用河川・普通河川等の改修や貯留施設の整備を推進する。
- (2) 大和川水系の総合的な治水対策を国及び県に要望する。
- (3) 水路整備を積極的に推進する。

2. 農地防災対策

水路の氾濫、ため池の決壊等による農地等の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

- (1) 農地関係湛水防除
農業用排水路、排水施設の整備を進める。
- (2) 老朽ため池

町は、主要なため池について詳細に調査のうえ、老朽化の著しいため池の管理者に対し、その対策

について指導にあたり、特に危険なため池について改修補強等の措置をとるよう指導し、整備していく。

3. 下水道の整備

都市下水路について、浸水被害が問題となっている地域を重点に、計画的に整備を図る。

資料編

- ・ -2-(1) 重要水防箇所
- ・ -2-(10) ため池要監視箇所及び位置図

第29節 ダムの管理・運用

担当：環境整備部

第1 定期的な点検、操作確認

ダムの設置者は、河川法の定めるところにより、流水の貯留及び放流の方法、放流の際にとるべき措置、洪水に対する措置等ダムの規程を定め、災害の防止に万全を期する。

ダムの点検については、各ダムにおいて定められている点検整備基準等に基づき、日常の点検を行う必要があるが、出水期に向けては管理運転等も伴う詳細な点検を実施し出水に備える。

また、ダム本体・放流施設が老朽化等のため、機能低下するおそれのあるものや機能の維持に支障があると認められた場合は、機能を回復させる施設の改良等を計画的に実施するものとする。

第2 警報区間、放流情報の周知

ダムの管理者は、ダムから放流によって流水の状況に著しい変化が生ずると認める場合における関係機関への通知やサイレン・スピーカー等による一般への周知にかかる措置について、放流警報区間や放流情報の内容など、放流連絡会等を通じて平常時から一般への周知を図る。

ダム放流連絡系統は奈良県水防計画による。

第30節 水害への備え

担当：総務部、住民福祉部、こども未来創造部、環境整備部

第1 浸水想定区域における避難確保の措置、洪水ハザードマップの周知

1. 洪水浸水想定区域の指定・公表

洪水予報河川及び水位情報周知河川について、県により洪水浸水想定区域の指定が行われている。また、指定した洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深についても公表されている。

町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。これらの基準及び範囲の設定並びに見直しについて、必要に応じて国及び県より必要な助言等を求める。

2. 洪水浸水想定区域における避難確保措置

町は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報及び水位到達情報（以下、「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

なお、洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）又は大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。））がある場合には、当該施設の名称及び所在地並びにそれらの利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたとときは、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

3. 事業所等の避難確保計画、浸水防止計画の作成

（1）要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

4. 住民への周知

町では、浸水想定区域、洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を図面表示等にまとめた洪水ハザードマップ等を平成29年3月に作成し、公表・配布、ホームページ掲載等により住民に周知しており、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方

法を明確にしたマニュアルを作成し、日ごろから住民への周知徹底に努める。

第2 水防訓練、避難訓練の実施

指定水防管理団体（本町）は、毎年1回以上なるべく出水期前に、消防機関の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図る。

また、洪水ハザードマップを活用し、安全な避難ルートの確認等、自主防災組織などの避難訓練の充実を図る。

第3 水防協力団体、水防活動要員の育成

水防管理団体は、（1）水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力、（2）水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供、（3）水防に関する情報又は資料の収集、提供、（4）水防に関する調査研究、（5）水防に関する知識の普及、啓発、など業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、申請により水防協力団体として指定することができる。これら水防協力団体など、自主的な水防活動への協力を行う団体の育成に努める。

第31節 風害予防計画

担当：総務部

第1 風害の予防対策

町及び民間施設の管理者並びに住民は、その管理施設、樹木、路上占有物（公告、看板、工事中建築資材等）及び周辺に存置している物品等で倒壊、落下飛散するおそれのある物に対しては、崩壊の危険防止の措置及び警戒管理に努めなければならない。

第2 電力施設の防災対策

施設管理者は、電気設備について強風時には予防巡視を実施するとともに、弱体設備の補強を行うほかルートを選定、支線の増強、電柱の根入れを規定値以上にする等補強措置を講ずる。

第3 通信施設の防災対策

施設管理者は、通信設備については、弱体設備の早期発見に努め、設備の補強措置を講じるほか、計画的な整備更新を行い、設備の信頼性向上と安定化を図る。

第32節 総合的な土砂災害防止対策

担当：環境整備部

本町では、昭和57年の豪雨により急傾斜地の崩壊及び地すべりの発生による死者1名がでていいる。また、宅地造成が行われた山麓地（城山台地区など）には、広範囲に土砂災害警戒区域が指定された。

町及び関係機関は、土砂災害を防止するため、危険箇所について防災体制の整備及び自主防災組織の育成等の予防対策を講じ、当該区域住民の安全確保に努める。

第1 奈良県土砂災害対策基本方針に基づく対策の推進

町は県と連携し、奈良県土砂災害対策基本方針（平成22年6月策定）に基づき、ソフト施策とハード施策の取り組みを推進する。

第2 土砂災害に関するソフト施策

1. 危険箇所の把握

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいた調査の結果、平成30年7月現在、本町では以下に示す警戒区域の存在を把握している。

（1）急傾斜地の崩壊に関する警戒区域の把握

町内には、急傾斜地の崩壊に関する警戒区域が31ヶ所（うち特別警戒区域が28ヶ所）ある。

（2）地すべりに関する警戒区域の把握

町内には、地すべりに関する警戒区域が2ヶ所ある。

（3）土石流に関する警戒区域の把握

町内には、土石流に関する警戒区域が29ヶ所（うち特別警戒区域21ヶ所）ある。

（4）宅地造成工事規制区域の把握

知事等は、人口増加による丘陵地、山麓地における宅地開発に伴い土砂災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を宅地造成等規制法に基づく規制区域としての指定を行い、宅地造成に伴うがけ崩れや土砂の流出を防止する。

2. 警戒避難体制の整備

（1）警戒避難体制の整備

町は、関係住民が安全な避難が行えるよう避難体制の整備を図る。

ア．危険箇所の周知

土砂災害に係る危険箇所について、必要に応じて地区別の防災に関する総合的な資料を作成するとともに、危険箇所において看板等を設置し、また広報紙等により地域住民に周知する。

イ．自主防災組織の育成

災害情報の収集伝達、避難、救助活動を迅速かつ円滑に実施するため、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、関係住民の協力を得て自主防災組織の育成に努める。

ウ．警戒避難体制の強化

土砂災害警戒区域において、住民が安全で円滑な避難ができるように、当該地域ごとに以下の項目について定め、警戒避難体制の強化を図る。

（ア）土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

（イ）避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

（ウ）土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

（エ）警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が

利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(オ) 救助に関する事項

(カ) 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法

(2) 危険箇所の防災パトロール及び点検の実施

梅雨期及び台風期の前に定期的に町内の危険箇所の防災パトロールを実施するとともに、集中豪雨時には、随時パトロールを実施して当該危険箇所についての状況を的確に把握する。

(3) 情報収集及び伝達体制の整備

町は、気象予警報等の情報収集に努め、収集及び伝達を迅速的確に実施するため、防災行政無線等の通信機器の整備を進めるとともに、地域住民への伝達手段、手順及びルートを定めておく。

また、危険箇所周辺に乳幼児、老人、障がい者等の自主避難が困難な者がいる場合における情報伝達にも十分配慮する。

(4) 警戒避難体制の周知

町は、土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月改訂 国土交通省砂防部）等を参考に、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項として、以下の項目について町地域防災計画に記載すること等により、住民に対し周知するように努めるものとする。県は町における警戒避難体制の充実が図られるように助言を行う。

ア．情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害情報等についての情報の収集及び伝達体制。

イ．土砂災害警戒区域等の箇所

土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の箇所。

ウ．適切な避難単位の設定

土砂災害警戒区域を基本としつつ、隣接する土砂災害警戒区域の重複等も考慮し、住民への効率的な情報伝達の観点から、町内会、自治会、自主防災組織等の単位も勘案するなど、地域の実情に合わせ設定。

エ．避難勧告等の発令・解除の基準

土砂災害警戒情報が発表された場合直ちに避難勧告を発令することを原則とするなど、土砂災害警戒メッシュ情報や国・都道府県等からの助言活用等。

オ．安全な避難場所・避難経路の確保

避難場所の開設、運営体制、避難場所開設状況の伝達体制や土砂災害に対して指定されている安全な避難場所。

カ．防災意識の向上

防災訓練、住民説明会、防災教育の実施等、住民の防災意識の向上。

(5) 防災知識の普及

町は、関係住民に対して日ごろから防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生するおそれのある時期（梅雨期、台風期）にさきがけ、住民への広報に努める。

(6) 要配慮者への支援

平成29年6月水防法等の一部を改正する法律の施行に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務と位置付けられた。それらについて町は、県や関係部局と連携して支援を行う。

資料編

- ・ -2-(4) 土石流危険渓流
- ・ -2-(5) 地すべり危険箇所
- ・ -2-(6) 急傾斜地崩壊危険箇所(自然斜面)
- ・ -2-(7) 砂防指定地等箇所
- ・ -2-(8) 土砂災害警戒区域の指定状況及び位置図
- ・ -2-(9) 山地災害危険地区

第3 「選択と集中」による計画的・重点的な土砂災害対策のハード施策の実施

町は、県の図る土砂災害対策のハード施策と連携して、避難所や要配慮者利用施設についてのハード施策に取り組む。

第33節 大規模土砂災害防止対策

担当：環境整備部

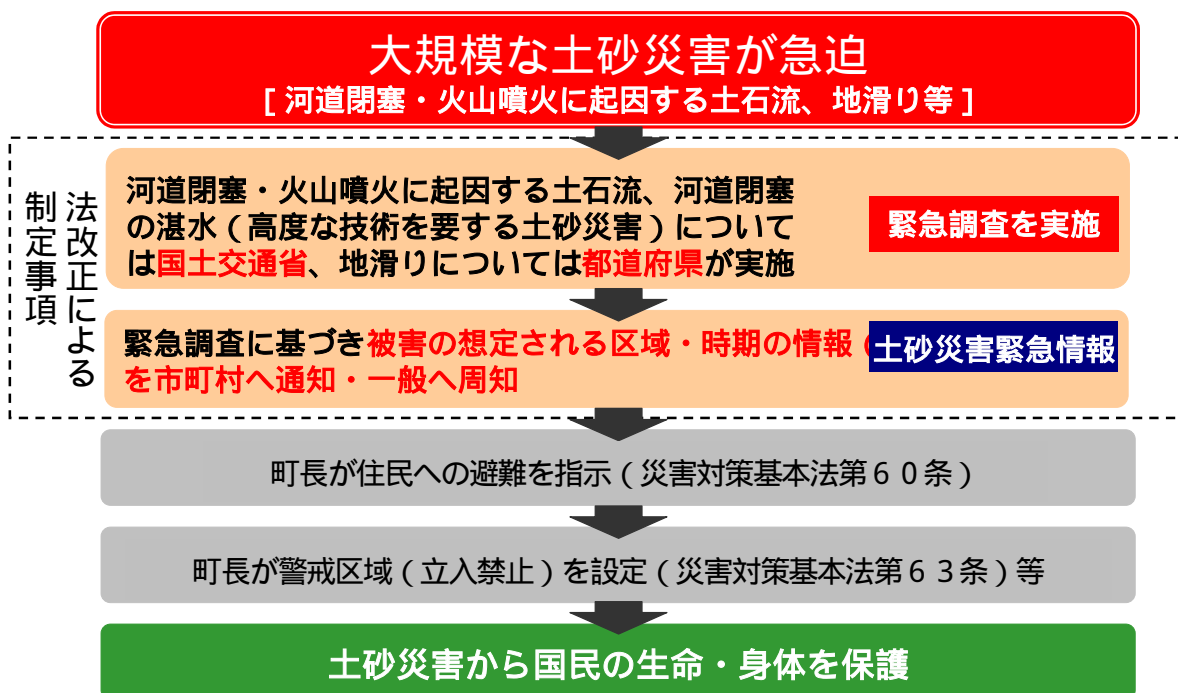
第1 土砂災害防止法に基づく緊急調査の体制整備

紀伊半島大水害では多数の河道閉塞が発生したため、土砂災害防止法（平成23年5月改正）に基づく緊急調査が、国土交通省により実施された。この緊急調査は、法改正後、河道閉塞についての初の事例となった。

特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供することとなる。さらに、土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第31条）により、国土交通省又は県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、関係自治体の長に通知するとともに、一般に周知することになる。

町では大規模土砂災害に備えるため、県と連携しながら土砂災害防止法に基づく緊急調査の体制整備を推進するとともに、国、県と連携して情報伝達体制等の構築に努める。

【土砂災害防止法の一部改正に基づく国による緊急調査の実施】



第34節 ため池災害予防計画

担当：環境整備部

第1 現況

三郷町には、3箇所の農業用ため池があり、そのうち受益面積が98haある。これらの多くは、江戸時代から明治期に築造されたため池である。

台風、集中豪雨等によるため池の決壊による下流への被害を未然に防止するため、ため池の老朽化や下流への影響等を考慮し、危険度が高いため池について整備を行う必要があり、堤体の断面・余水吐などの状況確認や人家・公共施設など下流の状況確認などの点検を行う。

第2 計画方針

大型台風、ゲリラ的に発生する集中豪雨等の影響により、ため池の堤体が決壊した場合、下流への被害は農業関係にとどまらず、人命、家屋、公共施設等にも及ぶことが心配されている。

災害発生及び被害の未然防止と住民生活の安全・安心の確保を図るため、危険度の高いため池について、改修や補強等の整備を行うとともに、直ちに改修に着手できないため池についても、低水管理や保全管理の支援等ソフト対策を行い、防災・減災対策に努める。

1. ため池防災対策調査計画事業の実施

堤高10m以上又は貯水量10万m³以上のため池のほか、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池を「防災重点ため池」とし、これに位置付けられたため池について、県と連携して堤体の安全性に対する耐震調査やハザードマップの作成等を進める。

2. ため池整備事業の実施

老朽化等による堤、余水吐、樋管等の整備を必要とするため池、耐震調査の結果、補強を必要とするため池等、防災上整備の必要なため池について、管理者及び県と十分協議のうえ整備を進めていく。

資料編

- ・ -2-(10) ため池要監視箇所及び位置図
 - ・ -2-(11) 亀池ハザードマップ
 - ・ -2-(12) 大池ハザードマップ

第35節 宅地等災害予防計画

担当：環境整備部

第1 宅地の安全性の向上

1. 宅地の安全性

町及び県は、近年の豪雨災害の教訓を踏まえ、豪雨による宅地への災害を防止するため、より一層、「宅地造成等規制法」及び「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図る。

2. 宅地防災パトロール

特に梅雨期及び台風期の前には宅地造成工事現場等の宅地防災パトロールを県と合同で行い、工事中の現場周辺地への土砂流出防止等、災害の発生防止に努める。

第2 二次災害の軽減・防止対策

1. 実施体制の整備

町及び県は、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築し、県内の相互支援体制及び実施体制の整備についてさらなる改善を進める。また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

府県境界を越えた相互支援体制の整備については、「全国被災宅地危険度判定連絡協議会」で協議しており、今後も判定士の派遣等についての相互支援体制の整備を進める。

2. 宅地危険度判定制度の普及・啓発

町及び県は、住民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

第3 災害危険住宅の移転計画

1. 集団移転

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に基づき、町が制定実施を行う集団移転促進事業計画に対し、国は補助金の交付等の援助等を行い、県はこの対策が促進するよう指導を行う。

第36節 火災予防計画

担当：総務部、三郷町消防団

町及び消防機関は、大規模な火災等の災害に対処するため、消防施設等の整備及び強化を図る。

第1 消防計画の策定

奈良県広域消防組合西和消防署及び三郷町消防団の防火・防災管理者は、消防活動を行う上での基本指針となる消防計画を町の実態に即して具体的かつ効率的に策定する。

なお、消防計画に定めるべき大綱及び内容の主な事項は次のとおりである。

(1) 消防計画の大綱

- ア．消防力の整備に関すること。
- イ．防災のための調査に関すること。
- ウ．防災教育訓練に関すること。
- エ．災害の予防、警戒及び防御に関すること。
- オ．災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- カ．その他災害対策に関すること。

(2) 消防計画の内容

- ア．組織計画（組織機構、災害時の消防隊等の班及び隊の編成）
- イ．消防力等の整備計画（消防力等の現況、施設及び資機材の整備点検）
- ウ．調査計画（消防水利調査、災害危険区域等調査）
- エ．教育訓練（教育、訓練）
- オ．災害予防計画（火災予防指導、火災予防査察、風水害等の予防指導、広報活動）
- カ．警報発令伝達計画（火災警報、その他警報の伝達及び周知）
- キ．情報計画（情報収集・報告・連絡、情報広報、情報記録）
- ク．火災警備計画（消防職団員の招集、出勤、警戒、通信、火災防御）
- ケ．風水害等計画（職員の招集、出勤、警戒、通信、事前処置）
- コ．避難計画（勧告及び指示の基準、伝達、避難所への誘導方法、避難所の警戒）
- サ．救助救急計画（非常召集、出勤、医療機関との協力体制）
- シ．応援協力計画（協定機関、応援の方法、資料の交換）

第2 出火防止・初期消火

火災に伴う被害を最小限に軽減するために、町は消防機関と連携し次の対策を実施する。

1. 火災予防査察の強化

町内の一般建築物について消防法に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の解消、消防団設備等設置率向上について指導する。

- (1) 防火対象物に対する査察
- (2) 一般建築物に対する防火指導
- (3) その他の査察（特別査察、臨時査察）

2. 防火管理制度の推進

一般建築物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という）に対し、消防法に基づく防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

3. 防火基準適合表示制度の推進

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、防火基準適合への取り組みを推進する。

4. 一般建築物の不燃化

木造建築物及び不特定多数の者の用に供する建築物等について、耐火構造又は耐火簡易構造にするなど建築物の不燃化・耐火化の指導を行う。

5. 住民、事業所に対する指導

住民、事業者に対して、消火器の使用方法、災害発生時の火気器具の取扱等の指導を行う。

- (1) 各種集会、広報媒体等の広報活動を通じ、出火防止に関する知識、初期消火の技術指導の普及を図る。
- (2) 災害時における初期消火の実効性を高めるために、家庭、地域、事業所等への火災警報器、消火器、消火バケツの設置について普及を図る。
- (3) 地域及び事業所等において女性防火クラブや自衛消防隊等の自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に消火訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識、技術を習得し、災害に備える。

第3 消防力・消防水利等の整備

1. 消防施設等の充実

「消防力の基準」(昭和36年8月1日 消防庁告示第2号)に基づき消防署を配置し、消防車両などの消防施設整備、情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るなど、総合的消防力の充実に努めるとともに、消防庁舎の耐震化に努める。

また、「消防力の整備指針」(平成12年1月20日消防庁告示第1号)及び「消防水利の規準」(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)を充足するため、次のとおり消防組織の充実に図り、消防設備等の整備に努める。

- (1) 町は、地域住民が発災直後において、円滑に初期消火を行うための、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ、ホース格納箱等の消防設備の整備に努める。
- (2) 町は、災害時の消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、消火栓の配置や貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、農業用水、プール、井戸等の自然水利の確保に努め、水利の多元化を推進する。
- (3) 町は、河川、ため池、遠距離大量送水システムの整備など消防水利を有効に活用するための消防施設・設備の充実に努める。

2. 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防衛活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

町は、地域住民が地域レベルでの防災活動の用に供するため、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキその他救助活動に必要な資機材の整備を促進するため、その経費の一部を助成し推進する。

町は、自らが保有する救助資機材だけでは不足する場合に備えて、民間団体の重機等の提供が受けられるよう協力体制の整備に努める。

3. 消防団の活性化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

(1) 体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進などにより、組織強化に努める。

(2) 消防施設、装備の強化

消防団屯所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線などの防災資機材の充実強化を図る。

(3) 消防団員の教育訓練

消防担当職員及び消防団員の知識並びに技能の向上を図るため、教育訓練の計画を策定し教育訓練を実施する。

ア．基礎訓練（規律訓練、車両訓練、操法訓練等予め定められた操作要領に基づく訓練）

イ．応用訓練（火災発生等を想定し、消火活動、救助活動、救急活動について概括的な活動要領を示して行う訓練）

ウ．図上訓練（各種災害の防御及び救助、救急活動の方法等を図上で行う訓練）

エ．その他訓練（訓練指揮者等がその目的に応じて行う訓練）

第4 防火意識の普及

(1) 一般家庭に対して、災害発生時の火気器具の取扱い及び消火器の使用方法等についての指導を行う。

(2) 震災時に多発することが予想される出火を防止するため、耐震安全装置付器具の普及を図る。

(3) 防火管理者、危険物取扱者、消防設備士又は自治会、自主防災組織、婦人団体等の各団体を対象とした講習、現地指導、消防相談等を行う。

(4) 地域住民の積極的な協力を得るため、常時の広報はもとより、火災又は水害の多発時期及び火災予防運動週間等に広報活動を実施する。

(5) 家庭内における火災予防の徹底を図るため、婦人防火クラブをつくり、初期消火訓練、防火講習会及び防災訓練等への参加を通して一般家庭における火災予防と地域の連帯意識の高揚を図る。

(6) 保育園、幼稚園等において幼年防火クラブをつくり、防火の心得を理解させ、火遊びによる火災の撲滅を図るとともに、将来的な予防的成果を期待するとともに、小中学生を対象とした少年防火クラブの結成・育成も推進する。

(7) 町及び県は、住民に対して心肺蘇生法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

(8) 町は、救急隊員が救護所等において負傷者のトリアージが適切に実施されるための研修について、県との協力体制の強化に努める。

(注) トリアージとは、災害発生時などに多数の負傷者が発生した場合に、傷病者にタッグを貼り適切な搬送・治療を行うため、傷病の緊急度や程度の判定を行うこと。

第5 防火管理者に対する指導

消防法により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防用設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理及びその他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

第6 広域消防応援体制の整備

大規模災害発生に備え、市町村相互の応援協定の締結に努めるほか、受入れ体制の整備に努める。

第37節 林野火災予防計画

担当：総務部、環境整備部、三郷町消防団

町は、林野周辺地区住民の安全を確保するとともに、森林資源を保全するため、積極的な火災予防対策を推進する。

第1 林野火災に強い地域づくり

1. 林道、森林の整備

森林の整備については、森林区画、尾根等を利用し、防火樹帯を整備するとともに、立地条件、気象条件を考慮し、防火線を布設するよう努める。また、固定防火線と併用又は単独に防火樹を植栽した林帯の整備に努める。

2. 監視体制の強化

町は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

(1) 火災警報の発表等

気象状況等が、火災予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報の発表、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等の消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、防災無線等により周知徹底を図る。

3. 林野所有（管理）者等への指導

(1) 防火線、防火樹帯の整備

町は、林野所有（管理）者に対して、防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入の促進に努めるよう指導を行う。

(2) 防火用水の確保

町は、林野所有（管理）者に対して、自然水利の活用等による防火用水の確保に努めるよう指導を行う。

(3) 森林等への火入れの制限

森林等への火入れは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の定めるところにより、町長の許可がなければできない。町長は、許可条件等について事前に消防機関等の関係機関と十分に協議する。また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、事前にその市町村に通知する。

(4) 火の使用制限

町は、気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報発表時等、特に必要と認めるときは、一定区域内のたき火、喫煙など、火の使用制限を徹底する。

(5) 火気使用施設に対する指導

消防機関は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

4. 防火知識の普及

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末など人為的原因によるものが大半であることから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護、及び防火思想の普及、徹底を図る。

(1) 公衆に対する啓発活動**ア．広報宣伝の充実**

町は、県、消防機関、その他林野関係各機関と連携して、広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。

イ．学校教育による防火思想の普及

町、県、消防機関、その他林野関係各機関は、教育委員会の協力を得て、学校における自然愛護、森林愛護等の情操教育を通じた防火思想の普及を図る。

(2) 地域住民、林内作業員に対する啓発活動**ア．地域での指導・啓発**

町及び消防機関は、林野内に立ち入る機会の多い山間地域の住民を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を開催し、防火思想の啓発・普及を図る。

イ．職場での指導・啓発

林野関係機関・事業者は、消防機関の協力を得て職場での講習会等を開催し、職員に対して林野火災防止対策及び発生時の対処について周知徹底を図る。

第2 活動体制の整備

町は県及び消防機関と連携して、林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

1. 消防体制の整備

町及び消防機関は、当該地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災に即応できる組織の確立、出動計画の策定を行う。

2. 広域相互応援体制の整備

町及び県、消防機関は、県内外の消防機関との広域的な応援体制及び警察、自衛隊、その他の関係機関との協力体制を整備し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるように努める。

3. 消防資機材の整備

町及び県、消防機関は、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実を図るものとする。

(1) 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、林野火災工作車、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシューター、チェーンソー等作業用機器

(2) 消火薬剤等の備蓄

第一燐酸アンモニウム(MAP)、第二燐酸アンモニウム(DAP)、展着剤等

資料編

・ -7 消防計画資料

4. 消防水利の確保

町及び消防機関は防火水槽等を整備するほか、川、池等の自然水利や砂防ダム等水源として利用できる施設を把握し、林野火災発生時の消防水利の確保に努める。

5. 林野火災消火訓練の実施

町及び県、消防機関、その他防災機関は、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防御技術の向上を図るための訓練を実施するよう努める。

第38節 原子力災害予防計画

担当：総務部

第1 原子力発電所事故対策

1. 概要

本町に最も近い原子力発電所は、福井県にある高浜発電所、大飯発電所であり、両者とも県境から約88kmの位置にある。次に近い原子力発電所は美浜発電所で、県境から約108kmの位置にある。

2. 情報の収集及び連絡体制の整備

町は県と連携し、福井県に立地する原子力発電所の事故による原子力災害の被害の防止に万全を期すため、国、福井県、警察本部、原子力事業者（電力事業者等）、報道機関等との間において、原子力発電所事故による原子力災害の正確な情報の収集及び連絡体制の整備を図る。

町及び県、警察本部等は、原子力発電所事故による原子力災害の正確な情報を、住民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図るとともに、住民等からの原子力発電所事故による原子力災害に関する相談、問合せに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。

なお、体制については、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者に十分に配慮し、整備を図るものとする。

3. 県外からの避難者の受入れ

町は県と連携し、福井県などの原子力発電所立地県等からの原発事故発生時の避難者を受け入れる。

そのため、県に協力し、原発立地県等から避難者の受入れ体制の整備について要請があれば、可能な限り要請に応じ、避難所の提供等について検討、調整を行う。

町は、県から、又は原発立地市町村等から直接、避難者の受入れ体制の整備について要請があれば、可能な限り要請に応じ、避難所の提供等について検討を行う。

第39節 鉄道災害予防計画

担当：総務部

本町では、平成29年の台風21号では、近鉄信貴山下駅で鉄道の運行が停止された。

その際に、代替手段が確保できない利用客が発生し、対応策が求められた。本町では大和川の増水による鉄道の運休も見られることから、災害の発生するおそれがある場合の対応を策定する必要がある。

第1 西日本旅客鉄道株式会社

鉄道施設は、列車運転の安全確保のため必要な線路諸施設の実態を把握するとともに、周囲の諸条件を調査し、異常時においても常に健全な状態を維持できるよう諸設備の整備を行うとともに、災害の発生するおそれのある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておく。

1. 計画の内容

防災施設の維持、改良はおおむね次の事項について計画する。

- (1) 橋梁の維持、補修及び改良強化
- (2) 河川改良に伴う橋梁改良
- (3) 法面、土留の維持、補修及び改良強化
- (4) トンネルの維持、補修及び改良強化
- (5) 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
- (6) 建物等の維持、修繕
- (7) 通信設備の維持、補修
- (8) 空頭不足による橋げた衝撃防止及び自動車転落事故防止の推進
- (9) 線路周辺の環境条件の変化による災害防止の推進
- (10) その他防災上必要なもの

2. 実施計画

- (1) 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、定期的に全ての構造物に対する点検を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所の早期発見に努め、必要に応じて随時精密な検査を行い、必要な措置を講ずる。

- (2) 関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

第2 近畿日本鉄道株式会社

列車運転の安全確保に必要な路線及び諸施設の実態と周囲の諸条件を把握し、施設の維持管理に努めるとともに各種災害に対処し得る体制を整備しておくものとする。

- (1) 防災施設の維持管理計画

- ア．橋梁の維持補修及び管理強化
- イ．河川改修に伴う橋梁管理
- ウ．法面、土留擁壁の維持改修及び管理強化
- エ．トンネルの維持、補修及び管理強化
- オ．建物等の維持補修及び管理強化
- カ．線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- キ．電線路支持物の維持補修及び管理強化

- ク．その他防災上必要な設備管理
- (2) 災害警備体制の確立
 - ア．気象観測機器の整備
 - イ．災害時の連絡体制、配備体制の確立
 - ウ．各施設の警備計画、要注意箇所の警備方法、列車運転規制計画等の周知徹底
- (3) 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画の確立
- (4) 防災訓練の実施

第40節 防災営農計画

担当：総務部、環境整備部

町及び関係機関は、各種の災害から農畜産物の被害を未然に防止し、又は最小限に食い止めるため、技術の普及、指導体制の確立など必要な措置を講ずる。

1. 防災営農指導体制の確立

町及び奈良県農業協同組合三郷支店は、各種災害による農産物等の被害の減少を図り、防災営農を推進するため、防災営農指導体制の確立を図る。

2. 防災営農技術の普及

町は、営農指導に関して広報及び研修会等を実施し、防災営農技術の普及を図る。

3. 家畜伝染病の予防

家畜伝染病の発生予防及び蔓延防止のため、奈良県家畜保健衛生所の協力を得て、注射・消毒等の指導を行う。

第3章 災害応急対策計画

第1節 避難行動計画

担当：総務部、避難所部、現地指導部

第1 避難勧告等の発令

1. 実施機関

避難準備・高齢者等避難開始の情報提供、避難勧告及び避難指示（緊急）の実施責任者は次のとおりである。

町長は法第60条に基づき、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、避難の勧告等を行う。

なお、知事は、町が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき事務の全部又は一部を代わりに実施する。

| | 実施責任者 | 要件 | 措置 | 根拠規定 | 災害の種類 |
|-----------------------|---------------------|---|---|-------------------------|-------|
| 避難準備・ 高齢者等 避難開始 | 町長 | 人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要が認められるとき | ・住民に対する避難準備 ・避難行動要支援者等に対する避難行動の開始 | 災害対策 基本法 第56条 | 災害全般 |
| 避難勧告 | 町長 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき | ・立退きの勧告（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内安全確保（垂直避難等）の勧告 | 災害対策 基本法 第60条 | 災害全般 |
| | 知事 | 災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき | ・立退きの勧告（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内安全確保（垂直避難等）の勧告 | 災害対策 基本法 第60条 | 災害全般 |
| 避難指示 （緊急） | 町長 | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき | ・立退きの勧告（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内安全確保（垂直避難等）の勧告 | 災害対策 基本法 第60条 | 災害全般 |
| | 知事 | 災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき | ・立退きの勧告（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内安全確保（垂直避難等）の勧告 | 災害対策 基本法 第60条 | 災害全般 |
| | 警察官 | 市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったとき | ・立退きの勧告（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内安全確保（垂直避難等）の勧告 | 災害対策 基本法 第61条 | 災害全般 |
| | | 人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険がある場合で特に急を要するとき | ・避難等の措置 | 警察官 職務 執行法 第4条 | 災害全般 |
| | 自衛官 | 災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないとき | ・避難等の措置 | 自衛隊法 第94条 | 災害全般 |
| | 知事又はその命を受けた職員 | 地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき | ・立退きの指示 | 地すべり 防止法 第25条 | 地すべり |
| | 知事、その命を受けた職員又は水防管理者 | 洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき | ・立退きの指示 | 水防法 第29条 | 洪水 |

2. 避難勧告等の発令

町長は災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、災害の種類に応じて定めた判断基準に基づき避難勧告等を発令する。なお、自然現象を対象としているため、この判断基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用した臨機応変に対応していく。

また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。

(1) 洪水、浸水などに関する基準

| 対象河川 | 大和川（王寺水位観測所） | |
|-----------------------|---|-------------------------|
| 発令の種類 | 判断基準 | 発令対象 |
| 避難準備・ 高齢者等 避難開始 | 次のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 （ア）大和川（王寺水位観測所）の水位が避難判断水位(相当)（5.80m）に到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 （イ）大和川（王寺水位観測所）の水位が氾濫危険水位(相当)（6.30m）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） （ウ）大和川沿いで軽微な漏水・侵食等の異常が発見された場合 （エ）避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 | 浸水想定区域図で浸水が予想される区域 |
| 避難勧告 | 次のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令する。 （ア）大和川（王寺水位観測所）の水位が氾濫危険水位(相当)（6.30m）に到達したと発表された場合 （イ）大和川（王寺水位観測所）の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を超えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） （ウ）大和川沿いで異常な漏水・侵食等が発見された場合 （エ）避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 | 浸水想定区域図で浸水深 0.5m を超える区域 |
| 避難指示 （緊急） | 次のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令する。 （ア）決壊や越水・溢水が発生した場合 （イ）大和川（王寺水位観測所）の水位が、氾濫危険水位(相当)（6.30m）を超えた状態で、水位予測により、堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） （ウ）異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 （エ）樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する） | 浸水想定区域図で浸水深 0.5m を超える区域 |

(2) 土砂災害に関する基準

| 発令の種類 | 判断基準 | 発令対象 |
|-----------------------|---|-------------------------|
| 避難準備・ 高齢者等 避難開始 | 次のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 (ア)大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報(気象庁)で、本町の一部又は全部が危険度が「警戒」に達した場合 (イ)数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 (ウ)大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 | 土砂災害警戒区域、 土砂災害特別警戒区域 |
| 避難勧告 | 次のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令する。 (ア)土砂災害警戒情報が発表された場合 (イ)土砂災害警戒判定メッシュ情報(気象庁)で、本町の一部又は全部が危険度が「非常に危険」に達した場合 (ウ)大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 (エ)土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合 | 土砂災害警戒区域、 土砂災害特別警戒区域 |
| 避難指示 (緊急) | 次のいずれかに該当する場合に、避難指示(緊急)を発令する。 (ア)土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報(気象庁)で、本町の一部又は全部が危険度が「極めて危険」に達した場合 (イ)土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 (ウ)土砂災害が発生した場合 (エ)山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 (オ)避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合 | 土砂災害警戒区域、 土砂災害特別警戒区域 |

メッシュ情報については、「奈良県土砂災害・防災情報システム」による降雨状況や予測値も参考とする。

(3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の内容

避難勧告等を実施する者は、次の事項を明示して行うよう努めるものとする。

- ア．避難対象地域
- イ．避難場所
- ウ．避難の理由
- エ．避難時の注意事項
- オ．その他必要事項

(4) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の伝達

ア．避難勧告等が発令したときは、当該実施者は、その内容を住民に対して直ちに伝達するものとする。伝達手段としては、防災行政無線の屋外スピーカーや個別受信機、広報車等による広報、インターネット、緊急速報メール、ファクシミリ等可能な限り多様な伝達手段を活用し、確実に住民に対し情報伝達を行う必要がある。

イ．伝達の際は避難行動要支援者及び避難支援関係者に迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。避難準備・高齢者等避難開始の伝達にあたっては、避難に時間のかかる要援護者とその支援関係者に避難を開始することを確実に伝達する。

ウ．町長は、避難勧告等の伝達にあたっては、事前に例文を作成してわかりやすくその意味を伝えるなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。

エ．避難勧告等が発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」をおそれず、判断

基準に基づき避難勧告等を発令する。

オ．事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難勧告等を発令する等、臨機応変に対応する。

【避難勧告の基準及び伝達方法】

| | |
|-------------|---|
| 実施基準 | ア．建築物等の倒壊等、災害の発生が予想されるとき イ．火災が拡大するおそれがあるとき ウ．爆発等のおそれがあるとき エ．地すべり、山崩れ、ため池の決壊等により危険が切迫しているとき オ．その他住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認めるとき |
| 伝達内容 | ア．避難対象地区 イ．避難先 ウ．避難路 エ．避難の理由 オ．避難時の注意事項 カ．その他の必要事項 |
| 伝達方法 | |
| 避難勧告伝達文(例文) | 町民のみなさんにお知らせします。×××から避難準備の指示が出されました。 のため、地区は被害のおそれがありますので、直ちに避難の準備をして下さい。(避難先等注意事項は続ける。) |

【避難指示の基準及び伝達方法】

| | |
|-----------|--|
| 実施基準 | ア．状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき イ．災害が発生した現場に残留者がある場合 |
| 伝達内容 | 避難勧告と同じ |
| 伝達方法 | 避難勧告と同じ伝達方法を繰り返すとともに、必要に応じ直接口頭により伝達する。 |
| 避難指示文(例文) | 町民のみなさんにお知らせします。×××から避難の指示が出されました。 のため、地区は被害のおそれがありますので、直ちに避難して下さい。(避難先等注意事項を続ける。) |

(5) 屋内での待避等の安全確保措置

町長は、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、近隣のより安全な建物への緊急的退避や屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置(以下、「屋内安全確保」という。)を指示することができる。

3. 報告等

(1) 町長は、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令し、又は屋内安全確保を指示したときは、その旨を速やかに県に報告する。警察官が避難の指示や屋内安全確保の指示を行い、その旨を町長に報告してきたときも同様の扱いとする。その際、可能な限り次の事項についても報告する。

- ア．避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、屋内安全確保の種類
- イ．発令時刻
- ウ．対象地域
- エ．対象世帯数及び人員
- オ．その他必要事項

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

(2) 町及び県、警察本部並びに自衛隊は、避難の勧告等をしたときは、その内容を相互に連絡する。

4. 避難誘導

(1) 計画方針

人的被害を軽減するため、関係機関が連絡調整を密にし、あらかじめ定めた基準により、住民を速やかに安全な場所に避難誘導する。水害による避難者は、水害の及ばない避難所又は一時避難地に避難をする。避難の際には、要配慮者に十分配慮する。

(2) 避難者の誘導

避難誘導は、消防職員（消防団員）、警察官、自主防災組織、地元自治会役員及び施設管理者等の協力を得て組織的に行うものとし、極力、安全と統制を図り実施する。

ア．誘導に当たっては、定められた避難所へ自治会単位、防災地区単位及び小学校区単位などでの集団避難を心掛け、妊産婦、傷病人、老幼者、障がい者及びこれらのものに必要な介助者を優先して行う。なお、これらの誘導にあたっては迅速、的確に行う。

イ．避難所及び避難路等を明示する案内標識を設置する等、迅速に避難できるよう措置する。

ウ．避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行う。また夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。

エ．避難にあたっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。

オ．避難は、避難者が各人に行うことを原則とするが、避難者が自力での移動が不可能な場合は、車両等により行う。

カ．災害が広範囲で大規模な移動・移送を要し、町では対応不可能な時は、県に協力を要請する。

(3) 学校・社会福祉施設等における避難対策

学校、幼稚園、保育園、社会福祉施設及び病院等、集団退避を必要とする施設にあつては、日ごろから町、消防署及び警察署等の関係機関と協議のうえ、下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、災害時に安全な避難ができるよう、関係機関と連絡を密にする。

- ア．避難実施責任者
- イ．避難の時期（事前避難の実施等）
- ウ．避難の順位
- エ．避難誘導責任者・補助者
- オ．避難誘導の要領・処置
- カ．避難者の確認方法
- キ．家族等への引き渡し方法
- ク．登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）

ケ．通学路周辺の危険個所の把握（ブロック塀等の危険性）

第2 住民に求める避難行動

1．土砂災害

- (1) 防災気象情報等積極的な情報収集に努め、自らの意思で行動する。
- (2) 土砂災害時の一時避難地への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
- (3) 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
- (4) 一時避難地への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難等の安全確保措置をとる。小規模な斜面崩壊（崖崩れ）が想定される区域では、屋内安全確保が有効な場合もあるが、土石流が想定される区域においては、自宅の2階以上に移動しても土石流によって家屋が全壊するおそれもあることから、屋内安全確保をとらない。
- (5) 雨が収まってもすぐに帰宅しない。
- (6) 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難する。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛ける。
- (7) 土砂災害警戒区域外でも災害が発生するおそれがあることを忘れず、十分注意する。

2．水害

- (1) 防災気象情報等積極的な情報収集に努め、自らの意思で行動する。
- (2) 洪水・内水氾濫時の一時避難地への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
- (3) 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。
- (4) 一時避難地への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難や、やむを得ない場合には屋内でもより安全な上階へ移動する屋内安全確保をとる。
- (5) 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難する。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛ける。
- (6) 浸水想定区域外でも災害が発生するおそれがあることを忘れず、十分注意する。

第3 警戒区域の設定

1．実施機関

警戒区域の設定権者は次のとおりである。

町は、災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法第63条第1項の規程により実施すべき応急措置の全部又は一部を知事に委託する。

| 設定権者 | 要件 | 措置 | 根拠規定 | 災害の種類 |
|--------------------------|--|---|-------------|--------|
| 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員 | 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき | 災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる | 災害対策基本法第63条 | 災害全般 |
| 知事 | 災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき | | 災害対策基本法第63条 | 災害全般 |
| 警察官 | 市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき | 災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる | 災害対策基本法第63条 | 災害全般 |
| | 消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき | ・消防警戒区域からの退去 ・消防警戒区域への出入り禁止、制限 | 消防法第28条 | 水害を除く災 |

| 設定権者 | 要件 | 措置 | 根拠規定 | 災害の種類 |
|------------|---|---|----------------------|-----------|
| | | | 第36条 | 害全般 |
| | 消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき | ・水防警戒区域からの退去 ・水防警戒区域への出入り禁止、制限 | 水防法 第21条 | 水害 |
| 自衛官 | 市町村长若しくは市町村长の委任を受けた市町村の職員及び警察官が現場にいないとき | 災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる | 災害対策 基本法 第63条 | 災害全般 |
| 消防職員又は消防団員 | 円滑な消火活動等の確保のため | ・消防警戒区域からの退去 ・消防警戒区域への出入り禁止、制限 | 消防法 第28条、 第36条 | 水害を除く災害全般 |
| 消防機関に属する者 | 円滑な水防活動等の確保のため | ・水防警戒区域からの退去 ・水防警戒区域への出入り禁止、制限 | 水防法 第21条 | 水害 |

2. 警戒区域の設定

(1) 設定

警戒区域は、住民の生活に大きな負担を強いるばかりでなく、警戒区域内に道路が通っている場合などは、関係機関や周辺住民にも多大な影響を与える。そのため、設定する範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等には慎重を期する必要がある。そこで、町長が警戒区域の設定するにあたっては、国（近畿地方整備局、気象台等）県、消防、警察、住民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置するなどして、これら関係機関の意見を十分に聞くように努める。

警戒区域の設定は、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示することで行う。

また、町と警察が連携して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(2) 周知

避難勧告等と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。

(3) 警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には町長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。また、住民には、警察、消防、町職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、先述の協議会等の場で慎重に検討する必要がある。その基準は、住民に対して分かりやすいものとすることや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

(4) 警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

警戒区域を解除した後の監視体制や、避難勧告等の継続についても協議会の場で検討する。

(5) 本町における警戒区域

警戒区域の設定としては、水害・土砂災害に分けて、次のとおり定める。

| 災害種別 | 警戒区域 |
|------|--|
| 水害 | 立野北1丁目、立野南1丁目～3丁目、勢野西1丁目～2丁目、勢野東1丁目、勢野東5丁目～6丁目 |
| 土砂災害 | 土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜地、地すべり） |

第2節 避難生活計画

担当：総務部、現地指導部、避難所部、水道部

町は、大災害による家屋の滅失、損壊により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を指定し、開設する。

第1 避難所の設置

1. 避難所の開設

町は、発災時に必要に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行い住民等に周知徹底を図るものとする。

- (1) 町長は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を考慮し、適切な避難所を選定するとともに、避難所を開設する時は、速やかに避難所の管理者に連絡する。ただし、町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。
- (2) 町長は、避難所を開設した時は、直ちに建物及び収容者を管理するため避難所責任者を派遣し、避難所の開設と被災者の収容にあたる。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ要請した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。
- (3) 避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、収容期間の延長の必要がある時は、期間を延長することができる。

2. 避難所の収容対象者

- (1) 住民が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者
- (2) 自己の住家には直接被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- (3) 災害により、現に被害を受けるおそれがある者
- (4) 避難指示は発せられないが、緊急に避難することが必要な者
- (5) その他避難が必要と認められる者

3. 避難所の追加開設

町は、事前に指定した避難所では収容人数が不足する場合など必要があれば、予め指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

また、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づけることができると共に、追加開設をした避難所についても、良好な生活環境を確保するよう努める。

4. 民間の施設の利用

町は県と連携し、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

5. 避難所が不足した場合の対応

上記対応をした場合でも避難所が不足する場合は、テントの使用も考慮する。

資料編

- ・ -1-(1) 一時避難地一覧表及び位置図
- ・ -1-(2) 指定避難所・補助避難所及び福祉避難所一覧表及び位置図

第2 県への報告

町は、避難所を開設した場合には、次の事項についてすみやかに県に報告する。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 避難所名、避難世帯数及び避難者数

第3 避難所の運営

1. 留意事項

- (1) 町は、避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の把握に努める。
- (2) 町は、避難所の運営にあたって、避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申し合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。
- (3) 町は、避難所における情報の伝達、食料・水等の配布、清掃等について、各避難所の自治組織の協力を得て、避難者主体による自主的な管理運営がなされるよう努める。その際には、役割分担は性別のみに依らないよう、避難所の運営における女性の参画に配慮する。また、必要に応じてボランティアや他の市町村に対して協力を求める。
- (4) 町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。また、避難が長期化する場合、必要に応じてプライバシーの確保、性別・年齢等によるニーズの違い等に配慮するよう努める。
- (5) 町は、避難者に対する生活情報や他の避難所との情報提供に努める。その際、口頭での説明のほか、聴覚に障がいを持つ避難者に配慮し、掲示板の設置、チラシの配布等の方法も用いるなど、要配慮者等配慮を必要とする方のニーズに注意する。
- (6) 町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努める。
- (7) 町は、避難所の安全等の確保のため、パトロールの実施、仮設・移動交番の設置、警備業者による避難所の安全確保のための支援要員確保の協定の整備を行うものとする。

2. 各段階における主な取組事項

各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。

(1) 初動期

初動期とは、災害発生直後の混乱の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間である。この期間における主な取組は以下のとおりである。

ア．避難所建物の設備の点検

電気や水道などのライフラインや、トイレ等の避難所生活に必要な設備の使用可否を点検する。

イ．広報

避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。

ウ．避難者の受入、名簿作成

避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。名簿は車中泊や在宅の被災者などにもできるだけ登録してもらう。

(2) 展開期

展開期とは、災害発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。

ア．自主的な管理運営体制の確立

自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するにあつ

では、女性の参画を求め、多様な年齢層の意見を反映できるようにする。

イ．食料、物資に関すること

迅速かつ公平な提供を心がける。

ウ．要配慮者に関すること

(ア) 避難所内の要配慮者の把握に努め、避難行動要支援者の避難支援プラン個別計画を用いて避難行動要支援者の避難所生活の支援を行う。また、必要に応じて、避難所内に要配慮者等配慮を必要とする人専用の避難部屋を設置したり、福祉避難所等より適切な施設へ転所させたりするように努める。

(イ) 視覚障がい者、聴覚障がい者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。

エ．衛生に関する事

(ア) 仮設トイレの設置場所・設置個数については、災害対策本部の指示により、速やかな設置に努める。

(イ) 食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。

(ウ) 保健師による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。

(エ) ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。

オ．その他

(ア) 医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。

(イ) 男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置等によるプライバシーの確保に努める。

(ウ) 暑さ寒さ対策に努める。

(3) 安定期

安定期とは、災害発生後3週間程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者の心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりするときである。時間とともに変化する避難者の要望について、過去の事例も含めて知識を持ち、早めに適切な対応ができるようにする必要があり。この期間における取組は以下のとおりである。

ア．食料、物資に関すること

避難所で不足している物資・食料や、特別なニーズがある物資を確保する。

イ．要配慮者に関すること

必要に応じてホテルや旅館等民間の施設や、福祉避難所のようなより適切な施設へ転所できるように努める。

ウ．衛生に関すること

(ア) 食中毒や風邪などの感染症が流行しないように注意する。

(イ) 保健師による、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下の予防や、こころの健康に関する相談を実施する。

(4) 撤収期

撤収期とは、地域の本来の生活が再開可能になるため、避難所生活の必要性がなくなる時期であり、避難所の解消を目指し、避難所施設の本来機能の再開に向けての必要な業務を行う期間である。

避難所の段階的集約を行い避難所の縮小を図る。自宅に戻れない避難者には、応急仮設住宅等の斡旋の支援を行い、早期の避難所解消を図る。

3. 避難所の閉鎖

(1) 町長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める時は、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。

(2) 避難所責任者は、町長の指示により避難者を帰宅させる他、必要な処置をとる。

- (3) 町長は、避難者のうち住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合には、避難所を縮小して存続させる等の処置をとる。

第4 在宅被災者等への支援

町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者(食料や水等を受取りに来る被災者を含む)等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのために町は、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。

第5 車中泊者への対応

町は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

- (1) 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策(エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配布など)
- (2) 車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等(車中泊者等の避難者名簿への登録)
- (3) 車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨

第3節 要配慮者の支援計画

担当：総務部、避難所部、現地指導部

第1 避難行動要支援者の避難支援

1. 避難行動要支援者の安否確認

大災害発生後、直ちに地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、住宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、迅速な発見・保護に努める。

2. 避難所等への移送

避難行動要支援者等を発見・保護した場合は、速やかに負傷の有無等を確認し、状況を判断した上で、福祉避難所・医療機関・社会福祉施設等へ移送する。

3. 被災状況とニーズの把握

- (1) 避難行動要支援者等の所在の把握と被災状況、健康状態及び福祉ニーズの把握に努める。
- (2) 町及び県は、所管する社会福祉施設の施設設備・職員・入所者等の被災状況の迅速な把握に努める。
- (3) 県は、町の情報を集約し、被災の状況に応じて、近隣府県、関係団体等からの人的・物的支援を得ながら、福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の施設等への入所が行える体制を確立する。

第2 避難行動要支援者への支援

被災した避難行動要支援者に対する応急的処遇は、おおむね次により行うものとする。なお、これらの応急的処遇の際には、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1. 情報伝達、避難誘導等

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿や個別支援計画等に基づき避難支援者による情報伝達及び避難誘導の支援を行う。避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

高齢者、障がい者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な情報提供、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。

2. 避難所到着後の対応

町及び県は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努める。避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進に留意するものとする。また併せて、個々の事情により、その地域において在宅にて避難生活を送っている者も支援の対象とする。

町は、避難生活の長期化が予測されるなど、必要に応じて高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮した福祉避難所を開設する。ただし、緊急入所等在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

3. 医療等の体制

町は、避難所等での社会福祉士・介護福祉士・ヘルパー・手話通訳者・保健師等の援助者の確保に努め、身体的・精神的ケアや生活相談等の巡回相談・指導・援助を行う。

町は県と連携し、保健師・看護師その他必要な職種からなるチームを編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保や、メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健

康維持や在宅療養者等への対応を行う。

4．生活用品・食料等の確保

県は、町の要請に基づき、福祉的処遇を担当する援助者の確保及び援助物品の確保等の支援を行う。

町は、乳幼児・高齢者等でそしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクやオムツなどの生活必需品を備蓄するなど、供給できるように配慮する。

また、高齢者等の誤嚥性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品を流通備蓄等により供給するように努める。

5．福祉機器等の確保

町は、補装具・介護用品等の援助物品の確保に努め、被災者に適した物品等の供給又は貸し出しを行う。

6．応急仮設住宅等

町は、応急仮設住宅の入居者の決定等の際には、次の事項を留意する。

- (1) 高齢者や障がい者等の優先入居
- (2) 高齢者や障がい者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。
- (3) 入居後の高齢者や障がい者等に対し、巡回相談、安否確認などを行う。

また、県は、県内の社会福祉施設の被災状況を調査し、町の要請に基づき、緊急に施設で保護する必要がある者を、一時的に受入れることができる社会福祉施設の情報を町に提供するとともに、当該施設への移送支援を行う。

なお、町は緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時的な社会福祉施設への避難保護に努める。

資料編

・ -8-(2) 「災害救助法による救助の程度と期間」早見表

第4節 住宅応急対策計画

担当：総務部、現地指導部

町及び県は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講ずる。応急仮設住宅等への入居の際には要配慮者に配慮するものとする。

第1 応急仮設住宅の確保

1. 応急仮設住宅の設置主体

県は、災害救助法が適用され、応急仮設住宅の建設が必要であると判断した場合、広域的な協定やあらかじめ協定している一般社団法人プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」等に基づき、応急仮設住宅を建設する。

また、木造応急仮設住宅及び「大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」に基づき、民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の設置も検討する。

なお、災害救助法が適用されない場合において、町が応急仮設住宅を設置する場合は、必要に応じて県が支援する。

2. 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置

(1) 建設場所等

応急仮設住宅の建設場所は、町が県と協議の上確保するものとし、県は原則として、町からの要請により建設場所、戸数、規模、着工期日等について一般社団法人プレハブ建築協会と調整を行う。この際、大規模災害時等は行政区域を越えた避難が発生する可能性も踏まえ、県は必要に応じて近隣の市町村に対して建設場所の確保を要請できる。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として、県が町に委任して選定する。ただし、広域避難に対応する場合には、県が被災市町村の協力を得ながら実施するものとする。

選定にあたっては、高齢者や障がい者等の優先的に入居が必要な者に対する配慮を行う。

第2 住宅の応急修理等

1. 被災住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成12年3月31日厚生省告示第144号)に基づき応急修理を実施する。ただし、必要に応じ、町に委任することができる。

なお、災害救助法が適用されない場合は、町が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

2. 住居障害物の除去

災害救助法が適用された場合、県は住宅が半壊又は半焼した者のうち、自己の資力では障害物の除去を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、障害物の除去を実施する。

なお、災害救助法が適用されない場合は、町が必要に応じて障害物の除去を実施する。

第3 公営住宅の特例使用

町及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。

第4 住宅に関する相談窓口の設置等

応急住宅・空家・融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

第5節 活動体制計画

担当：総務部、避難所部、水道部、現地指導部、三郷町消防団

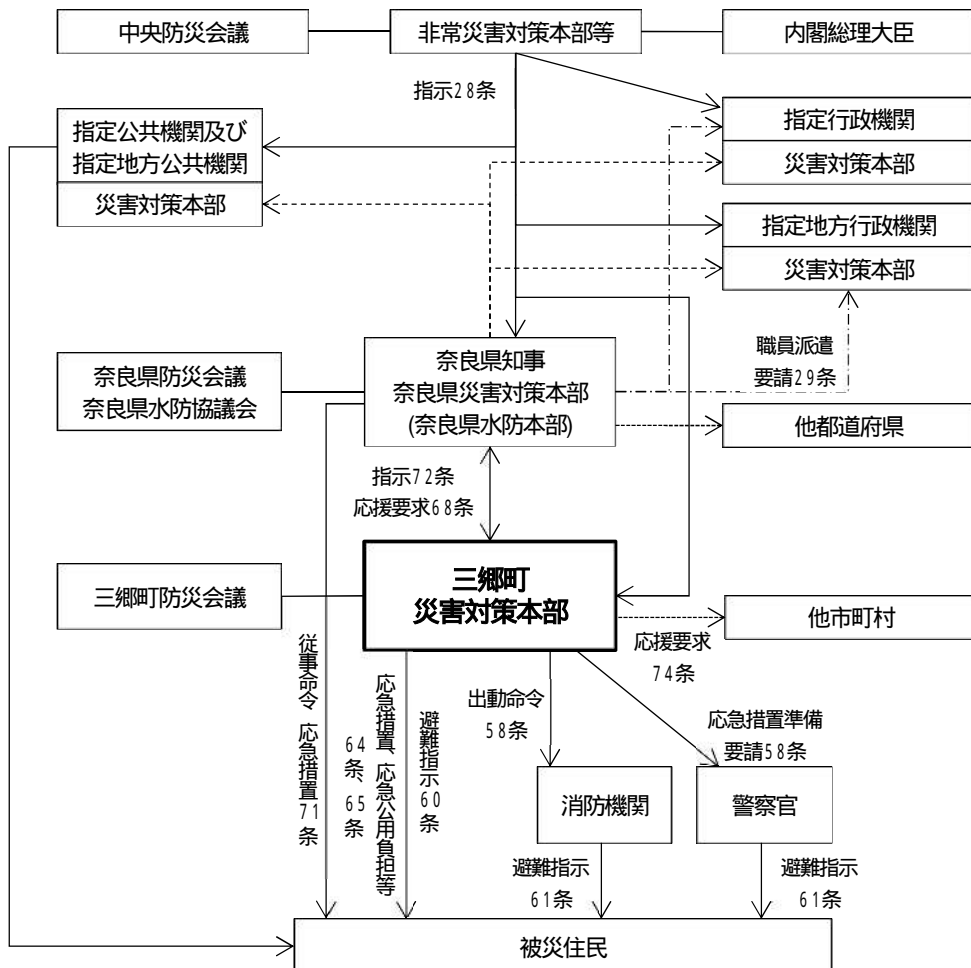
第1 防災組織計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町長は必要に応じ災害対策本部を設置し、緊急な連絡、協力の下に災害応急対策を実施する。災害対策本部を設置するに至らない場合は、別に定める基準により、災害警戒体制等をとる。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に留意する。

各関係機関の系統図は次のとおりである。

【災害対策系統図】



第2 活動体制

1. 災害準備体制

総務部長の判断により、発令する。

- (1) 配備基準
 - ア．大雨、洪水又は暴風警報が発表された場合。
 - イ．台風が近畿地方に上陸するおそれがある場合。
 - ウ．その他、総務部長が必要と認めた場合。
- (2) 勤務時間外などにおいては、総務部長が決定する。

2. 災害警戒体制

災害対策本部を設置するに至らない災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合、又は応急対策の必要が生じた場合は、町長を長とする災害警戒体制をとり、災害対策本部に準じた体制をもって対処する。

- (1) 設置基準
 - ア．三郷町に土砂災害警戒情報が発表された場合。
 - イ．災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合。
 - ウ．その他、町長が必要と認めた場合。
- (2) 廃止基準
 - ア．町長が、災害応急対策がおおむね終了したと認めた場合。
 - イ．調査の結果、災害対策本部の設置により災害応急対策を実施する方が望ましい災害規模であると町長が認めた場合。
- (3) 組織及び運営
 - 災害警戒体制の組織、運営については、別に定めた災害対策本部組織及び事務分掌に準じるものとする。
- (4) 設置及び廃止の通知
 - 町長は、災害警戒体制を設置又は廃止した場合は、各部にその旨を通知する。

3. 災害対策本部体制

災害対策基本法第23条の2に基づき、町域に災害が発生し、その対策を必要とする場合、町長は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

災害対策本部は、町長が本部長となり、職員を統括して災害応急対策及び二次的災害予防を実施する。

- (1) 設置基準
 - ア．相当規模以上の災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合。
 - イ．大雨又は暴風その他にかかる特別警報が発表された場合。
 - ウ．その他、町長が必要と認めた場合。
- (2) 廃止基準
 - ア．本部長が、町域において災害応急対策がおおむね終了したと認めた場合。
 - イ．調査の結果、町域に大きな被害がないと本部長が認めた場合。この場合、必要に応じて被害状況に即した体制（災害警戒体制等）に移行する。
- (3) 組織及び運営
 - ア．災害対策本部の組織、運営については、別に定めた災害対策本部組織及び事務分掌に基づくものとする。
 - 本部においては、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議し、基本方針を決定する。

イ．災害対策本部会議

災害対策本部会議は、災害対策本部の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の災害応急対策に関する重要事項の協議を行うため、本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は本部員との協議をもってこれに代える。

(ア) 協議事項

- 災害応急対策の基本方針に関すること
- 動員配備体制に関すること
- 各部間調整事項に関すること
- 避難勧告・指示及び警戒区域の設定に関すること
- 自衛隊災害派遣要請に関すること
- 他市町村への応援要請に関すること
- 県及び関係機関との連絡調整に関すること
- 災害救助法適用要請に関すること
- 激甚災害の指定の要請に関すること
- その他災害応急対策の実施及び調整に関すること

(4) 設置及び廃止の通知

本部長は、災害対策本部を設置又は廃止した場合は、各部、県知事、防災会議構成員、報道機関、住民等にその旨を通知する。

(5) 本部表示の掲示

災害対策本部が設置された場合、町役場正面玄関に「三郷町災害対策本部」の標識を掲示する。

(6) 設置場所

災害対策本部は、町役場内に置く。ただし、災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図る必要がある場合は、町役場以外の別の場所に設置する。この場合は、その旨を関係機関に連絡する。

(7) 職務・権限の代行

災害対策本部の本部長は町長があたり、不在時には本部長が別に定めた順位により代行を行う。

また、本部員（各部部长）の不在時には、各部の班長が代行し、班長の不在時には副班長が代行する。

第3 動員基準

1. 動員基準

- (1) 災害準備体制の場合は、1号動員とする。
- (2) 災害準備体制のうち、総務部長が必要と認めた場合は準2号動員とする。
- (3) 災害警戒体制の場合は、2号動員（準2号動員）とする。
- (4) 災害対策本部が設置された場合は、3号動員とする。
- (5) 相当規模以上の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、4号動員とする。

2. 勤務時間外の過渡的措置

各部長は、勤務時間外の過渡的措置として、非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて、順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

3. 勤務時間外における動員方法

(1) 職員参集

職員は、勤務時間外に配備体制の伝達を受けた時は、動員区分に従って速やかに所定の場所に参集

する。

(2) 参集指令の伝達

参集指令の伝達は、緊急連絡系統に基づき実施する。

4. 消防団における動員の特例

消防団長は消防団の特性から独自の判断により団員の動員を発令することができる。ただし、発令後直ちに本部長に報告しなければならない。

資料編

- ・ -9-(1) 三郷町災害対策本部条例
- ・ -9-(2) 三郷町災害対策本部規則
 - ・ -9-(3) 三郷町動員基準
- ・ -1-(1) 三郷町防災会議条例
- ・ -1-(2) 三郷町防災会議規則

第4 指定地方行政機関等の活動体制

町域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令、防災業務計画等の定めるところにより、その所掌事務にかかる災害応急対策を速やかに実施する。

また、災害応急対策に従事する職員の動員配備及びサービスの基準等をあらかじめ定める。

第6節 災害情報の収集・伝達計画

担当：総務部、現地指導部

第1 気象情報の伝達

気象災害は、気象情報を迅速かつ的確に把握することにより、災害の発生をある程度、回避できる。気象予警報等その他の災害に関する情報は、関係機関の有機的連携のもとに、伝達、周知徹底を図る。

1. 情報の種類

(1) 気象予警報等

奈良地方気象台が発表する気象、地象及び洪水に関する注意報、警報、情報(以下「気象予警報等」という。)の種類及び発表基準は次のとおりである。

【三郷町の警報・注意報発表基準】

平成30年5月30日現在
発表官署 奈良地方気象台

| | | | | | |
|------------|--------------------------------------|--------------------|------------|----------------|--|
| 三郷町 | 府県予報区 | 奈良県 | | | |
| | 一次細分区域 | 北部 | | | |
| | 市町村等をまとめた地域 | 北西部 | | | |
| 警報 | 大雨 | (浸水害) | 表面雨量指数基準 | 17 | |
| | | (土砂災害) | 土壌雨量指数基準 | 122 | |
| | 洪水 | 流域雨量指数基準 | | | |
| | | 複合基準*1 | | - | |
| | | 指定河川洪水予報による基準 | | 大和川上流[板東] | |
| | 暴風 | 平均風速 | 20m/s | | |
| | 暴風雪 | 平均風速 | 20m/s 雪を伴う | | |
| | 大雪 | 降雪の深さ | 平地 | 24時間降雪の深さ 20cm | |
| | | | 山地 | 24時間降雪の深さ 30cm | |
| | 波浪 | 有義波高 | | | |
| 高潮 | 潮位 | | | | |
| 注意報 | 大雨 | 表面雨量指数基準 | 8 | | |
| | | 土壌雨量指数基準 | 97 | | |
| | 洪水 | 流域雨量指数基準 | | | |
| | | 複合基準*1 | - | | |
| | | 指定河川洪水予報による基準 | 大和川上流[板東] | | |
| | 強風 | 平均風速 | 12m/s | | |
| | 風雪 | 平均風速 | 12m/s 雪を伴う | | |
| | 大雪 | 降雪の深さ | 平地 | 24時間降雪の深さ 5cm | |
| | | | 山地 | 24時間降雪の深さ 10cm | |
| | 波浪 | 有義波高 | | | |
| | 高潮 | 潮位 | | | |
| | 雷 | 落雷等により被害が予想される場合 | | | |
| | 融雪 | | | | |
| | 濃霧 | 視程 | 100m | | |
| | 乾燥 | 最小湿度 40% で実効湿度 65% | | | |
| なだれ | 積雪の深さが 50cm 以上あり最高気温 10 以上又はかなりの降雨*2 | | | | |
| 低温 | 最低気温-5 以下*3 | | | | |
| 霜 | 4月以降の晩霜 | | | | |
| 着水 | | | | | |
| 着雪 | 24時間降雪の深さ: 平地 20cm 以上 / 気温: -2 ~ -2 | | | | |
| 記録的短時間大雨情報 | 1時間雨量 | 100mm | | | |

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は奈良地方気象台の値。

*3 気温は奈良地方気象台の値。

土砂災害警戒情報について

土砂災害警戒情報とは、市町村や住民等に必要な防災情報を提供し、迅速かつ適切な防災対応を効果的に支援していくために、土砂災害防止法第27条及び気象業務法第11条に基づき奈良県と気象庁が共同して作成・発表する情報である。

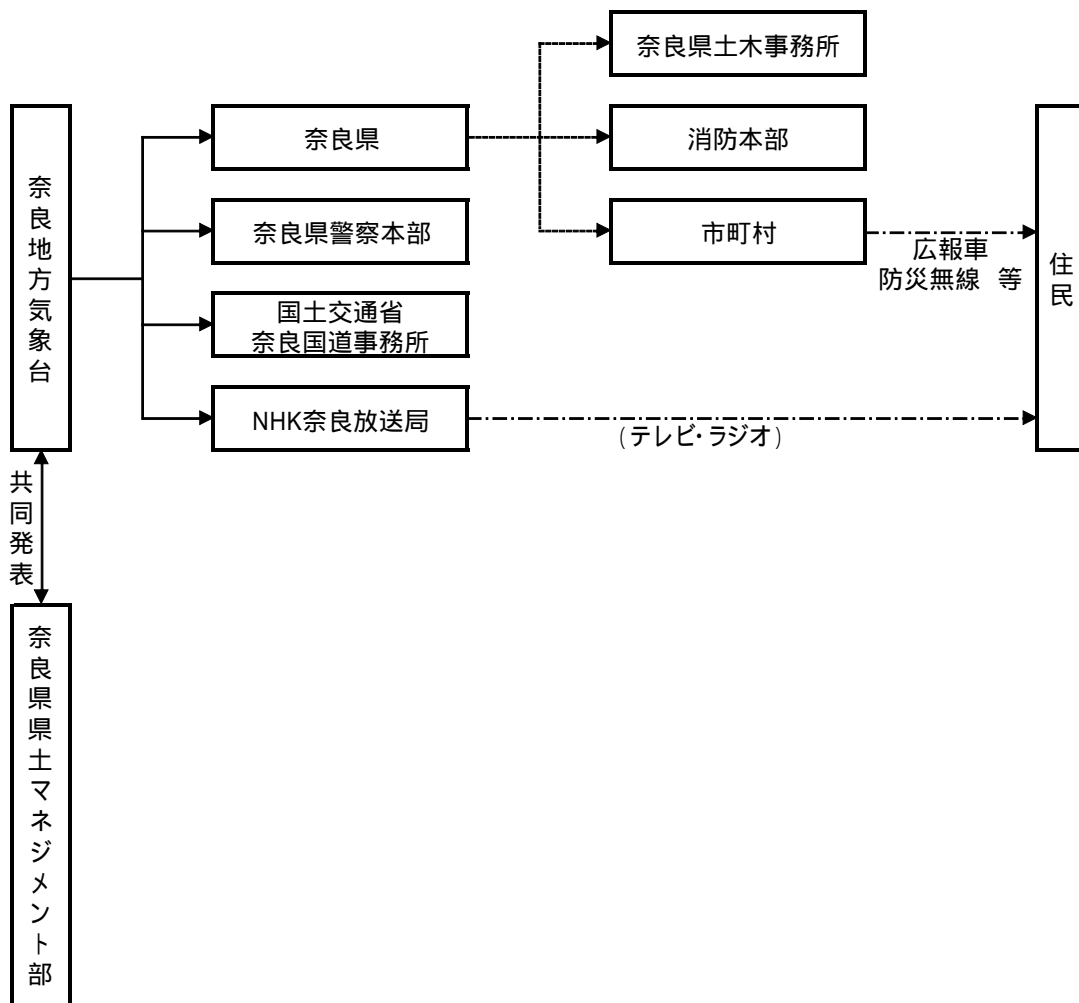
発表対象地域

発表は市町村を最小単位として、県内すべての市町村を対象としている。

利用上の留意点

発表対象とする土砂災害は、土石流及び集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、地すべりなどについては発表対象としていない。そのため、防災活動にあたっては、周辺の溪流・斜面の状況なども合わせて、総合的に判断する必要がある。

【土砂災害警戒情報の伝達体制】



特別警報（警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表）

| 現象の種類 | 基準 | | 過去の対象事例 |
|------------|--|---------------|--|
| 大雨 地面現象 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 | | H24.7 九州北部豪雨(死者行方不明者 29 人) H23 台風第 12 号(死者行方不明者 104 人) |
| 暴風 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により | 暴風が吹くと予想される場合 | S34 台風第 15 号 (伊勢湾台風、死者行方不明者 5,000 人以上) S09 室戸台風(死者行方不明者 3,000 人以上) |
| 高潮 | | 高潮になると予想される場合 | |
| 波浪 | | 高波になると予想される場合 | |
| 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 | | - |
| 大雪 | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 | | S56 豪雪(死者行方不明者 152 人) S38.1 豪雪(死者行方不明者 231 人) |

地面現象については、現行の警報と同様、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

(2) 火災気象通報及び火災警報

ア．火災気象通報

消防法により奈良地方気象台は、気象の状況が火災の予防上、危険であると認めるときは、その状況を直ちに知事に通報する。町長が知事からこの通報を受けたときは、必要により火災警報を発表するものとする。

なお、火災気象通報の基準は、実効湿度が 65%以下で、最小湿度が 40%以下となり、最大風速 7m/s 以上の風が吹く見込のときである。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

イ．火災警報

町は、県から「火災気象通報」を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法 22 条第 3 項の定めにより「火災警報」を発することができる。

「火災警報」が発せられたときは、町域にある者は町の条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

町は、「火災警報」を発し又は解除したときは、防災行政無線のほか、広報車・インターネット・緊急速報メール・ファクシミリによる呼びかけ等地域防災計画に定めるところにより、住民及び区域内の事業所等に通知するとともに、県に通報する。

2. 気象予警報等の伝達系統

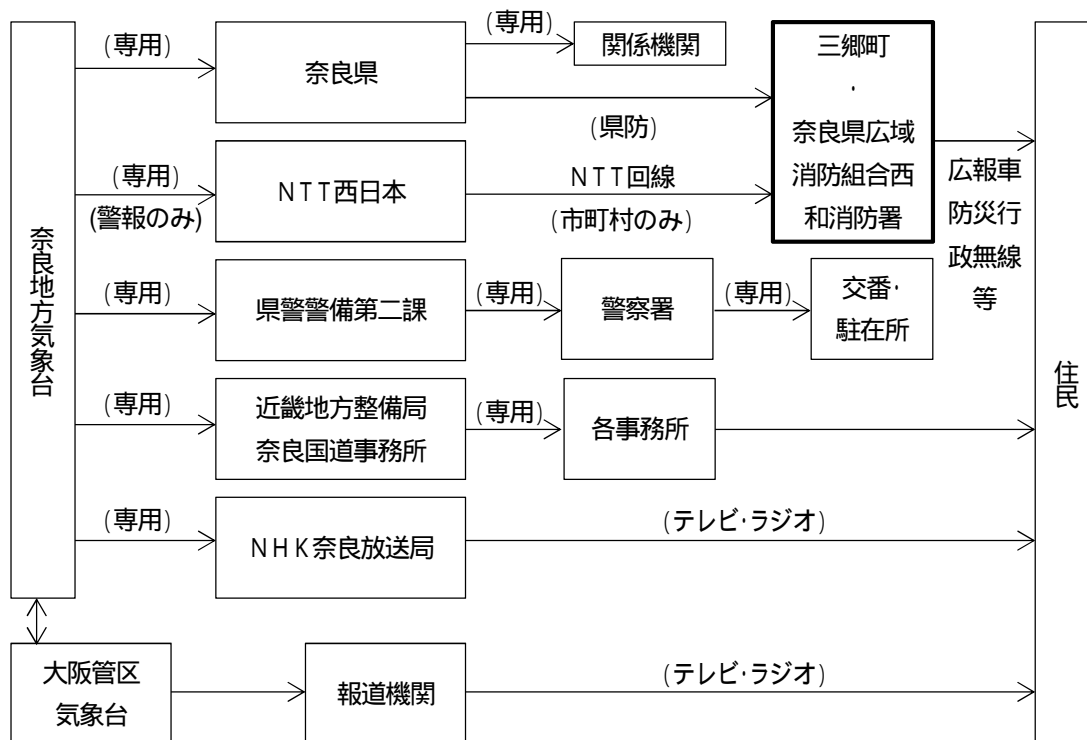
気象予警報等及び火災気象通報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、次の方法により町内の住民及び関係機関に対し、その周知徹底と対策等を講ずる。

- (1) NTT 西日本からの伝達は、警報の種別のみであるから県防災行政無線、ラジオ、テレビ放送によりあるいは最寄の警察機関、水防機関等と連絡を密にし、的確な気象情報の把握に努める。
- (2) 異常現象を発見し、又は通報を受けたときは県及び奈良地方気象台に通知するとともに、現象によって予想される災害と関係のある県事務所あるいは隣接市町に連絡する。
- (3) 県から火災気象通報の伝達を受けたときは、その地域の条件を勘案して火災警報を発表する。
- (4) 火災警報を住民に周知するに当たっては、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行う。
- (5) 特別警報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、町内の住民及び関係機関に対し、直ちに周知するとともに対策等を講ずる。
- (6) 住民に対して周知・徹底する方法は、おおむね次による。
 - ア．状況により防災行政無線を利用して、住民に周知徹底する方法
 - イ．マイク、広報車、ホームページ等を利用する方法
 - ウ．サイレン、警鐘による方法

(7) その他

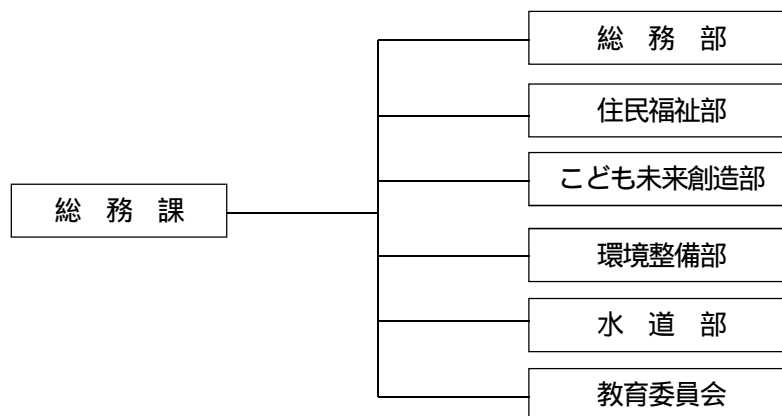
- ア．災害の発生その他の事故により警報等の伝達ができないときは、関係機関は相互に連絡を取り、警報等が速やかに住民に周知徹底する応急的な措置を講ずる。
- イ．この計画に関係ある各機関は、警報等の受領、伝達の取扱主任者及び副主任者を定めておかなければならない。
- ウ．この計画に定めるもののほか、警報等の受領、伝達その他の処理に関して必要な事項は、関係機関が協議して定めておく。
- エ．この計画で各機関との気象警報注意報の伝達受信は、原則として資料編に示す様式によって行う。

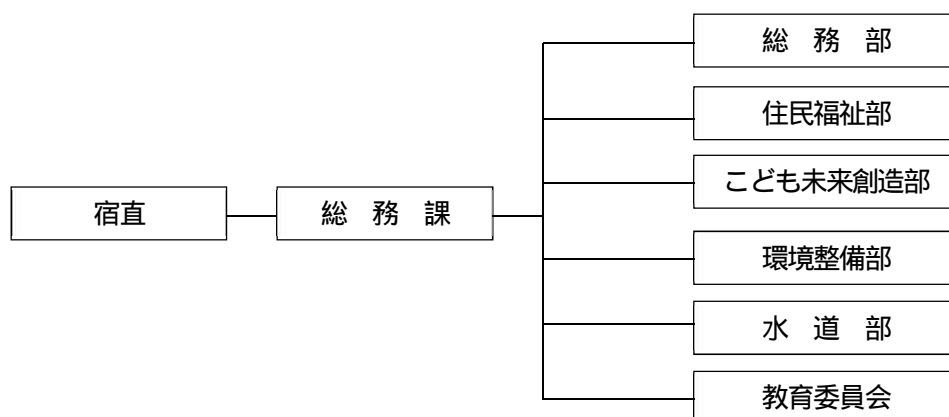
【気象予警報等の伝達系統】



(県防)は県防災行政通信ネットワーク、(専用)は専用線又は専用無線を表す

【三郷町庁舎内連絡系統(上段:昼間、下段:夜間)】





3. 気象予警報等の対象区域

奈良地方気象台が発表する注意報及び警報は、全県に対し発表する他に、北部、南部、又は、北西部、北東部、五條・北部吉野、南東部、南西部の区域毎に発表する場合がある。なお、土砂災害警戒情報については、市町村単位で発表する。

火災気象通報、竜巻注意情報は、全県に発表する。

4. 奈良地方気象台及び大和川河川事務所が共同で発表する洪水予報

大和川の洪水に関する予報は、大和川洪水予報実施要領に基づき、奈良地方気象台及び大和川河川事務所が共同で行う。(気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項)

(1) 大和川洪水注意報

はん濫注意水位を突破するおそれがある場合

(2) 大和川洪水警報

はん濫危険水位を突破するおそれがある場合

(3) 大和川洪水情報

ア．大和川の洪水注意報、洪水警報以外に関係機関又は一般に知らせる必要がある場合

イ．洪水注意報、洪水警報の補足説明若しくは軽微な修正を内容とする場合

第2 早期災害情報の収集

1. 実施機関

(1) 町・県（消防署等含む）

町・県（消防署等含む）は、被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、報告・公表等に用いる人的被害の数が統一的に扱われるよう、関係機関との緊密な連携を図り、人的被害の数の一元的な集約・調整等を行うよう留意する。

2. 異常現象発見者の通報

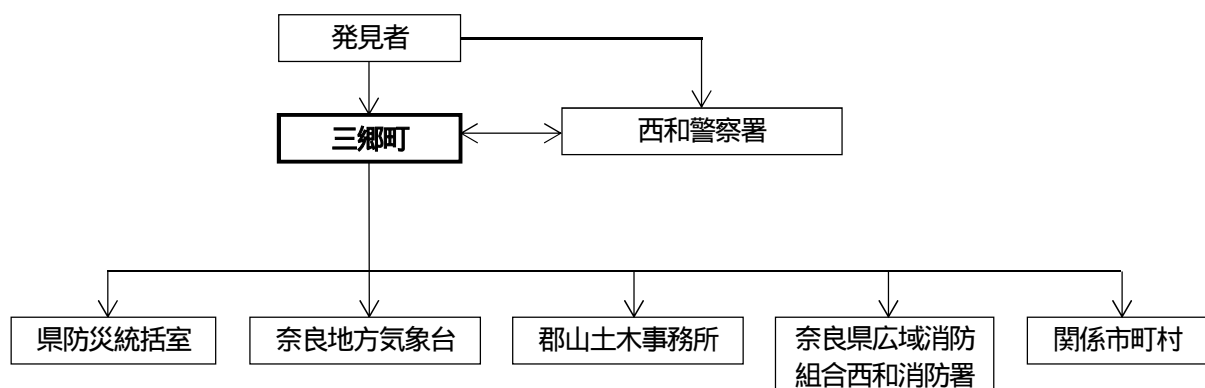
(1) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、町又は警察官に通報する。

(2) 町及び警察官の処置

異常気象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町に通報する。異常現象の通報を受けた町は、速やかに県防災統括室に通報するとともに、法第54条第4項に基づき、奈良地方気象台その他の関係機関に通報しなければならない。

【異常現象発見時の措置】



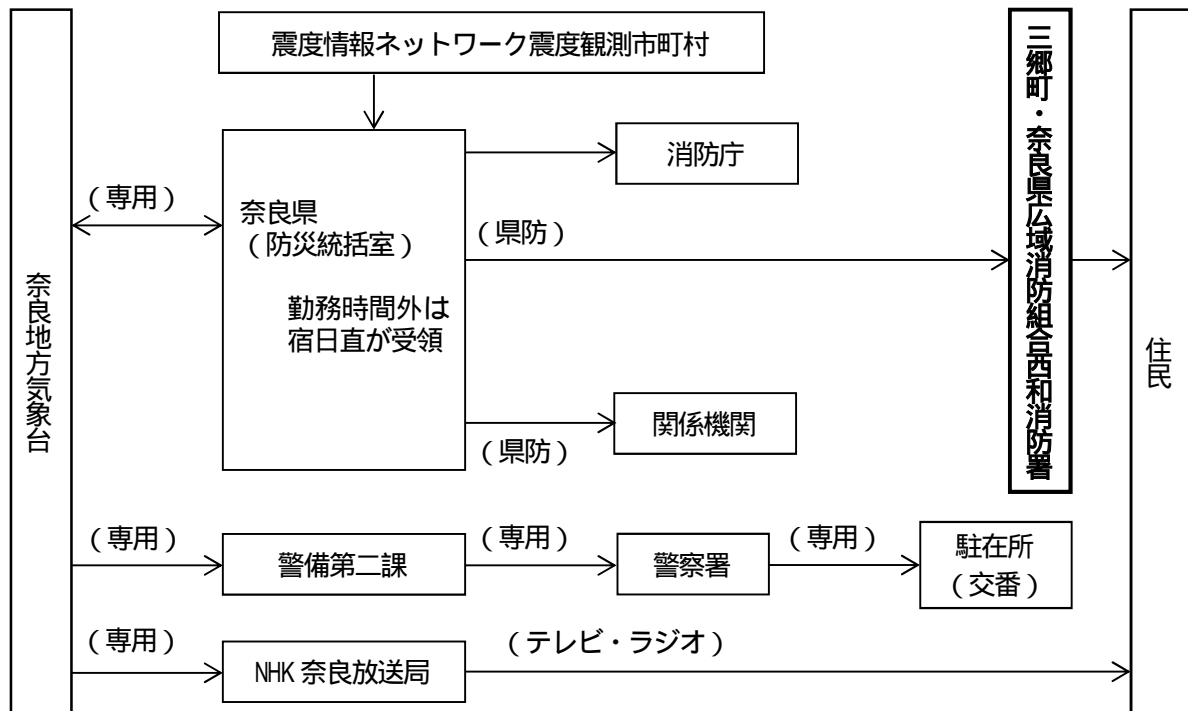
第3 災害情報の調査・報告計画

1. 計画方針

災害に伴う被害状況の把握（調査及び報告）は、災害対策の基礎として必要不可欠であるため、関係機関と調整をとり迅速かつ的確に実施する。災害時の各機関相互間の通知・指示・通報・伝達等の通信連絡を速やかに行うため、各機関の通信窓口を統一し、通信連絡経路を整備するとともに、非常の際における通信連絡の確保及び情報収集体制の強化を図る。その際、県や民間事業者との連携に伴うリエゾン（災害対策現地情報連絡員）派遣の受け入れ体制及び被害情報の収集体制の確立を図る。

2. 災害に関する情報

町内に災害が発生した場合に、その災害に係わる各種情報を、住民及び関係機関に速やかに伝達する。



3. 初動情報の把握

災害時の各関係機関における災害対策本部の初動情報を把握し、その後の町の体制を確立するため、次の事項について調査する。

- (1) 災害の発生状況
- (2) 避難の必要の有無及びその状況
- (3) 主要な道路、橋梁、信号機等の被災状況
- (4) 救急・救助活動の必要性の有無及びその状況
- (5) 住家の被害その他の物的被害
- (6) 電気・ガス・電話・水道その他の機能被害
- (7) その他本部長が必要と認める特命事項

4. 被害状況等の把握

- (1) 災害情報の一元化を図るため、情報総括責任者として総務部長を選任し、災害情報の収集、総括及び報告にあたらせる。
- (2) 災害警戒体制及び災害対策本部の各担当班長は、被害の程度及び規模等の状況を災害の推移に応じて迅速かつ的確に調査結果としてまとめ、本部長に報告する。報告の内容については、次のとおりである。

- ア. 被害の原因
- イ. 災害が発生した日時
- ウ. 災害が発生した区域・場所
- エ. 被害状況
- オ. 災害に対して既にとった措置
- カ. 災害に対して今後とろうとする措置
- キ. 災害対策に要した費用の概算額
- ク. その他必要な事項

被害の報告基準については、被害報告基準（資料編 -8-(1) 被害の認定基準）参照。

(3) 調査報告

被害状況調査は調査種別に従ってそれぞれ担当各班が実施し、本部班に報告する。なお、緊急を要する被害報告は、無線で本部に連絡する。

【被害調査担当分担表】

| 調査種別 | 担当 | |
|--|-------------------|------------|
| | 通常体制 | 災害対策本部体制 |
| 人的及び住家非住家被害 都市災害被害 | 総務部 環境整備部 | 総務部 現地指導部 |
| 保健衛生関係被害 社会福祉関係被害 | 住民福祉部 こども未来創造部 | 避難所部 現地指導部 |
| 公共土木施設被害 農地、農業用施設及び農作物被害 商工業関係被害 | 環境整備部 | 現地指導部 |
| 町有建物被害 | 環境整備部 | 現地指導部 |
| 水道施設被害 | 水道部 | 水道部 |
| 文教関係被害 | 教育委員会 | 教育委員会 |

(4) 住民からの通報受付

災害警戒体制又は災害対策本部の応急対策活動の円滑化を図るために、住民等からの被害通報及び応急対策依頼内容については、総務部が集中して受領する。

(5) 調査報告の留意事項

- ア．被害状況に迅速かつ的確に対処するため、関係機関と常に連絡を取り情報の正確さを期す。
- イ．本部への報告は、「災害概況即報」(資料編 -8-(3) 被害状況報告様式(災害概況即報・被害状況即報)【県様式】)等を準用して実施するが、緊急を要する報告は無線・電話等で行う。
- ウ．被害状況については、可能であれば写真を添付する。
- エ．被害調査については、西和警察署と連絡をとる。

5. 被害状況の報告

総務部は、収集した被害状況のうち、必要なものを整理して、次のとおり関係機関に連絡する。また、情報の正確さを期すため関係機関等の情報を相互に交換する。

- (1) 報告を要する関係機関
 - (2) 応急対策を実施する庁内の関係各班
 - (3) 報道機関
 - (4) 住民
- 関係機関と連携して広報する。

6. 奈良県への報告の基準

町は、下記に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。

- (1) 即報基準
 - (一般基準)
 - ア．災害救助法の適用基準に合致するもの。
 - イ．町が災害対策本部を設置したもの。
 - ウ．災害による被害が当初は軽微であっても、今後アからイの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
 - エ．崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

- オ．洪水、浸水、河川の越水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- カ．強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- キ．積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。
- ク．積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの。
- ケ．その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

7．直接報告

町は、一般基準に該当する火災・災害等及び特に迅速に消防庁に報告すべき次の個別基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む）については、県に加え、直接消防庁に対しても報告するものとする。

（1）災害即報

上記即報基準のキ及びクのうち、死者又は行方不明者が生じたもの。

第4 町から県防災統括室への報告

1．報告系統

町から県防災統括室への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県防災統括室は、被害状況等を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告するとともに、庁内主管課にも連絡し、必要があれば関係機関に連絡する。

2．災害概況即報

町は、「即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を県防災情報システムにより、県防災統括室に報告する。

また、「直接報告基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁及び県防災統括室に対して報告するものとし、可能であれば、併せて県防災統括室に県防災情報システムにより報告するものとする。

3．被害状況即報

町は、「即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を県防災情報システムにより、県防災統括室に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事（奈良県災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

4．災害確定報告

町は、応急対策終了後、14日以内に県防災統括室へ報告する。

5．災害年報

町及び県関係課は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報により報告するものとし、県防災統括室は、その結果を集計して4月30日までに総務省消防庁に報告する。

第5 報告を行うことができない場合

町は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更する。ただし、この場合にも町は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

| | |
|---------------|-----------------------|
| 奈良県防災統括室の連絡先 | |
| NTT 電話 | 0742 - 27 - 8425 |
| NTT FAX | 0742 - 23 - 9244 |
| 奈良県防災行政無線 | T N - 111 - 9011 |
| 奈良県防災行政無線 FAX | T N - 111 - 9210 |
| 【宿日直体制連絡先】 | |
| NTT 電話 | 0742 - 27 - 8944 |
| NTT FAX | 0742 - 23 - 9244 |
| 奈良県防災行政無線 | T N - 111 - 9071 |
| 奈良県防災行政無線 FAX | T N - 111 - 9210 |
| 消防庁への報告先 | |
| NTT 電話 | 03 - 5253 - 7527 |
| NTT FAX | 03 - 5253 - 7537 |
| 奈良県防災行政無線 | 68 - 048 - 500 - 7527 |
| 奈良県防災行政無線 FAX | 68 - 048 - 500 - 7537 |
| 夜間等連絡先 | |
| NTT 電話 | 03 - 5253 - 7777 |
| NTT FAX | 03 - 5253 - 7553 |
| 奈良県防災行政無線 | 68 - 048 - 500 - 7782 |
| 奈良県防災行政無線 FAX | 68 - 048 - 500 - 7789 |

奈良県防災行政無線 T N 衛星回線選択番号：68 地上回線選択番号：67

第6 町事業担当課等から県事業担当課への報告

町事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

第7 被災者の安否情報

1. 安否情報の提供

町及び県は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(1) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合

被災者の負傷又は疾病の状況

(3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

町、県が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、町及び県は、照会に対する回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2. 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、町、県に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- (2) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 照会をする理由

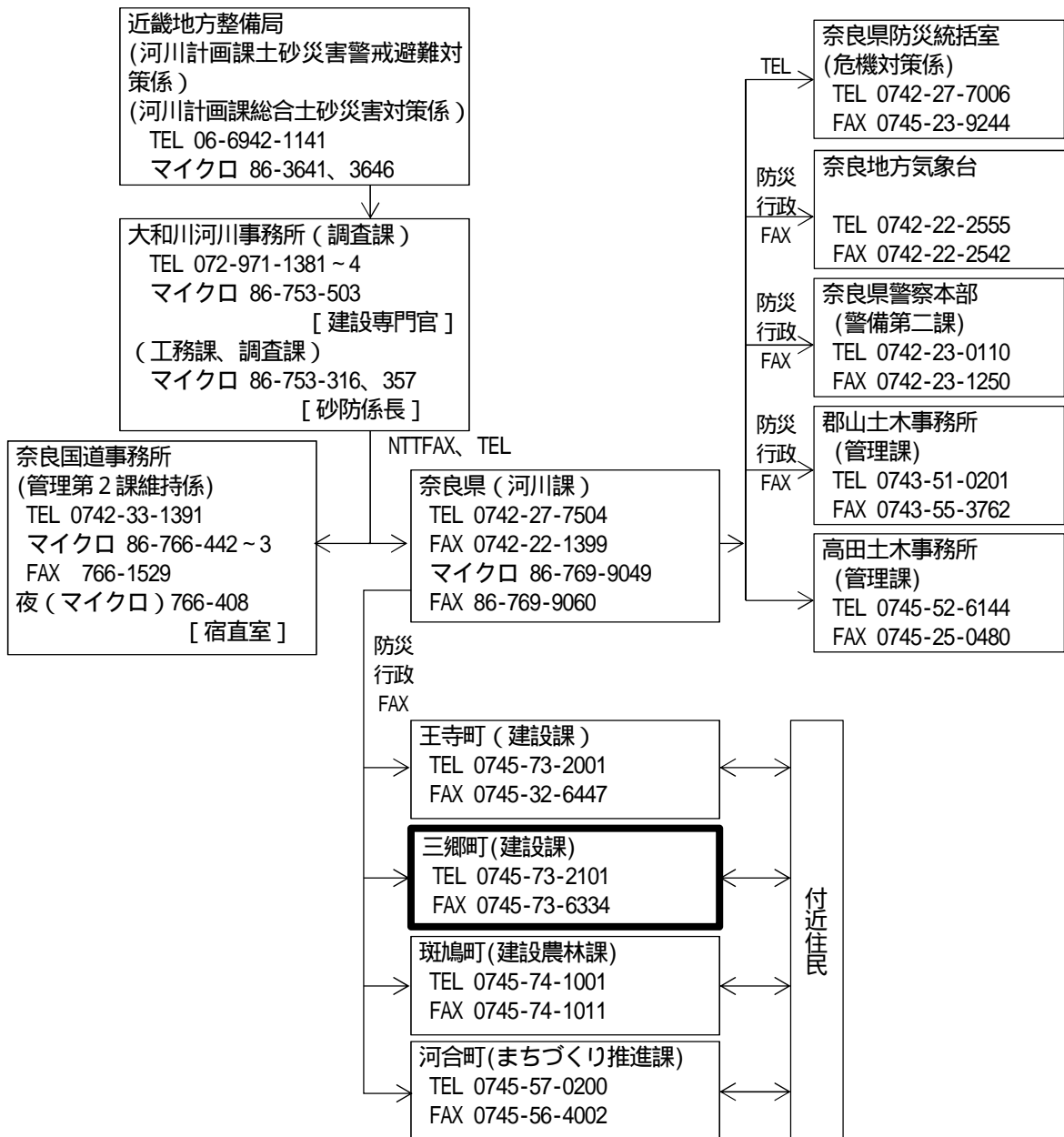
3. 被災者に関する情報の利用

町及び県は、安否情報の回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

第8 亀の瀬地すべり地区への対応

国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所から「亀の瀬地すべり情報」が発表された場合は、以下の連絡系統により速やかに関係機関に連絡を行い、連絡を受けた機関は必要な対策を講じることとする。

【亀の瀬地すべり地区関係連絡系統】



第7節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

担当：総務部

第1 県消防防災ヘリコプターの派遣要請

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、次に掲げる活動等で、地域及び地域住民の生命、身体、財産等を災害から保護することを目的とするなど公共性を有し、緊急で差し迫った必要性が認められ、県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合に実施する。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動

緊急運航が必要な場合は、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に消防防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

第2 自衛隊へのヘリコプター派遣要請

自衛隊へのヘリコプター等の派遣の要請は、次による。

陸上自衛隊第4施設団本部 第3科 防衛班
電話 0774-44-0001 内線 233・235・236・239
(夜間は当直室 内線 223・212)
防災行政通信ネットワーク T N-571-91 (夜間は当直室 T N-571-92)

第3 警察へのヘリコプター派遣要請

警察保有のヘリコプターの派遣要請については、次による。

奈良県警察本部警備第二課・地域課 内線 5802 (県庁からは内線 5527)
電話 0742-23-0110 内線 3572 (県庁からは内線 5517)

第4 海上保安庁へのヘリコプター派遣要請

海上保安庁へのヘリコプター等の派遣の要請は、次による。

大阪海上保安監部警備救難課
電話 06-6571-0222

第5 近畿地方整備局へのヘリコプター要請

近畿地方整備局へのヘリコプター等の派遣要請は、次による。

近畿地方整備局企画部防災課
電話 06-6942-1575
近畿地方整備局災害対策本部
電話 06-4790-7520、7521

第6 町の受入準備

町はヘリコプター等の派遣等の事実を知り、又はその旨の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

- (1) ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- (2) 離着陸地点には H 記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示する。
- (3) ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故防止に努める。
- (4) ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。表示方法は、上空から良く判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。
- (5) 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。
- (6) 離着陸の際には砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水を行う。また、町及び災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者はヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

第7 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。

- (1) 雨天又は霧等が発生し、視界が不良の場合
- (2) 前線通過などのため突風や乱気流のある場合
- (3) 日没後
- (4) 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

第8 輸送ルートの確保

道路通行規制時における、ヘリコプターによる救援物資の迅速な搬送を確保するため、町、県等が連携し、臨時ヘリポートの再確認を行う。

第8節 通信運用計画

担当：総務部

災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設・設備の復旧を行う。また、携帯電話等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める

第1 関係機関の通信窓口

関係機関は、災害時における通信等の錯綜をさけるため、災害用電話を指定し、窓口の統一を図る。

第2 電気通信設備の優先利用

関係機関は、応急対策の実施等について、緊急かつ特別の必要がある場合は、通信事業者等の協力により、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

第3 無線通信設備による通信連絡

有線電話の途絶等のため、関係機関が行う災害に関する情報の収集伝達に支障をきたす場合は、次の無線通信設備を使用して通信の確保を図る。

(1) 三郷町防災行政無線通信

三郷町防災行政無線は、固定局及び移動局がある。

| 町名 | 同報無線 | | | | | | 移動無線 | | | | | | |
|-----|-------|-------|----|-----|------|------|-------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 免許種別 | 整備年度 | 親局 | 中継局 | 同報子局 | | 免許種別 | 整備年度 | 基地局 | 中継局 | 移動局 | | |
| | | | | | 屋外方式 | 戸別方式 | | | | | 車載型 | 可搬型 | 携帯型 |
| 三郷町 | 防災行政用 | 平成25年 | 1 | 2 | 42 | | 防災行政用 | 平成6年 | 1 | | 8 | | 8 |

(2) 消防無線

(3) 奈良県防災行政無線局

(4) 奈良地区非常通信経路計画市町村系の利用

第4 電話設備

1. 災害時優先電話

災害時に通信の電話が著しく輻輳してかかりにくい場合、町はN T T西日本と協議して設置した災害時優先電話を発信専用として活用する。

2. 孤立防止用無線電話

N T T西日本が消防団詰所等に設置している孤立防止用無線電話は、一般加入電話の途絶等に際し活用する。

資料編

- ・ -2-(1) 三郷町・奈良県・奈良県広域消防組合西和消防署防災行政無線専用電話番号表
 - ・ -2-(2) 非常通信経路
 - ・ -8-(1) 被害の認定基準
 - ・ -8-(3) 被害状況報告様式(災害概況即報・被害状況即報)【県様式】
 - ・ -8-(4) 火災・災害等即報要領(第1号～第4号様式)【消防庁様式】
 - ・ -8-(8) 災害年報

第9節 広報計画

担当班：総務部

町は、災害が発生した時又は二次災害等の発生するおそれがある時は、民心の安定と速やかな復旧作業を推進するために、住民に迅速かつ適切な広報を行う。

第1 実施機関

広報責任者は広報広聴班長とし、庶務班長との密接な連携協力のもとに広報内容の一元化を図り、住民に混乱が生じないように配慮する。

第2 広報活動

広報は、平常時の広報手段を活用するほか、各段階に応じて以下に示す方法により広報活動を実施する。

1. 広報の内容

- (1) 災害発生直後の広報
 - ア．気象等の状況・災害の規模
 - イ．避難場所、避難路の周知徹底
 - ウ．要配慮者への支援の呼びかけ
- (2) その後の広報
 - ア．二次災害の危険性
 - イ．被災者のために講じている施策
 - ウ．ライフラインや交通施設等の復旧状況
 - エ．交通規制情報
 - オ．医療機関などの生活関連情報
 - カ．義援物資等の取扱い

2. 広報手段

- (1) ホームページ・SNS の内容更新
- (2) 広報車による現場広報
- (3) 避難場所等における職員の派遣、チラシの掲示・配布
- (4) ホームページや SNS などインターネットの活用
- (5) ファックス等多様な情報伝達手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮したきめ細かな広報
- (6) 自主防災組織（自治会、赤十字奉仕団等を含む）等の住民団体の協力
- (7) 報道機関への情報提供

3. 災害時の広報体制

- (1) 広報責任者による災害対策本部への収集した情報の報告
- (2) 広報資料の作成
- (3) 関係機関との連絡調整

第3 報道機関との連携

1. 緊急放送の実施

町長及び知事は、緊急を要する場合で他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、

あるいは著しく困難な場合においては「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」(昭和54年3月1日)に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送(株)に、災害に関する通知・要請・伝達・予警報等の放送を依頼する。

なお、町長の放送要請は知事を通じて行う。

2. 報道機関への情報提供

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送業者・通信社・新聞社等の報道機関からの問い合わせがあった場合はできる範囲での情報提供を行う。

3. 要配慮者に配慮した広報

(1) 障がい者への情報提供

広報にあたっては、障害者用ファックスや防災行政無線の個別受信機を活用するなど、障がい者に配慮した広報を行う。

(2) 外国人への情報提供

通信手段が喪失又は混乱し、在住外国人の生活に影響が及ぶと判断される場合は、地域住民・ボランティア等と協力して情報提供に努める。

第4 広聴活動の実施

広報責任者は、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用窓口を開設するなど積極的に広聴活動を実施する。

第10節 支援体制の整備(町外で災害発生の場合)

担当：総務部

第1 被災地への人的支援

町及び県は、災害時における応援協定、全国知事会、関西広域連合、全国市長会及び町村会からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。

第2 町内への避難者の受入対応

- (1) 町内への避難者に対しては、町は県、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口(ワンストップサービス)の設置を行うなど、被災者のニーズにきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など生活全般について可能な限りの対応をする。
- (2) 町は、町内に避難してきた被災者に関する情報を県と連携して把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

第11節 受援体制の整備(町内で災害発生の場合)

担当：総務部

災害に際して、本町のみでは対応が不十分となる場合には、町は災害対策基本法に基づき関係機関や団体に対して職員の派遣を要請し、応急対策又は災害復旧対策に万全を期する。

第1 町と県の相互協力

町内で災害が発生した直後、町では十分な応急対策を実施することができない場合、奈良県内全ての市町村が相互に協力し県が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを内容とする「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」に基づき、災害発生時、県に対して相互応援を要請する。

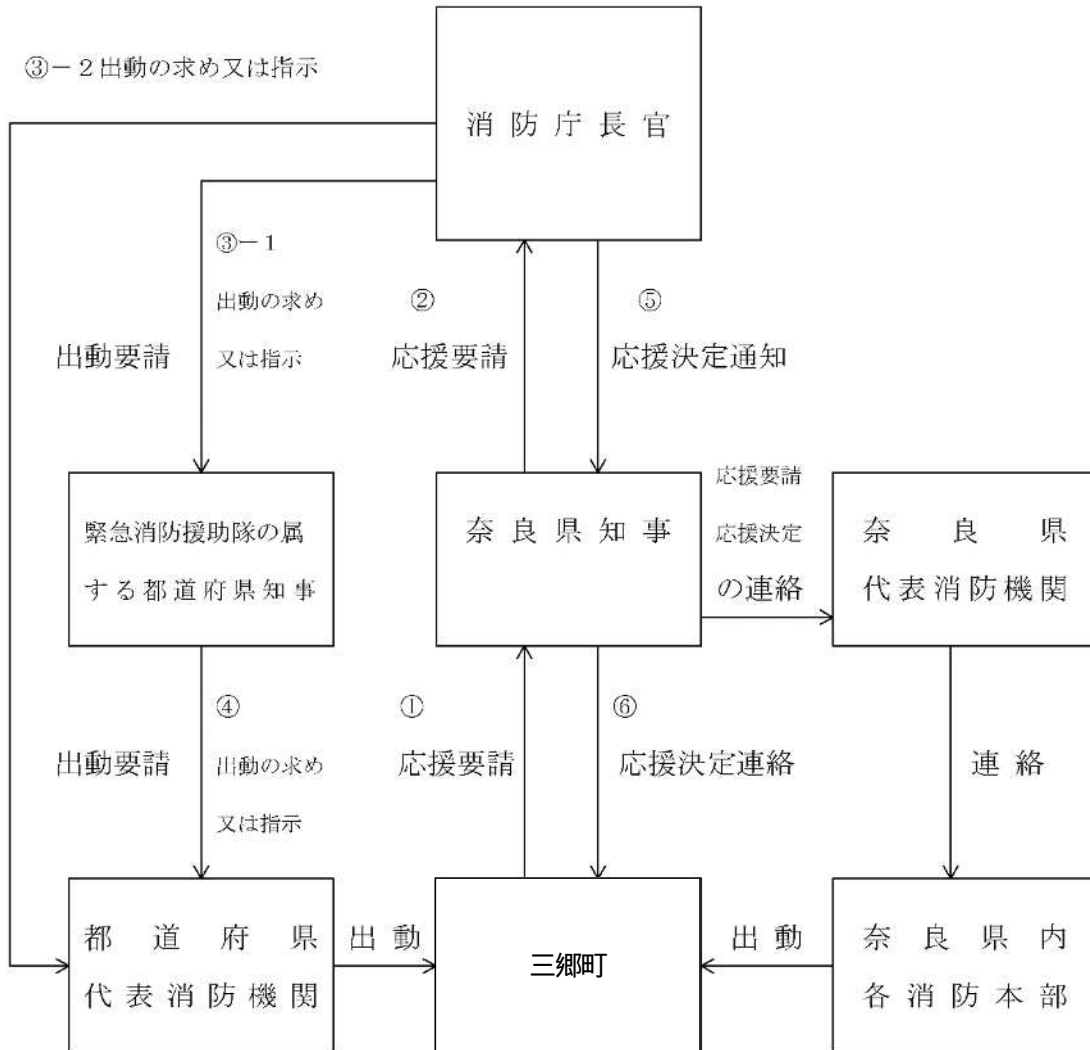
第2 緊急消防援助隊の応援要請計画

町長は、被害の状況、町の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動要請を行う。この場合において、知事との連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

緊急消防援助隊の応援に関する町長の要請は、迅速化を図るため次のとおり段階的に行うものとする。

- (1) 直ちに、電話等(災害時有線通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。)により緊急消防援助隊の応援の要請を行う。
- (2) 災害の概況、出動を希望する区域・活動内容等が明らかになり次第、電話によりこれらを報告する。
- (3) 詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等が把握した段階で速やかに、書面によりこれらを報告する。(報告は、ファクシミリにより行い、併せて電子メールによっても可能)

【緊急消防援助隊応援要請の流れ】



奈良県消防広域相互
 応援協定に基づく出動

【消防組織法根拠法例】

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ①② 44条第1項 | ③-2 求め . . . 44条第4項 |
| ③-1 求め . . . 44条第1、2項 | 指示 . . . 44条第5項 |
| 指示 . . . 44条第5項 | ④ 求め . . . 44条第3項 |
| | 指示 . . . 44条第6項 |

第3 自衛隊への災害派遣要請計画

町は、災害に際して住民の生命又は財産を保護するために、自衛隊の派遣要請の申し入れを行う場合は、次の手続き等による。

1. 災害派遣の適用範囲

- (1) 人命救助又は財産保護のため応援を必要とするとき
- (2) 災害が発生し、又は発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき
- (3) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- (4) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
- (5) 応急措置のための医療・防疫・給水及び通信支援などの応援を必要とするとき

2. 災害派遣要請手続

- (1) 自衛隊の災害派遣の要請は、知事が行う。

なお、町長は、町域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求めることができる。

また、町長は知事に対して部隊等の派遣の要請を要求できない場合は、その旨及び町長の地域に係る災害の状況を直接自衛隊に対し通知することができる。

なお、町長はこの通知をしたときは、できる限り早急にその旨を知事に通知しなければならない。

- (2) 前項の場合における申し入れの判断は、警察署、消防組合及び消防団等の関係機関の長と協議の上、迅速に行う。

- (3) 派遣要請の申し入れは、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。

- ア．災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ．派遣を希望する期間
- ウ．派遣を希望する区域及び活動内容
- エ．その他参考となるべき事項

ただし、文書による申し入れでは時期を失するおそれがある場合は、前記の各記載事項を口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を作成し、正式に要請するものとする。

- (4) 要請文書のあて先

奈良県防災統括室
奈良市登大路町30
電話ダイヤル(0742)27-8456

- (5) 自衛隊の連絡先

- ア．陸上自衛隊第4施設団長(主として陸上自衛隊等に関する場合)

京都府宇治市広野町風呂垣外1-1

通信先 第4施設団本部第3科総括班

0774-44-0001(N T T電話内線235、236、239)

夜間通信先 第4施設団本部付隊当直(当直室)(N T T電話内線223)

N T T電話(0774)44-0001

N T T F A X(0774)44-0001(交換切替、内線233)

(大久保駐屯地の交換台を呼び出し、内線233に切替を依頼した後、F A Xボタンを押す)

県防災行政無線TN-571-11、12(夜間)

県防災行政無線F A X TN-571-21

イ．航空自衛隊奈良基地司令(主として航空自衛隊に関する場合)

奈良県奈良市法華寺町 1578 幹部候補生学校

N T T 電話 (0742) 33 - 3951 (内線 211)

N T T F A X (0742) 33 - 3951 (交換切替、内線 403)

(奈良基地司令の交換台を呼び出し、内線 403 に切替を依頼した後、F A X ボタンを押す)

3 . 派遣部隊の受入体制

派遣要請を依頼した時は、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように以下のことを行う。

(1) 派遣部隊の誘導

自衛隊の派遣要請を行った時は、西和警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

(2) 受入体制

ア．町は、受入責任者に現地指導部長を指名し、派遣部隊の指揮官と調整にあたる。

イ．受入体制の確立

派遣部隊の集結及び宿泊場所等を確保する。

ウ．作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑かつ迅速に実施できるよう作業内容及び計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

エ．離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。

(ア) 雨天又は霧が発生し、視界が不良の場合

(イ) 突風や乱気流のある場合

(ウ) 日没後

(エ) 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

(3) 自衛隊の活動内容

以下の事項について、災害の態様に応じた活動を自衛隊に要請する。

ア．被害状況の把握

イ．避難の救助

ウ．避難者等の搜索救助

エ．水防活動

オ．消防活動

カ．道路又は水路の啓開

キ．応急医療、救護及び防疫

ク．人員及び物資の緊急輸送

ケ．炊飯及び給水

コ．物資の無償貸付又は譲与

サ．危険物の保安及び除去

シ．その他

4 . 経費の負担区分

災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として町が負担するものとし、町において負担するのが適当でないものについては、県がそれぞれ負担するものとする。

(1) 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料

(2) 上記に規定するもののほか、必要経費で協議の整ったもの

5. 派遣部隊等の撤収要請

町長は作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成した時、又は必要がなくなったと判断した時は、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、知事に対して文書をもって撤収要請する。

資料編

- ・ -8-(5) 自衛隊の災害派遣要請依頼書等

第4 応援の要請

応急措置を実施するために、労働力の提供を短期間、身分の異動を伴わずに、応援隊を要請する。

なお、応援を要した費用(交通費、諸手当、食料費、資機材等の費用及び輸送費)等は町が負担し、応援隊は本町の指揮の下に入る。

1. 応援の要請できる要件

町域に災害が発生した時、次の場合に応援の要請を行う。

- (1) 応急措置を実施するため必要があると認める場合
- (2) 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防・水防・救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合
- (3) 緊急を要する時、地理的にみて近隣の市町村に応援を求めた方が、より効果的な応急措置の実施ができると認められる場合

2. 応援にあたっての要請事項

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を必要とする物資・資機材等の品目及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要事項

3. 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、県知事に対して応援要請を行う。この場合には、町から県防災統括室を通じて要請する。

4. 他の市町村に対する応援の要請

災害対策基本法第67条に基づき、周辺市町村長に対して応援要請を行う。また、災害時相互応援協定を締結した市町村(埼玉県三郷市、長野県安曇野市、大阪府柏原市)に対しても応援要請を行う。

資料編

- ・ - (1) 三郷町が締結する防災関係協定一覧
- ・ - (2) 奈良県広域消防組合西和消防署の消防及び救急業務に係る応援協定締結状況
- ・ - (3) 水防に関する協定書

第5 職員の派遣要請

災害発生時に応急対策・復旧対策を実施する時に、本町の職員のみでは対応ができない場合は、県、他の市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請することができる。

1. 県、他の市町村又は指定行政機関に対する派遣の要請

災害対策基本法第29条、又は地方自治法第252条の17の規定により職員の派遣を要請することができる。これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を長期的に災害応急対策、災害復旧対策に関し必要な事項について、派遣先の身分に併任されて派遣先の事務を行う。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2. 職員の派遣の斡旋の要請

町長は、災害対策基本法第30条に基づき、応急対策又は復旧対策のため必要がある時は、知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

なお、庶務班はその場合の手続きを、次の事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

3. 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、同施行令17・18・19条に定めるところによる。

第6 労働者の確保

- (1) 災害対策基本法その他の法律に基づく従事命令、協力命令
- (2) 災害対策基本法による従事命令

町長は、町域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第65条に基づき町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この場合、業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった時は、補償を行う。ただし、その者に対する実費弁償については行わない。

- (3) 公共職業安定所の労働者供給

ア．公共職業安定所に対しては、県を経由し、次の事項を明らかにして必要な労働者の供給斡旋を依頼する。

- (ア) 必要労働者数
- (イ) 男女別内訳
- (ウ) 作業の内容
- (エ) 作業実施期間
- (オ) 賃金の額
- (カ) 労働時間
- (キ) 作業場所の所在
- (ク) 残業の有無
- (ケ) 労働者の輸送方法
- (コ) その他必要な事項

- イ．賃金の支払い

賃金は、労働者確保を要請したそれぞれの応急対策実施機関において予算措置し、就労現場において作業終了後、直ちに支払うものとする。

なお、作業終了後、直ちに賃金の支払いができない場合は、応急対策実施機関において就労証明書を発行するとともに支給日を労働者本人に通知しなければならない。

応急救助のため支出できる賃金は、その地における通常の例による。

ウ．労働者の輸送

災害応急対策実施機関は、労働者の毎日の作業就労に際し、労働者の住居と作業現場との距離、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労働者の輸送を考慮する。

エ．従事命令、協力命令の種類と執行者

| 災害応急対策作業 | 命令区分 | 根拠法令 | 執行者 |
|---------------------------|------|----------------|-----------------|
| 災害応急対策事業 (災害応急対策全般) | 従事命令 | 災害対策基本法第65条第1項 | 町長 |
| | | 〃 第65条第2項 | 警察官 海上保安官 |
| | | 〃 第65条第3項 | 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 |
| 災害救助作業 (災害救助法に基づく救助) | 従事命令 | 災害救助法第24条 | 知事 |
| | 協力命令 | 〃 第25条 | |
| 災害応急対策事業 (災害救助を除く応急処置) | 従事命令 | 災害対策基本法第71条第1項 | 知事 委任を受けた町長 |
| | 協力命令 | 〃 第71条第2項 | |
| 災害応急対策事業 (災害応急対策全般) | 従事命令 | 警察官職務執行法第4条 | 警察官 |
| 消防作業 | 従事命令 | 消防法第29条第5項 | 消防吏員 消防団員 |
| 水防作業 | 従事命令 | 水防法第17条 | 水防管理者 消防機関の長 |

オ．従事命令の対象者

| 命令区分(作業対象) | 対象者 |
|---|--------------------------------|
| 災害対策基本法による町長、警察官、海上保安官、自衛官の従事命令(災害応急対策全般) | 当該町の区域の住民又は、当該応急措置を実施すべき現場にある者 |
| 警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害応急対策全般) | その場に居合わせた者、その事物の管理者、その関係者 |
| 従事命令(消防作業) | 火災の現場付近にある者 |
| 従事命令(水防作業) | 水防の現場付近にある者、又は区域内に居住する者 |

カ．公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発する時、又は発した命令を変更あるいは取り消す時は災害対策基本法に定める公用令書を交付する。

キ．費用

町長が災害対策基本法第71条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては実費を弁償する。

ク．損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者が、そのことにより死亡若しくは負傷、又は疾病にかかった場合には条例の定めるところによりその損害を補償する。

第7 要員の対策従事

水害・土砂災害時における災害対策機関の職員、民間協力団体、雇用した一般労働者及び従事命令・協力命令による労働者は、次によりそれぞれ災害対策に従事する。

1. 災害対策実施機関の職員

この職員は各機関で定める計画に従い、その対策に従事する。

2. 民間協力団体

奉仕団の活動内容は主として次のとおりであるが、活動内容の選定にあたっては、奉仕団等の意見を尊重して行う。

- (1) 炊出し、その他災害救助活動の協力
- (2) 清掃及び防疫
- (3) 災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分
- (4) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (5) 軽易な作業の補助
- (6) その他上記の作業に類した作業

3. 一般労働者

- (1) 罹災者の救出
- (2) 罹災者の安全な場所への避難誘導
- (3) 医療及び助産における各種移送業務
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救済用物資の輸送
- (6) その他災害応急対策実施上の補助業務

4. 従事者

従事命令又は協力命令を受けた者は、その公用令書に記載された業務に従事する。

5. 派遣職員

派遣要請を受けた職種に応じて指示された業務に従事する。

資料編

・ -8-(6) 公用令書

第12節 公共土木施設の初動応急対策

担当：総務部、現地指導部、水道部

第1 被災直後の初期段階での対応

1. 国・県との連携

町は、被害情報を収集し、被害状況の把握に努め、国、県等との情報の共有化を図るものとする。さらに、災害協定を締結する各種関係機関、団体等の協力も得て以下の(1)～(4)等についての内容について実施する。

- (1) 現地の被害情報の収集
- (2) 緊急対応に必要な資機材の提供
- (3) 河道の閉塞物の除去や道路交通確保のための障害物除去
- (4) 被害箇所状況調査

また、近畿地方整備局が実施するTEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)及びリエゾン(災害対策現地情報連絡員)による迅速な技術支援等の活動や、土砂災害防止法に基づく緊急調査(河道閉塞)との連携を図る。

なお、国(国土交通省)は、重要物流道路及びその代替・補完路について、県又は町から要請があり、かつ県又は町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で県又は町に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県又は町道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

第2 住民等への情報提供

- (1) 標識看板及び道路情報等により速やかに情報提供を行い、通行者に対して適切に迂回路への誘導を行う。
- (2) 県と連携し、報道機関への広報とともに詳細な道路規制・水防等に関する情報を県及び町のホームページへ掲載するとともに、メール配信システムの活用により、広く周知を行う。
- (3) 県との連携を図りつつ、町内放送等により地域住民への周知を行う。
- (4) 地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果を県と共有する。

第13節 道路等の災害応急対策計画

担当：総務部、現地指導部

町は、大災害が発生したときには、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持、回復に努める。

第1 被害状況の把握と情報発信

1. 被害状況の迅速・的確な把握

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合はその状況を町又は県に報告する。

また、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

町は、当該被害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない災害である場合は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するように留意する。

2. 関係機関との連携

町は、災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況をとりまとめ、遅滞なく調査事項ごとに管轄の土木事務所に報告するとともに、町から県防災統括室に報告する。

3. 町管理道路等の情報収集

(1) パトロールによる被害状況調査（災害緊急点検）

町は、町管理施設である道路等の被災状況及び土砂災害の発生状況を把握するため、災害緊急点検を実施する。特に道路は、災害時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であるため、迅速に被災状況を把握し、安全・円滑な交通機能を確保する対策の検討実施が重要である。

町は、このような災害緊急点検を迅速・円滑・的確に実施するため、点検の実施体制や調査手順、重点調査箇所等をあらかじめ定め、災害が発生した時には、関係機関と協力して被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）の収集を行う。

(2) 参集途上職員の情報収集

災害が発生した場合、又は災害の発生が予想される場合に、自宅から勤務地へ参集する職員は、参集途上において可能な限り町管理施設の状況を把握し、異常があった場合には、参集後に状況を報告する。

(3) 災害協定に基づく各種団体による被害調査

大規模な災害が発生した場合には、公共土木施設に重大な損傷がある可能性が高く、専門的技術や知識が必要となる調査や、災害が広域に多発し調査員が不足する場合等が想定される。このような場合に施設管理者は、防災協定を締結している関係団体に協力を求めて、被災状況の調査や主要構造物の緊急点検を実施する。

(4) 一般通行者等からの情報整理

日常、道路を利用する人々は、職員や関係機関の人数よりも遙かに多く、これらからもたらされる情報は、不正確であっても災害対応の初期段階において貴重な情報源である。このため日ごろより、災害発生時において、これら一般通行者等からの情報を円滑に収集、整理できる体制を整備しておく。

一般通行者等からの情報は、規模や被災程度が不明確である場合が多く、不明確な情報については、災害時緊急点検の途上で確認する必要がある。

4. 情報発信

町は県と連携し、災害時に住民に対して、適切かつ迅速な被災情報の提供を行い、住民生活の混乱防止を図る。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報や、復旧工事の進捗による交通機能の回復等の情報は、速やかに報道機関を通じて住民へ広報する。

(1) 住民に対する広報の内容

- ア．道路等の土木施設の被害状況
- イ．交通規制の状況
- ウ．迂回の方法
- エ．仮復旧（交通機能復旧）の見込み
- オ．本復旧の見込み

(2) 広報の手段

- ア．道路情報板、臨時看板等による交通情報の提供、迂回誘導。
- イ．周辺住民へのポスターの掲示、ちらしの配布。
- ウ．防災放送による地域住民への周知。
- エ．報道機関への情報提供。
- オ．町ホームページへの記載。
- カ．メール配信システムの活用。
- キ．道の駅、サービスエリアでの交通情報の提供。
- ク．国、警察との連携による広域情報発信。

第2 道路啓開と応急対策

1. 町の管理する道路

(1) 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急輸送道路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁など復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。

- ア．あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限、若しくは速度規制を実施する。
- イ．負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署・警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ウ．交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

(2) 被災状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

(3) 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

2. その他の交通施設

鉄道、国道、県道等の交通施設については、各管理者の計画によるが、町では被災状況によって連絡・応援を行う。

3. 道路啓開

道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため、集められた情報を基に的確に被災状況を判断し、路上の障害物の除去や簡易な応急作業により早期の道路啓開に努め、緊急活動を支援する。

また、通行不能箇所については、迂回路を選定し緊急輸送ルートを確認する。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両の移動等を行うことができる災害対策基本法の規定の具体的運用について検討する。

なお、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて住民へ広報する。

(1) 実施責任者

町は、町の管理する道路について、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物が多量に発生した場合は、廃棄物処理計画を策定する。

(2) 障害物の除去の優先順位

- ア．住民の生命の安全を確保するための重要な道路（避難路）
- イ．災害の拡大防止上重要な道路（延焼阻止のために消防隊が防御線をはる道路）
- ウ．緊急輸送を行う上で重要な道路（緊急輸送道路）
- エ．その他、災害応急対策活動上重要な道路

(3) 資機材の確保

障害物の除去に必要な車両・機械・器具等の資機材が不足したときは、建設業者等から調達するほか、他の市町村や県に応援を要請する。

(4) 障害物の集積場所

災害で発生した障害物は、廃棄するものについては、除去の実施者の管理する遊休地やごみ捨て場等のほか、その他の公有地についても協力を得て、一時的に集積し処理する。

4. 道路付帯施設の復旧

(1) 実施責任者

町は、町の管理する道路について、円滑な交通を確保するために、道路付帯施設の迅速な復旧を行う。

(2) 資機材の確保

復旧活動に必要な車両・機械・器具等の資機材が不足したときは、建設業者等から調達するほか、他の市町村や県に応援を要請する。

第3 災害復旧工事の実施

1. 被害額の算定

関係機関は公共施設等の被害状況、発生原因等を考慮し復旧事業計画を作成するとともに、国が復旧費用の一部を負担するものについては査定実施が速やかに行えるように努める。災害事業担当課は、被害を受けた機関の協力を得て、直接的被害額及び復旧事業に要する額等、必要な事項を調査し、県に報告する。被害調査に基づき、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当する場合は、政令指定を得るための適切な措置を講ずる。

2. 復旧計画の策定

災害により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において、早期復旧を目標に、現地調査、対策工法の検討等を実施し、復旧事業を推進する。

その際には、災害発生後の住民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本とする。

3. 地元との情報共有

災害復旧計画の策定においては、県と協議を行い、地元大字や地権者等の意向を踏まえた計画となるように努力する。

特に、仮設工事の借地を含めて、用地の協力が必要となる場合には、円滑な復旧工事の実施に向けて十分な事前説明を行い、合意形成を図る必要がある。

4. 予算・人員の確保

町において災害復旧工事を迅速かつ確実に実施するためには、応急対策のための緊急動員体制とは別に、担当組織の強化、部署定数の増強等、組織改編を伴う全庁的な支援体制が必要である。また、財政的にも補正予算の編成などの負担が必要であり、直接の担当部局だけでなく、場合によっては町全体として新規施策の見直しや延期等の検討が必要となる。

5. 進捗管理の徹底

大規模災害における復旧工事においては、当初の調査不足による工法変更や、工事が集中することによる現場の錯綜、資機材や労力の不足等の事態が予想される。

このため、工事について進捗管理を徹底するとともに、問題が生じた場合には速やかに関係機関と協議を行い、対処方法を検討する必要がある。また、県等の他機関が行う復旧工事も含めた広域的な施工手順の調整を行うとともに、大規模発注による一括施工と分割発注による並行作業とを必要に応じて選択し、資機材や労力を全国的に求めるとともに工期の短縮を図る。

6. 復旧状況の情報発信

道路等の公共施設の機能不全は、現在の地域経済に大きな影響を与えるだけでなく、将来に渡って影響が及ぶとの懸念から、長期に渡り経済活動を停滞させる要因となる。また、遠方の地域においては復旧状況が伝わりにくく、憶測から交流を避ける傾向となる。

このような風評被害を防ぐとともに、地域の活気を助長するために、復旧状況の現状と今後のスケジュールについて、常に最新情報を広域に発信し復旧活動をアピールする。

第4 農道

1. 応急措置

農道管理者である町は被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況を取りまとめ県に報告するとともに必要に応じ応急措置を行う。

町及び農道管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合には速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。

第14節 ライフライン施設の災害応急対策計画

担当：水道部

町は、大規模災害により途絶したライフライン・放送施設について、国や県等と連携して速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行う。

第1 水道

1. 応急措置

水道事業者等は、大規模災害の発生時に受水・送水・配水の各施設について被害状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達するものとする。

また、小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を図るものとする。

2. 応急復旧

- (1) 県水受水施設の復旧を最優先に行い、順次、浄水場に近い箇所から送配水管の復旧を進めるものとする。
- (2) 応急復旧作業の実施に際しては、補修専門業者に要請するとともに、建設業者の応援を求めるものとする。
- (3) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については、早急に発注手配するものとする。
- (4) 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、町の防災担当部局と連携を図りつつ、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請を行うものとする。また、必要に応じて県を通じて県内市町村・厚生労働省・他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行うものとする。
- (5) 送配水管の被害が大きい地域においては、共用栓による拠点給水・運搬給水を実施する。管路の被害が大きく送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合には、仮設管による通水等により、できるだけ断水地域を解消するものとする。
- (6) ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施するものとする。

3. 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを、関係機関・報道機関等に伝達して広報する。住民にとって、特に上水道の情報が重要視されることから、これを積極的に行う。

第2 下水道

1. 応急措置

(1) 緊急調査

下水道施設の管理者は、大規模災害の発生時に管渠は地表から目視により、ポンプ場・処理場の各施設は、施設内を巡視により被災状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達するものとする。なお、調査の際、薬品等の危険物の漏洩があれば緊急停止の処置を行う。

また、下水道施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、応急復旧工事が完了するまで、生活水の節水に努めるよう周知するものとする。

下水道施設の管理者は、異常気象に伴い流入汚水量が増大しポンプの揚水能力を超えポンプ棟内の水位が高くなり、電気・機械施設が冠水するおそれがある場合は、流入ゲートを操作し流入汚水量の

抑制を行い、管内貯留効果を利用しポンプ棟施設機器等の浸水を防ぐ。

(2) 応急調査

施設内を直接目視することにより、施設の機能、構造の被害を把握する。必要に応じ「下水道事業における災害時支援に関するルール(公益社団法人日本下水道協会、平成28年12月改定)」に基づき県・下水道事業団・管路管理業協会等に支援を要請するものとする。

2. 応急復旧

(1) 下水管渠の被害に対しては、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂浚渫、臨時の管路施設の設置等、汚水・雨水の疎通に支障のないように応急処置を講じ、排水の万全を期するものとする。

(2) 中継ポンプ場、マンホールポンプ場及び処理場の被害に対しては、電源施設や処理機能等の回復を図るべく応急処置を講じて万全な下水処理に努めるものとする。また、燃料・消火ガスの漏洩の有無を点検し、速やかに応急処置を講じることとする。

(3) 応急復旧作業に必要な要員として補修専門業者を確保するとともに、建設業者の応援を求めるものとする。

(4) 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については、早急に発注手配するものとする。

3. 広報

(1) 復旧の終了していない地域について、生活水の節水に努めるよう広報する。

(2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを、関係機関・報道機関等に伝達して、広報する。

第3 その他のライフライン

電力・ガス・電気通信・放送については、各社の応急復旧計画に基づき行うが、町では、復旧作業を効率的に行えるよう協力する。

第15節 危険物施設等災害応急対策計画

担当：総務部

第1 危険物災害対策

県、消防機関及び施設の管理者は、災害の発生等に伴って屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下等し、石油類等が流出し、又は火災が発生した場合は、次の応急措置をとる。

1. 町及び県が実施する対策

- (1) 関係防災機関及び流出下流地域への通報
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導及び群衆整理
- (4) 消防活動及び被災者の救出救助
- (5) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止
- (6) 周辺住民に対する広報

2. 施設の管理者が実施する対策

- (1) 関係防災機関への通報
火災の場合は消防機関に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、消防機関のほか市町村、所轄保健所、県環境政策課に次の事項を速やかに連絡する。
 - ア．発生日時及び場所
 - イ．通報者及び原因者
 - ウ．下流での水道水源の有無
 - エ．現状及びその時点での対応状況
- (2) 消防活動及び被災者の救出救助
- (3) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

第2 高圧ガス対策

町には、現在、高圧ガス施設はない。

第3 火薬類対策

町には、現在、火薬類施設はない。

第4 毒物・劇物対策

町には、毒物・劇物施設はない。

資料編

- ・ -1-(1) 危険物施設一覧
- ・ -1-(2) 防火管理者の選任を要する防火対象物

第16節 救急、救助活動計画

担当：総務部、現地指導部、三郷町消防団

災害のため生命、身体に危険が及んでいる者あるいは生死不明の状態にある者を救出し、又は捜索してその者を保護するため、救助・救急活動を行う。

第1 実施機関

町は、奈良県広域消防組合西和消防署、消防団、自主防災組織及び警察署と協力して実施する。これらのみでは対応できない場合は、隣接する警察署・市町村・県及び自衛隊に応援を要する。

第2 救急活動

- (1) 住民は、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生等の応急手当を行い被害の軽減に努める。
- (2) 町は、迅速な医療救護活動を行うため、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。
- (3) 町は、医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重傷患者を最優先とし、迅速、的確な搬送を実施する。
- (4) 町及び県は、負傷の程度や収容能力等、救護所の能力が不足する場合や道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などにはヘリコプターによる救急搬送を実施するなど、関係機関と連携して医療機関への搬送を行う。

第3 救助活動

1. 救助の対象

- (1) 火災時に火中に取り残されたような場合
- (2) 流出家屋及び孤立した所に取り残されたような場合
- (3) 崖くずれ、山くずれ、土石流、地すべり等のため土砂や家屋の下敷きとなった場合
- (4) 電車、自動車、航空機、船舶等による集団的事故が発生した場合
- (5) ガス、危険物、薬品の爆発、流出、漏洩等が発生した場合
- (6) その他、これに類似する場合

2. 救助の方法

- (1) 町は、救助が必要な生存者の情報の収集に努める。
- (2) 町、奈良県広域消防組合西和消防署及び消防団は、救助に必要な車両・特殊機材・救助用資機材等を準備又は調達し、迅速に救助（救出）を実施する。
- (3) 延焼火災及び救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を実施するなど、救命効果の高い活動を実施する。
- (4) 救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、地域住民・自主防災組織・関係機関とも連携し、救助（救出）を行う。また救助資機材等を備蓄し、自主防災組織・ボランティア等に配布・貸与し、初動時における救助（救出）の円滑を図る。
- (5) 自主防災組織等は、独力で救助可能な場合には自主的に被災者の救助を行う。
- (6) 町は、自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間の業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

第4 各関係機関の相互協力

町単独では、十分に救助・活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、県、他市町村などに応援を要請する。

その場合は、救助活動等を行うにあたって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担をしたりするための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにするとともに、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

(注) 消防機関及び県警察は消防組織法第42条で相互協力することとなっている。また、消防機関及び自衛隊は「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」で相互協力することとなっている。

第17節 保健医療活動計画

担当：総務部、現地指導部、避難所部

町は、大規模な災害時において、緊急医療及び助産が必要な被災者のうち、災害時に混乱等のため医療及び助産の途を失った者に対する援助について、以下のとおり実施する。

第1 医療情報の収集活動

町は、医療関係機関と密接な連携のもと、救急情報システムや医療情報連絡員を活用して、医療施設の被害状況及び空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

第2 保健医療活動

- (1) 町は、医療関係機関と連携して、災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施する。
- (2) 町長は、町だけでは必要な医療・助産手段が確保できない時は、県保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣を要請する。
- (3) 町は、医療救護所を設置、運営するとともに医療ニーズを把握する。
- (4) 町は、地域の医療機関の被災状況及び診療継続状況を把握し、県保健所と情報共有を図るとともに、保健ニーズの把握に努め、県と協力し避難住民等への保健医療活動を行う。

1. 医療班の編成

災害時における傷病者の応急治療及び応急処置を行うため、三郷町医師会、県、災害拠点病院及び日本赤十字社奈良県支部等の協力を得て医療班を編成する。

2. 救護所の設置

救護所の設置場所は、原則として次のとおりとする。

- (1) 負傷者が多数発生した災害現場
- (2) 避難所
- (3) 負傷者が殺到する病院

3. 医療班の業務

- (1) 傷病者の重傷度の判定（トリアージ）
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 広域医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 転送困難な患者及び避難所等での軽傷患者に対する医療
- (5) 助産活動
- (6) 死亡の確認
- (7) 遺体検案等への協力（状況に応じて）

4. 要継続的医療支援者への対応

人工透析患者、人工呼吸器使用者など継続的な医療支援が必要となる患者については、県保健所保健医療対策本部と連携して、対応可能な医療機関、必要な医薬品や医療機器等及び要継続的医療支援者の被災状況等の情報を把握する。また、その他の要継続的医療支援者から支援要請等があった場合は、速やかに県保健医療調整本部へ報告し、医療提供体制の整備を図る。

第3 後方医療体制の整備及び傷病者の搬送

町内及び周辺市町村の病院並びに医院は、被災地内の医療機関や救護所では対応できない重症患者や、特殊な医療を要する患者等に対する医療を実施する。また、これらの後方医療施設への患者の搬送については特に緊急を要するため、輸送手段を優先的に確保するなど特段の配慮を行う。

第4 災害時における医薬品等の供給体制

町は、地域の各種医療機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、県に対して供給の要請を行う。

資料編

・ -4-(1) 病院名簿及び位置図

第5 保健師等による健康管理に関する活動

1. 被災状況等の情報収集・分析・関係者との情報共有

町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の安否確認や健康状態の確認をするとともに、保健活動に必要な被災に関連する情報を迅速に収集・分析する。

収集した情報は、県保健所保健医療対策本部へ提供する。

2. 町からの要請

町は、必要に応じて県保健医療調整本部へ保健師等の派遣要請を行う。

3. 避難所での保健活動

町は、被災状況に応じて避難所を開設し、避難所の環境整備と避難者の健康管理を行う。なお、避難所における保健活動については、以下の事項に留意する。

- (1) 避難所の保健活動は、環境面・運営面・住民支援・情報管理等の分類で行う。
- (2) 避難所でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障がい・便秘等）の予防と対策を行う。
- (3) 町は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要援護者の避難状況等を迅速に情報収集し、県保健所を通じて県保健医療調整本部に報告する。

第6 精神障がい者及びメンタルヘルスに関する活動

町は、県保健医療調整本部、精神保健福祉センター、県保健所保健医療対策本部と連携して、精神障がい者及びメンタルヘルス対策として次の活動を行う。

1. 安否確認等

町及び県保健所保健医療対策本部は、相談支援事業等関係機関との連携をはかり、在宅精神障がい者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。

2. 障がい福祉サービス事業所等の被害状況の把握

町は、障がい福祉サービス事業所（旧精神障がい者社会復帰施設等）等の被害状況を把握するとともに利用可能な施設の活用について検討する。

第18節 緊急輸送計画

担当：総務部、現地指導部

町及び県をはじめ関係機関は、消火・救助・救急、医療及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努める。

第1 計画の基本方針

1. 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動に当たっては、次の事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2. 緊急輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

(1) 第1段階

- ア．救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
- イ．災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- ウ．情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等
- エ．後方医療機関へ搬送する負傷者
- オ．緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- カ．被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資
- キ．被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資
- ク．被災者の緊急避難場所から避難所等への移送

(2) 第2段階

- ア．上記(1)の続行
- イ．要配慮者の保護にかかる福祉避難所等への移送
- ウ．傷病者及び被災者の被災外との輸送
- エ．輸送施設の応急復旧等に必要な要因及び物資

(3) 第3段階

- ア．上記(2)の続行
- イ．災害応急対策に必要な要因及び物資

第2 輸送力の確保

輸送にあたっては、車両・鉄道・航空機等の手段を用いる。

1. 車両の確保

町で保有する車両等を用いるが、町保有の車両で不足する場合は、町内の運送業者に協力を要請する。
町は、車両及び車両用燃料等の調達先並びに必要な数を明確にし、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

2. 町内で車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達・斡旋を要請する

知事は、奈良県トラック協会、奈良県タクシー協会、奈良県バス協会等から協定に基づき緊急輸送に必要な車両を確保する。

- (1) 輸送区間及び借上期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
- (6) その他必要事項

3. 鉄道による輸送

自動車による輸送が困難な場合には、鉄道各社に依頼して輸送を確保する。

4. 航空機による輸送

地上の輸送が不可能な場合は、ヘリコプター等の航空機の使用について、ヘリポートを指定して、県に調達・斡旋を要請する。

- (1) 県は、自衛隊のヘリコプター、他府県防災ヘリコプター、他府県警ヘリコプター、民間航空会社のヘリコプターに派遣要請を行う。
- (2) 災害活動用ヘリコプターの施設管理者は、被災状況を調査し県災害対策本部に報告する。

5. 輸送基地の確保

町は県に要請して、他府県等からの緊急物資等の集積を図り、効率的な輸送体制を確保する。

6. 緊急輸送道路の確保

(1) 緊急輸送路線

町及び県は、大災害発生時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するための緊急輸送路線を定める。

(2) 啓開作業

道路施設の被害が甚大で緊急輸送道路が途絶した場合には、道路管理者は関係機関の協力を得て、この輸送路における障害物の除去及び道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行う。

第19節 災害警備、交通規制計画

担当：総務部、現地指導部

第1 交通規制及び緊急通行車両等

災害時における交通の安全を確保し、円滑な災害応急・復旧対策を行うための交通規制等は、この計画の定めるところによる。

1. 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理に属する道路について災害時における危険箇所及びう回道路応急復旧の方法等をあらかじめ調査し、計画しておくとともに、災害が発生した場合は当該道路の被害状況を調査し的確な措置をとらなければならない。

2. 被災地及びその周辺における交通規制

(1) 道路法に基づく交通規制(同法第46条)

災害時において、道路管理者は、道路の損壊、欠壊その他の事由により道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる場合、区間を定めて、道路の通行を禁止し、制限する。

(2) 交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

ア. 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ. 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ. 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

3. 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両の確認及び取扱い

(1) 緊急通行車両に該当する車両は、別記様式「緊急通行車両確認申請書」に必要事項を記載のうえ、緊急通行車両であることの証明書類とともに最寄りの警察署及び交通検問所に申請し、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受けるものとする。

(2) 町は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出しておくものとする。

資料編

・ -6-(2) 緊急通行車両等事前届出書等

4. 災害対策基本法の規定に基づく規制除外車両の確認及び取扱い

町及び県等防災関係機関は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、規制除外車両の事前届出制度を活用し、規制除外車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をする。

第20節 食料、生活必需品の供給計画

担当班：総務部、水道部、避難所部、現地指導部

町及び県をはじめ関係機関は、大規模災害に際して家屋の滅失、損壊等により水・食料・生活必需品の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努める。

第1 物資の供給

町及び県をはじめ関係機関は、迅速かつ円滑に食料及び生活必需品を供給する。

1. 町の供給

町は、災害時においては、必要な物資を確保・供給するため、次の措置を講じ、不足する場合は、県や周辺市町村等に応援を要請する。なお、他の市町村、近畿農政局、日本赤十字社奈良県支部等に応援を要請した場合は、これを県に報告する。

- (1) 避難所ごとの必要量算定
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

2. 住民の役割

住民は、「第2章第26節 食料、生活必需品の確保計画」に基づき、個人又は地域において可能な方法・範囲での物資の相互融通に努める等、最小限の被害に抑止するための相互扶助を行うものとする。

3. 食料の供給

町は、被災者及び応急対策従事者に対して、食料の供給及び調達を円滑にするため、災害用食料の緊急調達措置を確立し、一時的に被災者等の食生活を保護する。

(1) 食料の調達

町は、備蓄する食料の他、あらかじめ町内業者と協議を行い、必要な食料の調達を図るが、町単独で必要数量を調達できない時は、県に要請して確保に努める。

(2) 要配慮者への配慮

食料の供給は、高齢者、病弱者、障がい者等には必要に応じておかゆ等の食べやすい食料の供給を行う。乳幼児には、粉ミルクの供給を行う。

咀嚼、嚥下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努める。また、代替食料の確保が難しいときは、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保に努めるものとする。

(3) 必要量

【災害発生後の時間経過毎の食料供給計画】

| | 住民 | 三郷町 | 奈良県 |
|-------------------|-------------------------------|--|---|
| (1) 災害発生後24時間程度まで | ・原則として各家庭の備蓄食料に対応 | ・被災状況及び住民避難状況等の把握 ・備蓄食料の供出 ・奈良県に備蓄食料の払い出しを要請 | ・奈良県トラック協会に輸送の協力要請 ・流通業者への協力要請(流通在庫の供出) ・必要に応じて広域応援依頼 |
| (2) 災害発生後3日目程度まで | 上記(1)に加え ・三郷町による供給により食料を確保 | ・食料供給場所の設置(避難所等) ・県備蓄物資の受入れ ・避難所等への食料輸送 ・避難所等での食料供給 | ・「災害用備蓄物資管理払出要領」・「主食用米穀の売却要領」又は「災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づき、備 |

| | 住民 | 三郷町 | 奈良県 |
|----------------|----------------------------|--|---|
| | | | 蓄食糧の払い出しを実施 ・応援主管府県、自衛隊、日本赤十字社との連携のもと、市町村への食料供給活動を支援 |
| (3) 災害発生後4日目以降 | 上記(2)に加え ・可能な範囲で炊事調理を実施 | 上記(2)に加え ・県外から輸送された食料を避難所に輸送・供給・炊き出しの実施 | ・県外から輸送される物資の受け入れ ・市町村への食料供給活動を支援 |

(4) 生活必需品の供給

町は、災害時において、被災者に対して寝具、被服その他生活必需品を円滑に供給するため、平常時から卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握に努める。また災害時において速やかに調達できるよう措置するとともに、自らも備蓄に努める。

ア．調達方法

町長は、町で備蓄している生活必需品の他あらかじめ町内の関係業者の協力を得て、協議のうえ調達し、必要量が確保できない場合は、知事に対して物資の調達斡旋を依頼する。

イ．供給

被災者に対する生活必需品等の供給については、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握したうえで事務分担職員、民間協力団体及び町内業者の協力のもとに実施し、被災者に対して不安のないように迅速に処理する。

ウ．供給数量等の基準

物資供給の対象者、供給品目、供給のため支出できる経費の限度、期間等は災害救助法に定める基準による。

第2 物資の調達・供給状況の報告等

町は県と連携し、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速かつ緊密に正確な情報交換を行う。

- (1) 町は、住民等の状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次、県へ報告する。
- (2) 町は、物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。

第3 救援物資への対応

町は、地域に即した方法等により救援物資の受入・管理体制及び事務処理環境を整える。

- (1) 救援物資の受入場所として、輸送拠点指定する。
- (2) 輸送拠点における要員を確保し、救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施し、被災者に対し迅速かつ適切に救援物資を配布する。

第21節 給水計画

担当班：水道部

第1 実施体制

飲料水供給の実施は原則として町が行うものとするが、実施できないときは、奈良県水道災害相互応援協定締結先の市町村の協力を得て実施する。

また、災害救助法を適用した場合（同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、県が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努める。

第2 給水活動

1. 町の役割

町は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) 浄水場、配水場及びその周辺での拠点給水の実施
- (2) 貯水槽等からの給水、給水タンク積載車両等による運搬給水の実施
- (3) 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による応急給水の実施
- (4) 資機材の調達
- (5) 応急活動のために必要な情報の提供
- (6) 水道施設から供給する飲料水の水質検査及び消毒

2. 浄水場等の現状

- (1) 耐震性貯水槽水量

| | |
|--------|---------------------|
| 配水池3ヶ所 | 2,500m ³ |
|--------|---------------------|

- (2) 給水タンク

| | |
|-------------------|----|
| 1.6m ³ | 1基 |
| 0.5m ³ | 1基 |
| 0.3m ³ | 1基 |

3. 給水方法

- (1) 被災地において水源を確保することが困難な時は、被災地に近い配水場等から給水タンク積載車両等で搬送・給水する。
- (2) 飲料水が汚染したと認める場合は給水を停止する。
- (3) 給水は、まず医療施設や避難所、救護所、社会福祉施設等を優先的に行う。

4. 水道施設の被害、汚染防止及び応急復旧

災害による給水施設の損壊及び汚染に対処するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある時は、必要な技術要員の待機、資材の確保を図るとともに、保全対策を次のとおり実施する。

- (1) 緊急修理機材及び消毒剤を集結し、出動体制を整備する。
- (2) 水道施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。
- (3) 施設の損壊、漏水などの障害を応急復旧する。
- (4) 水道が汚染し、飲料水として使用することが不適当な時は、直ちにその使用禁止、停止及び制限などの措置をとる。

5. 給水対象等

災害救助法に定められた基準に準ずる。

6. 必要量

【災害発生後の時間経過毎の給水計画】

| | 住民 | 三郷町 | 奈良県 |
|-----------------------|---|--|---|
| (1) 災害発生後 24時間程度まで | ・原則として家庭に備蓄した飲料水で対応 (1人1日当たり3リットルを目安にして備蓄) | ・水道施設の被害状況、住民の避難状況等の把握 ・給水場所の設置 ・給水に着手(病院など人命救助の観点から緊急性が高い施設への給水を優先) ・県への応援依頼 | ・市町村災害対策本部からの応援要請に対応するため広域応援体制を準備 ・応援主管府県、自衛隊又は国等へ応援要請 |
| (2) 災害発生後3日 目程度まで | 上記(1)に加え ・応急給水により飲料水等を確保 | ・各給水場所等において飲料水・生活用水の給水を実施 ・給水状況・水道の復旧見込み等に関する広報 | ・応援主管府県、自衛隊又は国等と連携して市町村への給水活動を支援 |
| (3) 災害発生後4日 目以降 | 上記(2)に加え ・応急給水活動に協力 | 上記(2)に加え ・地域外の応援車両等を活用した飲料水などの運搬・給水 | 同上 |

第3 給水応援

町は、必要な人員・資機材等が不足するときは、奈良県水道災害相互応援協定による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 必要な給水器具・浄水用薬品・水道用資材等の品目別数量
- (5) 給水車両借り上げの場合は、その必要台数
- (6) その他必要な事項

第22節 防疫、保健衛生計画

担当：避難所部、現地指導部

町は、被災地域における感染症・食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分に把握し、必要な措置を講ずる。

第1 防疫体制

1. 実施責任者

町は、郡山保健所長の指導、指示に基づいて防疫活動を実施する。

ただし、町だけで実施が不可能又は困難な場合は、郡山保健所又は保健所管内の他市町村からの応援を得て実施する。

2. 町の役割

- (1) 消毒の施行（感染症予防法第27条）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症予防法第28条）
- (3) 物件に係わる措置（感染症予防法第29条）
- (4) 生活用水の供給（感染症予防法第31条）
- (5) 避難所の防疫指導
- (6) 臨時予防接種（予防接種法第6条）
- (7) 衛生教育及び広報活動

3. 活動方法

- (1) 浸水地域に対しては、自治会等の協力を得て、速やかに消毒を実施する。
- (2) 医師の診断により、感染症の疑いのある者は隔離及び収容等の処置を行うと同時に速やかに患者の家等の消毒を行う。
- (3) 感染症の発生源となる場所は清掃と消毒を行い、特に避難所及びごみ・汚物の集積場所は消毒を厳重に行う。
- (4) 感染症の発生のおそれがある時は、県の指導による予防接種等必要な措置を行う。
- (5) 感染症を媒介するねずみ、蚊、はえの駆除については特に徹底を図る。
- (6) 衛生教育及び広報活動を迅速に行う。
- (7) 感染症予防法により、知事が家庭用水を停止した場合は、知事の指示に従いその停止期間中は家庭用の水の供給を行う。

第2 被災者の健康維持活動

町及び県は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言・加療等、健康維持に必要な活動を実施する。

1. 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所・社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回相談・訪問指導・健康教育・健康診断等を実施する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士会や在宅栄養士などの協力を得て、避難所や応急仮設住宅・給食施設等において、巡回栄養相談を実施する。
- (3) 経過観察中の在宅療養者や要配慮者を把握し、適切な指導を行う。

2. 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障がい(PTSD)、生活の激変による依存症候群に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断に対応するため、精神科救護班を設置し、また精神科夜間診療体制を確保する。

3. 入浴施設

大規模な災害において、ライフラインの復旧が長期におよび、一般家庭に水道、ガスが復旧しないときは、必要に応じ入浴施設の確保を講じるものとする。

- (1) 一般公衆浴場の再開要請
一般公衆浴場の再開を要請し、可能な支援を行い、入浴施設を確保する。
また、浴場の再開について、住民への広報に努める。
- (2) 自衛隊による支援
自衛隊に入浴支援要請を行い、自衛隊が保有する野営用風呂施設を避難所等に設置する。
- (3) 災害用入浴システムの設置検討
避難所等に災害用入浴システムの設置を検討する。
- (4) その他施設の利用
立野共同浴場及び老人福祉センターの入浴施設を利用するとともに、大浴場を持つ宿泊施設に一般開放を要請する。

第3 防疫・保健衛生用資機材の調達等

町は、防疫・保健衛生用資機材を確保するとともに、資機材の調達が困難な場合には、県に斡旋を依頼する。

第4 愛玩動物の収容対策等

1. 放浪犬猫の保護収容

被災により放浪する犬猫について、町は県、関係機関・団体等と協力して保護収容に当たる。保護頭数が多数にのぼる場合は、これら関係機関等と協議し、保護収容する場所の確保に努める。必要に応じて、国や他県等に協力を求めるほか、ボランティアの協力等も考慮し、適切に保護収容対策を講じる。

2. 飼養者の責務

愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

第23節 遺体の火葬等計画

担当：総務部、現地指導部、避難所部

町及び県警察は、大災害の発生での遺体の処理・埋葬について必要な措置をとる。

第1 遺体の搜索

町等は、遺体を発見した場合は、速やかに警察に連絡する。

また、住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を町に提供するように努める。

第2 遺体の収容

(1) 警察は、警察に対して届出がなされた遺体、又は警察官が発見した遺体について、医師会等の協力を得て、死体の調査等及び検視その他の所要の処理を行った後、関係者（遺族又は町）に引き渡す。

(2) 町は、遺体が多数の場合は、短期間で埋葬することは困難なため、あらかじめ指定した既存の建物等に一時収容する場所を設置する。

第3 遺体の処理及び火葬等

1. 遺体の処理

(1) 町は、遺体の引き渡しが行われた後に遺体の処理及び火葬等を実施する。また、火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。

(2) 町は、遺体の搜索・処理・火葬等について、町のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

ア．搜索・処理・火葬等の区別及びそれぞれの対象人員

イ．搜索地域

ウ．火葬等施設の使用可否

エ．必要な搬送車両の数

オ．遺体処理に必要な機材・資材の品目別数量

2. 火葬の方法

(1) 原則として火葬により実施する。

(2) 身元不明遺体については、火葬の後、遺骨及び遺品等を町又は寺院等に依頼して保存する。

(3) 火葬場の稼働状況、棺の確保状況など関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。

(4) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など必要な措置を講ずる。

(5) 火葬相談室等の設置により、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。

第4 大規模災害発生時の県及び町の連携

町は、遺体の搬送等について、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

第5 遺体の保存

町は、遺体の保存及び円滑な火葬等の実施のためのドライアイスや資材が不足する場合には、ドライアイス及び棺等必要な資材並びに役務の提供を県に要請する。

第24節 廃棄物の処理及び清掃計画

担当：現地指導部、水道部

町及び県は、大災害の発生に際して、し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動を円滑に促進するため、適切な処理を実施する。

第1 情報の収集等及び県への報告

町は、次の事項について県に報告する。

1. がれき処理

- (1) 浸水・倒壊家屋等の数
- (2) がれき等の状況・発生量

2. 生活ごみ処理

- (1) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込み
- (2) 避難所等の場所、避難人員、ごみの発生量など

3. し尿処理

- (1) し尿処理施設の被害状況と稼働見込み
- (2) 避難所等の場所、避難人員、仮設トイレの必要数
- (3) 倒壊家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレ等からのし尿の発生量予測
- (4) 下水道等の被害状況、復旧見込みなど

第2 がれき等の処理

浸水・倒壊家屋等から排出される木材や家具などの廃棄物（以下「がれき等」という。）が大量に発生することから、その迅速かつ計画的な処理を図るため、町が実施する対策について定める。

1. 処理方針

がれき等の処理に必要な人員・施設・車両等を確保するとともに、がれき等が大量に排出された場合、処理施設への搬入が困難となることが考えられるため、出来る限り生活環境に支障のない暫定的な仮置場を確保し、危険なもの、通行上支障があるものから優先的に撤去・処理する。また、木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、分別等を行いリサイクルに努める。

2. 処理活動

- (1) がれき処理については、危険な物や通行上支障のある物等を優先的に収集・運搬する。
- (2) がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理並びに安全管理に十分配慮する。
- (4) 必要に応じて、県・周辺市町村・関係団体に応援を要請する。

3. 広域支援

(1) 支援要請

町は、がれき等の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請することができる。支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告する。

- ア．災害の発生日時、場所、がれき等の発生状況
- イ．支援を必要とするがれき等の場所、性状、処理量、処理期間等
- ウ．支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- エ．その他必要な事項
- オ．連絡責任者

第3 生活ごみの処理

災害の避難所等から排出される生活ごみを計画的に処理するため、町、県が実施する対策について定める。

1．処理活動

- (1) 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。また、被災住民に対し集積場所及び収集日時の周知を行う。
- (2) 必要に応じて、仮置場・一時保管場所を設置する。
- (3) 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- (4) 消毒剤・消臭剤及び散布機器を確保し、仮置場・一時保管場所における衛生状態を保つ。
- (5) 必要に応じて、県・周辺市町村・関係団体に応援を要請する。

2．広域支援

基本的に「第2 がれき等の処理」と同じ。

「第2 がれき等の処理」文中の「がれき等」を「生活ごみ」に読み替える。

第4 し尿処理

倒壊家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレ等のし尿のくみ取りによる処理が相当量発生することから、その計画的な処理を図るため、町、県が実施する対策について定める。

1．初期対応

- (1) 上下水道、電力等のライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないように、要配慮者及び女性等に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。また、冠水等により汚物が流出しないような場所に便槽を設置し、消毒等衛生上の配慮を行う。

2．処理方針

避難所等の必要な場所に仮設トイレを設置するとともに、倒壊家屋等の便槽及び仮設トイレのし尿を収集し、処理施設で処理する。仮設トイレの設置は、便槽の冠水等により汚物が流出しない場所を選定し、消毒等衛生上の配慮を行う。状況に応じて、し尿くみ取り業者への委託による収集運搬体制の構築を図る。

3．処理活動

- (1) 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- (2) 消毒剤・消臭剤及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。
- (3) 必要に応じて、県・周辺市町村・関係団体に応援を要請する。

4．広域支援

(1) 支援要請

町は、し尿の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請することができる。支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を出来る限り速やかに県に報告す

る。

ア．災害の発生日時、場所、し尿の発生状況（処理量、処理期間等）

イ．支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

ウ．その他必要な事項

エ．連絡責任者

第5 廃棄物処理施設の復旧

町は、廃棄物処理施設の被害が生じた場合は県に報告するとともに、迅速に復旧を図る。なお、復旧にあたっては事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

第25節 ボランティア活動支援計画

担当：総務部

大災害の発生に際して、町内外から寄せられる支援申し入れに対し、関係機関と連携を密にし、適切に対処するよう努める。

第1 災害ボランティア本部の設置

町は、必要に応じ関係機関・関係団体と連携して、被災者（地）支援について災害ボランティアセンターを設置し、奈良県災害ボランティア本部と情報交換等を行う。

第2 ボランティアの受け入れ対応

1. 受入れ窓口の開設

ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等についてはボランティアで組織する調整機関（以下「ボランティア調整機関」という）の自主性を尊重する。

社会福祉協議会は、ボランティア調整機関と連携を図るとともに、その活動に対して情報提供、調整支援を行う窓口の開設を検討する。

2. 活動拠点の提供

ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

3. 活動支援

県災害ボランティア本部・他市町村・関係機関・関係団体等のネットワークを活用し、ボランティア活動の各種情報の収集・提供（募集情報・物的支援）等に努める。

また、町は被災地のニーズ把握に努め、一般ボランティアの受け入れ対応や県へ専門技術ボランティアの派遣要請を行う。

第3 海外からの支援受け入れ

町及び県をはじめとする関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づいて必要な措置を講ずる。海外からの支援が予想される場合、あらかじめ国に被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に迅速に対応する。

町及び県は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

- （1）支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- （2）被災地のニーズと受入れ体制

なお、海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請する。

第26節 災害救助法等による救助計画

担当：総務部

町が自ら実施する災害応急処置のうち、一定規模以上の災害に際しての救助活動については、災害救助法の適用を申請し、法に基づいて実施する。

第1 実施責任者

「災害救助法」に基づく救助については、奈良県地域防災計画に基づき県知事が実施する。町長はこの救助について全面的に補助し、また「災害救助法施行細則」(昭和38年7月1日奈良県規則第10号)第3条の規定により、町長にその権限を委任された事項については、町長の責任において「災害救助法」の規定に基づき救助を実施する。

| 救助の種類 | 実施者 |
|----------------------|-----|
| 避難所の設置 | 町長 |
| 応急仮設住宅の供与 | 知事 |
| 炊出しその他による食品の給与 | 町長 |
| 飲料水の供給 | 町長 |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 知事 |
| 医療 | 知事 |
| 助産 | 知事 |
| 災害にあった者の救出 | 町長 |
| 住宅の応急修理 | 知事 |
| 学用品の給与 | 知事 |
| 埋葬 | 町長 |
| 遺体の搜索 | 町長 |
| 遺体の処理 | 町長 |
| 障害物の除去 | 知事 |

特に必要があると認められるときは、知事の実施する救助の種類についても、町長に委任することがある。

第2 適用基準

災害救助法の適用基準は、当該市町村の区域及び当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の人口規模と、住家に被害を受けた世帯の数及びその程度に応じて定められているが、本町においては以下の基準で適用を受ける。

- (1) 町域内の住家滅失世帯が50世帯以上に達するとき
- (2) 県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、町域内の住家滅失世帯数が25世帯以上に達するとき
- (3) 県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上である場合であって、町域内の住家滅失世帯数が多数であるとき
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家の滅失があること
- (5) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

第3 適用手続

- (1) 町は、災害が発生し住民等に被害が生じている場合は、迅速かつ正確に被害状況を調査把握し速やかに県に報告しなければならない。
- (2) 報告を必要とする災害
- 町は、おおむね次に定める程度のものはすべて報告しなければならない。
- ア．災害救助法の適用基準に該当するもの
- イ．その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの
- ウ．被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
- エ．災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
- オ．その他特に報告の指示があったもの

第4 救助の実施機関

1. 町

町は、被災した住民と直接に関わっている行政体であり一次救助の実施機関として住民及び滞在者の安全を確保し、委任された救助については事務を適正に実施し県に報告する。なお、災害が突発し県の通知等を待ついとまがない場合には、緊急を要する事務を実施することができる。

2. 救助の応援

救助は町、県が行うものであるが、災害が大規模となり、町で救助に必要な人員、物資等の確保が困難な場合には、他の市町村は、被災市町村の要請に基づき応援の実施に努めることとする。

第5 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法による救助の程度と期間」早見表(資料編 -8-(2))に示すとおりであるが、救助の期間については災害の規模、被害の程度など災害の状況により応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

第6 費用

災害救助法第33条により、救助に要する費用は県が支弁する。
ただし、同報第36条により国庫は一定の割合で県が支弁した救助費の一部を負担する。

第7 県の小災害に対する救助内規

町域で、「災害救助法」の適用基準に達しないが、県の「小災害に対する救助内規」における小災害の範囲に達する場合、同内規に基づき知事が応急救助を実施する。この応急救助に対応して町は、「三郷町災害対策本部規則」に基づく事務分担により被災者に応急救助を実施するものとする。

資料編

・ -8-(2) 「災害救助法による救助の程度と期間」早見表

第27節 文教対策計画

担当：教育委員会（通常）

町は、大規模災害の発生、又はそのおそれがある場合の児童生徒の保護及び教育施設の保全の措置を講ずるとともに、災害による教育施設の被害及び児童生徒のり災により通常の教育ができない場合の教育施設の応急復旧並びに児童生徒に対する応急教育等を次のとおり実施する。

第1 実施責任者

- (1) 町立小・中学校等の応急教育及び教育施設の応急復旧対策は、町教育委員会が行う。
- (2) 災害に対する各学校等の措置については、学校長が町教育委員会と協議して具体的な応急対策計画を策定する。
- (3) 学用品の給与は、災害救助法が適用された場合は知事の委任を受け、町長がこれを実施する。

第2 児童・生徒等の安全確保

1. 防災計画等の作成

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等の学校教育施設（以下「学校等」という。）の責任者（以下「校長等」という。）は、次の事項を考慮し、災害発生時における幼児、児童、生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保を図るため、三郷町地域防災計画を踏まえて防災計画や災害時に即応できる体制及び応急教育計画を作成するとともに、指導方法について明確な計画を立てる。

【学校等における防災計画策定の留意事項】

- (1) 防災体制に関する内容
校内の防災組織（平常時と災害時の役割の明確化、被災時における学校防災本部の設置）
教職員の参集体制（災害の種類や規模、発生時の状況に応じた教職員の参集体制）
家庭や地域との連携（児童・生徒等の引き渡し訓練や地域防災計画に基づいた訓練の実施等による日常的な連携強化）
- (2) 安全点検に関する内容
安全点検の実施（点検場所、内容、責任者等を明確にした定期的な点検体制の確立）
防災設備の点検（防火シャッター、消火器、消火栓、救助袋等の定期的な点検）
避難経路の点検（災害発生時の避難経路の点検、通学路の安全点検）
- (3) 防災教育の推進に関する内容
防災教育の推進及び指導計画の作成（「第2章第5節 防災教育計画」参照）
教職員の指導力、実践力の向上（校内外の研修による防災リテラシー、応急処置能力の向上や「心のケア」対策の充実）
- (4) 防災（避難）訓練の実施に関する内容
避難経路、避難場所の設定（地震、火災、風水害等の災害の種類に応じた複数の避難経路、避難場所の設定）
防災（避難）訓練指導（実践的で多様な訓練の実施）（「第2章第5節 防災教育計画」参照）
児童・生徒等の安否確認
児童・生徒等の保護者への引き渡し訓練
- (5) 緊急時の連絡体制及び情報収集
教職員及び保護者への連絡体制（複数の連絡方法の整備）
関係機関（消防、警察、医療機関等）への連絡体制
ラジオやテレビ、インターネット等による災害の情報収集（災害の内容や規模、地域の被害状況等）
- (6) 学校等が避難所になった場合の対応
学校等が所在する市町村防災部局及び地域との連携体制（施設開放の手順の確認等）
施設開放区域の明示
避難所支援体制（避難者誘導、避難所運営組織づくり支援、名簿作成 等）

2. 児童生徒等の保護

災害時における応急教育は、次のとおり実施するが、教育長又は学校長の判断により危険が予想される場合は臨時休業等を行うなど臨機の措置をとる。

- (1) 登校後にあっては、安全を確認した後早急に児童生徒を帰宅させることとし、その際には危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じて教師が付き添う。ただし、保護者が不在の児童生徒や、住居地域に危険のおそれのあるものは学校において保護する。なお、保育所等については、保護者等に連絡し、幼児等の引き渡しを実施する。
- (2) 登校前に休業措置をとった時は、直ちにその旨を保護者及び児童生徒等に連絡する。
- (3) 学校長は、校舎等に危険が及ぶことが予想される場合は、適切な緊急避難の指示を行うとともに、教職員を誘導にあたらせる。
- (4) 学校長は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び施設、設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会への連絡及び校舎の管理に必要な教職員の確保を行い、万全の体制を確立する。

3. 教育施設の保全・応急復旧

- (1) 教育施設及び備品等の被害を最小限に防止するため、施設の長は施設の防災措置を講じ、停電、断水等予測される事故に対する措置を行う。
- (2) 災害により、被害を受けた場合は、災害後速やかに被災施設の応急復旧を行い、授業に支障をきたさないように処理しなければならない。この場合写真撮影などにより、被災の事実及びその状況を立証する処置を行う。

4. 教職員の確保

災害により教職員の不足を生じ、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合は、学校長と協議のうえ、町教育委員会において措置するものとし、なお調整がつかない場合は県教育委員会に応援を要請する。

第3 応急措置

- (1) 校長等は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与え、応急措置を行う。
 - ア. 校内での応急対応
 - (ア) 児童・生徒等、教職員自身の生命を最優先し、安全確保を指示する。
 - (イ) 施設・設備の被害状況、危険箇所等の情報収集を行い、安全なルートを確認、状況に応じて校内放送等による全校避難（避難経路・避難場所）の指示を行う。
 - (ウ) 非常持ち出し品の搬出を指示
 - (エ) 避難場所において、避難場所の安全を再確認しながら、状況の把握に努め、二次避難の必要性を検討すると共に、児童・生徒等の安否確認を行い、必要性に応じて二次避難を指示する。
 - イ. 登下校時の応急対応
 - (ア) 通学路、及び学校周辺の情報収集、安全確認を行い、児童・生徒等の安否確認を指示する。
 - (イ) 避難場所の安全を確認、確保すると共に、登校してきた児童・生徒等を誘導し、安全確保、安否確認を行う。

下校時においては、学校等に戻ってきた児童・生徒等を避難場所に誘導し、安全確認、安否確認を行う。
 - (ウ) 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。
 - ウ. 学校行事（校外）における応急対応
 - (ア) 現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、児童・生徒等、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を指示する。同時に、定期的な連絡、報告を指示する。
 - (イ) 全体的な状況判断をもとに、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路

を確保する。

(ウ) 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供すると共に、窓口対応を一本化する。

(2) 校長等は、災害の状況について速やかに報告する。

ア．公立の幼稚園、小学校、中学校では、被害状況等を町教育委員会に報告し、報告を受けた町教育委員会は、県教育委員会企画管理室長へ報告する。

イ．私立学校は、被害状況等を県私学担当課長へ報告する。

第4 応急教育

1. 応急教育

(1) 応急教育実施の場所

ア．校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、近隣の公共施設及びその他の適当な場所を利用する。

イ．校舎の一部が使用できない時は残存施設を活用し、必要に応じて2部授業を実施する。

(2) 授業時数の確保に努めるとともに、状況により自宅学習等の応急教育を実施する。

(3) 児童生徒の健康保持

被災地域の児童生徒に対しては、被災状況により、心理面も含めた健康診断等を行い、健康の保持に十分注意するとともに、感染症の予防について郡山保健所の指示により必要な措置を行う。

2. 学校給食の応急措置

被災した学校は、直ちに町教育委員会に連絡・協議のうえ、給食の可否を決定するが、次の諸点に留意する。

(1) できるかぎり学校給食の継続実施に努める。

(2) 給食施設の被災により実施困難な場合は、応急措置を施し速やかに実施できるよう努める。

(3) 各学校とも避難場所として使用され、り災者に対する炊き出しが行われる場合は、その調整に留意する。

(4) 被災地では、感染症発生のおそれが多いことから、衛生については特に留意する。

3. 保育所等の措置

保育所等の施設についても、各保育所等において上記の計画に準じて保育幼児の保護及び保育に十分に配慮する。

第5 児童・生徒等に対する援助

1. 教科書及び学用品の給与

(1) 県教育委員会は、応急教育に必要な教科書及び学用品についてその種類、数量を町教育委員会を通じて調査する。

調査の結果、教科書の確保が困難な場合に教科書を給与するため、特約供給所等への協力要請等必要な措置を講ずる。

また、県教育委員会は、学用品についても確保が困難な場合に対して給与するため、調達依頼する等必要な措置を講ずる。

特別支援学校の小学部・中学部もこれに準ずる。

(2) 私立学校は公立学校の例を参考に適切な措置をとる。

2. 転出、転入の手続き

町教育委員会は、児童・生徒等の転出・転入について、状況に応じ速やかかつ弾力的措置をとる。

3. 児童・生徒等に対する心のケア

専門家や地域関係機関等との連携のもと児童・生徒等や教職員の状態の把握や心の健康相談活動を推進し、PTSD（心的外傷後ストレス障がい）等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

第28節 文化財災害応急対策

担当：教育委員会（通常）

第1 被害状況の把握

指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生による文化財の被害状況を速やかに、町教育委員会を通して県教育委員会へ報告する。

第2 大規模災害における応急対策

県内において大規模な災害が発生して、町の行政機関の機能が著しく低下し、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、県教育委員会もしくは町教育委員会は、所定の連絡網により、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近畿2府7県及び文化財保護関係機関等(以下「近隣府県等」という。)への応援を要請する。

【文化財災害応急処置】

| | |
|--------|--|
| 1. 火災 | 1. 焼 損 素材が脆くなっている場合が多いので、取扱いは専門家の指示に従う。 2. 煤、消化剤等による汚損 除去作業は専門技術を要するので、専門家の指示に従う。 3. 水 損 通気をよくし、自然乾燥を旨とするが、美術工芸品等移動可能なものは安全な場所に移動し、低温で乾燥させ、カビの発生に注意する。状況に応じ専門家の指示に従う。 |
| 2. 風水害 | 1. 物理的な損傷 被害状況を写真等で記録する。部材・破片等はもれなく集め、別途に収納保管し、滅失や散逸のないように注意する。 2. 水 損 火災の水損に準じる。 3. 崖崩れ等による建築物の傾斜 二次災害に十分留意し、被害の拡大を防ぐため、支持材等により補強を施す。 |
| 3. 全般 | 被害状況を写真等で記録する。美術工芸・有形民俗指定品においては、収蔵する建物の損壊等により、現状のまま保管することが危険である場合は、身の安全を確保し、取扱いに慎重を期しながら安全な場所に移動する。 |

第29節 水防活動計画

担当：総務部、環境整備部、三郷町消防団

水防計画は、水防法第33条に基づき、洪水等による水害を警戒し、防御し、被害を軽減することを目的とする。また、水防活動の実施や、避難誘導、水防作業の際には、消防団等自身の安全を確保する。

第1 水防の責任

1. 水防管理団体の責任

水防管理団体（三郷町）は、水防法の定めるところにしたがい、水防組織を整備し、水防活動を行い、水防施設、器具資材を整備し、水防に関するあらゆる行為を十分に果たさなければならない。

2. 一般住民の責任

住民は、常に気象、河川水位、危険箇所の状況等に注意し、水災等が予想される事態を発見したときは、水防管理者（町長）、消防署（団）、井堰、水（樋）門扉等管理者、ため池管理者その他関係機関へ速やかに通報するとともに、進んで水防に協力するよう努めなければならない。

第2 水防体制

1. 水防本部

水防法第10条の規程による気象等の状況の通知を受けたとき、及びその状況から洪水等による被害が予想されるとき、町は洪水等による危険が解消するまで、水防本部を設置し水防事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置された場合は、同本部に包括される。

2. 組織及び運営

水防本部の組織、運営については、別に定めた災害対策本部組織及び事務分掌に準じるものとする。

3. 水防活動区域の種類

洪水が地形条件等により公益上に及ぼす影響の特に大きい箇所を重要水防箇所とし、次のように区分されている。

- (1) 国土交通省管理河川
 - ア．水防上最も重要な区間
 - イ．水防上重要な区間
- (2) 県管理河川
 - ア．特に重要な水防箇所
 - イ．重要水防箇所

4. 水防情報連絡系統

それぞれの機関（者）は、水防にかかわる情報を迅速かつ正確に伝達しなければならない。

第3 気象状況とその措置

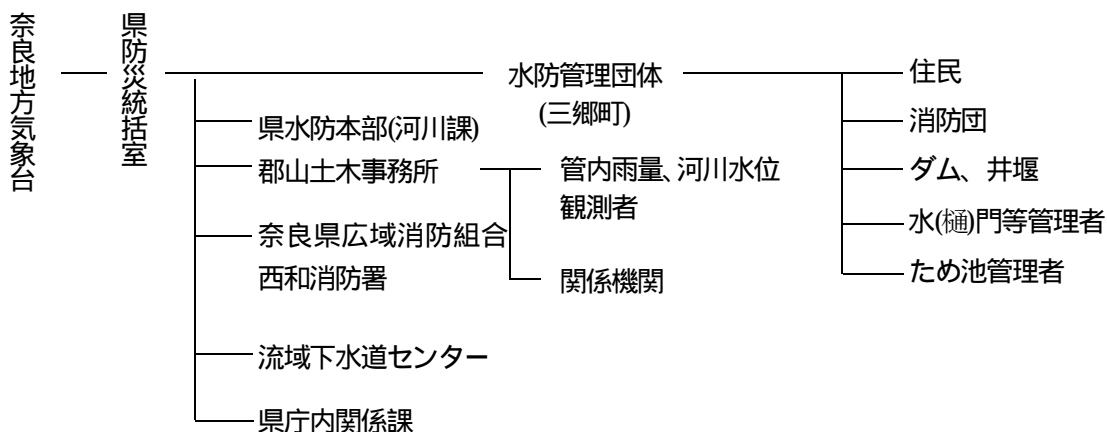
1. 措置

水防管理者は、県水防本部（河川課）から注意報、警報及び情報の通知を受けたときは、住民、消防署（団）及び井堰並びに水（樋）門扉等管理者（河川占有者）、ため池管理者に伝達しなければならない。

【注意報、警報、情報の種類】

| | 大雨 | 洪水 | 台風 |
|------|----|----|----|
| 注意報 | | | |
| 警報 | | | |
| 特別警報 | | | |
| 情報 | | | |

2. 気象状況伝達系統



第4 水防配備と出動

1. 水防配備

水防管理団体の配備については、奈良県水防本部の配備体制に準ずるものとし、水防管理者（町長）は十分な水防活動を実施するため、予め具体的な配備体制を確立しておく。

水防活動の完遂を期するため、次に示す配備により行う。

- (1) 奈良地方気象台から注意報及び警報の通知を受けた場合又は河川の水位が上昇して水防団待機水位（通報水位）を超えるなどにより、災害の発生が予想され、水防上警戒が必要なときは、別表による水防配備体制をとる。
- (2) 水防配備に配属された職員は、常に気象状況の変化に注意し、水防警報の発表が予想されるときは、自主的にその勤務につかなければならない。
- (3) 水防配備の実施される時期には、でき得る限り気象情報に注意し、常に連絡が取れる体制をとるものとする。
- (4) 水防配備勤務者は、交代者と引継を完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。
- (5) その他の交代者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防業務に支障を来さないようにしなければならない。
- (6) 常時勤務から水防配備体制への切り換えを确实迅速に行うとともに、勤務員を適当に交代・休養させて長期間にわたる水防勤務活動の完遂を期さなければならない。

【水防配備体制基準】

| 配備区分 | 配備時期 | 配備内容 | 配備目標 |
|--------------------|---|-------------------------------------|------------------------------------|
| 第1配備 (情報連絡体制) | 大雨又は洪水注意報が発表されたとき、気象状況から災害が起こるおそれがあると予想される場合、水位が水防団待機水位(通報水位)を上回った場合等で、今後の情報に注意と警戒を必要とするとき。 | 情報連絡種動を円滑に行い得る体制 | 水防団班編成の1個班 必要な自動車数台 |
| 第2配備 (情報連絡強化体制) | 大雨又は洪水警報が発表されたとき又は気象予警報の内容、降雨状況等により第1配備では処理が困難なとき。 | 情報連絡 収集の強化体制 | 複数班の水防要員 (2個班～要員の1/2) 自動車の増強 |
| 第3配備 (警戒体制) | 水防警報第2段階発表のときで浸水被害が発生、あるいはそのおそれがあるなど、重大な水防事態の発生が予想される時又は気象予警報の内容及び降雨状況等により第2配備では処理が困難なとき。 | 事態の推移によってはそのまま直ちに水防活動が遅滞なく遂行できる警戒体制 | 水防要員の1/2 全自動車の1/2 |
| 第4配備 (非常体制) | 水防警報第3段階発表のときで重大な浸水被害が発生、あるいはそのおそれがあるなど、事態が切迫したため第3配備で処理が困難なとき。 | 事態の切迫に対処して水防活動を遂行できる非常体制 | 水防要員の全員 全自動車 |

2. 巡視及び警戒

(1) 巡視

水防法第9条に基づき、水防管理者は平常時に2km毎に1人の基準で巡視員を設け随時区域内の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、郡山土木事務所に連絡しなければならない。

(2) 警戒

ア. 水防管理者は、通報水位に達したとき、堤防、ため池、調整池、井堰、水(樋)門等にも巡視連絡員を置き、異常を発見した場合は直ちに郡山土木事務所に報告するとともに水防活動を開始する。
イ. 水防法第22条に基づき水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、西和警察署長に対して警察官又は警察職員の出動を求めることができる。

3. 災害補償

水防管理団体は、水防法第6条の2及び第45条に基づき災害補償の条例を定めなければならない。

4. 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防団員等は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

水防のため緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5 雨量、水位の通報

1. 雨量の通報

水防本部は、郡山土木事務所長と緊密な連絡を取り、管内の雨量を次のとおり報告させる。

(1) 報告とその間隔

水防本部は、1時間雨量が20mm又は24時間雨量が80mmに達したとき又は県水防本部が設置されたとき以降は、1時間毎に状況を報告させる。

(2) 報告様式

報告は、主に奈良県河川情報システムにより行うこととするが、システム作動に異常がある場合等は、電話、防災行政無線又はメール等の方法により通知するものとする。

(3) 奈良県水防本部は、洪水注意報及び警報に資するため雨量、水位観測資料を必要に応じ奈良地方気象台に通報する。

2. 水位の通報

水防管理団体の管理者又は奈良県所属の河川水位観測者は、増水のおそれがあるときは水位の変動に注意し、以下の各項に該当する場合は、直ちに郡山土木事務所長に報告しなければならない。(水防法第12条)

(1) 報告とその間隔

- ア．県水防本部設置時の水位から解散時までの毎正時
- イ．水防団待機水位（通報水位）に達したとき
- ウ．はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- エ．避難判断水位に達したとき
- オ．はん濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき
- カ．はん濫危険水位（洪水特別警戒水位）を下ったとき
- キ．避難判断水位を下ったとき
- ク．はん濫注意水位（警戒水位）を下ったとき
- ケ．水防団待機水位（通報水位）を下ったとき

(2) 報告様式

水位は観測場所・日時・水位・増減の傾向・見込等を主に奈良県河川情報システムで行うこととするが、システム作動に異常がある場合等は、電話により報告する。

3. 情報交換の徹底

- (1) 水防管理者と郡山土木事務所長、及び周辺の土木事務所長は、相互連絡を密にし、必要な降雨、水位状況の情報交換に努めなければならない。
- (2) 水防管理者は、郡山土木事務所長からの降雨、水位情報及び自ら観測した降雨、水位状況等について、必要な情報を住民、消防署（団）、井堰、水（樋）門扉等管理者、その他関係機関に対し通報しなければならない。
- (3) 住民は、異常に強い降雨、著しい水位の増加がみられた場合、速やかに水防管理団体等水防機関に対し通報しなければならない。

第6 水防警報とその措置

1. 水防警報の発表基準（国土交通大臣の指定する河川）

| 階 級 | 警報の種類 | 内容 |
|-------------------------------|---------|--|
| 第1段階 | 待 機 | 水防（消防）団員の出動のため待機を目的とするもので、気象予報の内容、又は上流の降雨状況により行う。 |
| 第2段階 | 準 備 | 水防資機材の点検、水門等開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位（通報水位）を超えたとき、又は重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。 |
| 第3段階 | 出 動 | 水防機関の出動の必要を警告して行うもので、氾濫注意水位（警戒水位）を超えたとき、又は事態が切迫したときに出す。 |
| 第4段階 | 解 除 | 水防活動終了の通知を行う。 |
| 適 宜 | 水 防 情 報 | 上流の雨量、水位、流量により水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等水防活動上、必要な水文状況を通知する。 |
| 堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。 | | |

但し、待機、準備の2段階は省略することができる。

2. 措置

通知を受けた水防管理者は、住民、消防署（団）及び井堰並びに水（樋）門扉等管理者（河川占有者）ため池管理者に通知しなければならない。

また、状況に応じて、水防活動上必要と思われる情報を周知させること。

3. 河川の指定

水防法第16条に基づき、洪水により相当な損害を生じるおそれがあると認められる河川は次のとおりである。

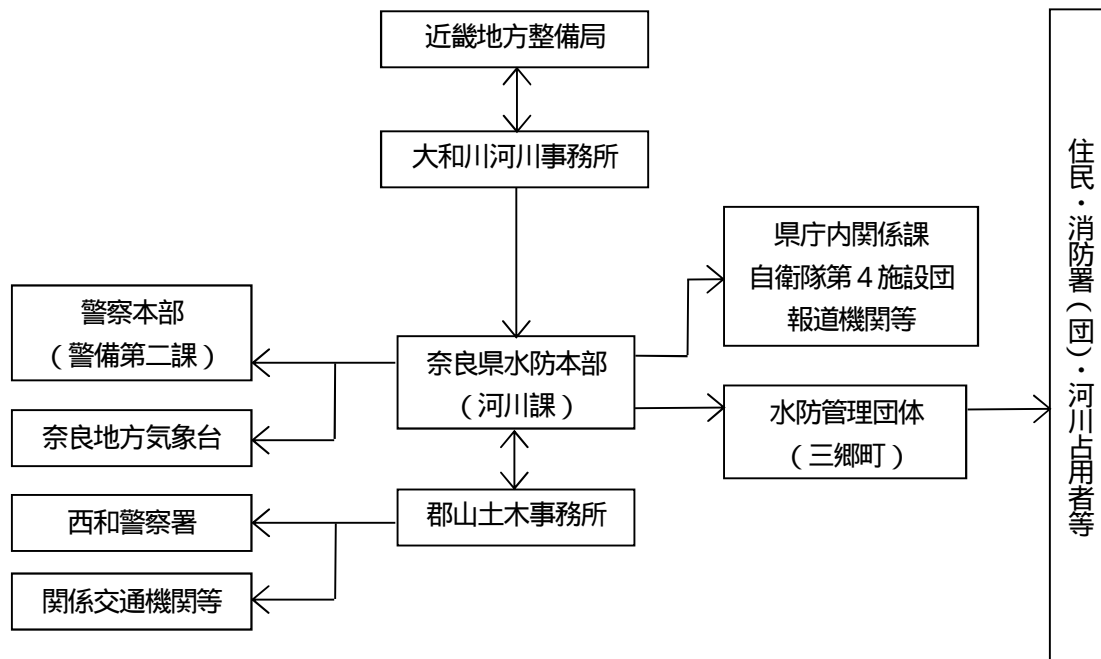
【国土交通大臣の指定する河川(国土交通省河川事務所長発表)】

| 河川名 | | 区域 | 対象 量水標 | 水位 | 関係土木 事務所 | |
|-----|----|---|-----------|---------|-------------|----------------|
| 大和川 | 左岸 | 磯城郡川西町大字吐田字幸衛門裏から大和郡 山市額田部南方から大阪府界まで | 板東 | 水防団待機水位 | 2.00m | 郡山 高田 桜井 |
| | 右岸 | | | はん濫注意水位 | 3.00m | |
| | | | 避難判断水位 | 3.50m | | |
| | | | 氾濫危険水位 | 4.10m | | |
| | | | 計画高水位 | 5.64m | | |

また、水防警報の発表は、板東の量水標に対して各段階ごとにおおむね次の時期に発表される。

- (1) 待機：はん濫注意水位（警戒水位）に達する約3時間前
- (2) 準備：はん濫注意水位（警戒水位）に達する約2時間前
- (3) 出動：はん濫注意水位（警戒水位）に達する約1時間前
- (4) 解除：水位がはん濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防活動を必要としなくなったとき。
- (5) 水位：適宜

4. 水防警報の通知（大和川水系各河川）



第7 井堰、水（樋）門扉、調整池、ため池等の操作

井堰及び水（樋）門扉等管理者（河川占有者）並びに調整池、ため池等管理者は、あらかじめ、その操作責任者及び監視員並びに連絡員等を定め、平常時から工作物を点検し、増水時の操作及び不意の増水に対して支障のないようにするとともに、気象状況の通知を受けた場合、又は河川が水防団待機水位（通報水位）又は相応の水位に達した場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。

なお、門扉等の操作状況及び危険が予想される場合は、その状況を水防管理者に通知する。水防管理者は、河川管理者及び農村振興課長（ため池の場合）その他関係機関に通知し、相互に密接な連絡を取り、適切な措置を講じる。

第8 水防用設備、資材、器具

（1）水防管理団体は、水防倉庫その他代用備蓄場を設け（なるべく水防活動に便利な場所を選ぶ）、担当堤防長に適応する資材器具を準備しておかなければならない。

（2）器具資材の確保と補充

資材の確保のため水防区域近在の資材業者の手持資材量を調査しておき、緊急時の補給に備えるとともに、器具資材の使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

また、水防管理者は、備蓄資機材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資機材又は県の備蓄資機材を大和川河川事務所長又は郡山土木事務所長の承認を受けて使用することができる。

（3）雨量計

水防管理者は、区域内の適当な場所に雨量計を設け、常に降雨状況を把握するよう努めること。

（4）量水標

ア．水防管理者は、必要に応じて区域内の適当な場所に量水標を設置するものとする。

イ．設置場所は、夜間あるいは相当な水位に上昇しても観測可能で、観測所から速報が可能な場所を選ぶこと。

ウ．水防団待機水位（通報水位）はん濫注意水位（警戒水位）及び避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、横に黒線で示し、水防団待機水位（通報水位）からはん濫注意水位（警戒水位）までは無着色、はん濫注意水位（警戒水位）から避難判断水位までは黄色、避難判断水位からはん濫危険水位（洪水特別警戒水位）までは赤色、はん濫危険水位以上は黒色とし、夜光塗料を塗布する。

（5）通信機

水防管理団体は、停電時の情報確保のため、ラジオ等を備えるとともに、防災行政無線その他通信機を有する団体は、常に適正な運用が行えるよう運用体制及び機器の管理に努めること。

第9 輸送

水防管理者は、あらゆる非常事態を想定し、連絡経路、資材輸送の機動力確保等に万全の措置を講じておくとともに、あらかじめ輸送業者と輸送について協定しておくものとする。

第10 水防信号

水防に用いる信号は次のとおりとする。

| | | 警鐘信号 | サイレン信号 |
|------|--------|----------|-----------------------------------|
| 第1信号 | 水防機関準備 | 休止 休止 休止 | 約5秒 約5秒 __休止 __休止 約15秒 約15秒 |
| 第2信号 | 水防機関出動 | - - - - | 約5秒 約5秒 __休止 __休止 約6秒 約6秒 |
| 第3信号 | 居住者出動 | - - - - | 約10秒 約10秒 __休止 __休止 約5秒 約5秒 |
| 第4信号 | 居住者避難 | 乱 打 | 約1分 約1分 __休止 __休止 約5秒 約5秒 |

1．信号は適宜の時間継続すること。
2．必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。
3．危険が去った時は、口頭伝達等により周知すること。
4．堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

第1信号 水防団待機水位（通報水位）を超え、なお、上昇のおそれがあり、巡視を強化し、資機材及び排水門・取水門の開閉等、準備を行うことを知らせるもの。

第2信号 消防機関に属する者がただちに出動すべきことを知らせるもの。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者の出動協力を知らせるもの。

第4信号 必要と認められる区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

第11 決壊の通報及び決壊後の処置

水防法第25・26条に基づき、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長は、直ちにその旨を郡山土木事務所及びはん濫する方面の隣接水防管理団体等に通報しなければならない。

また、決壊後であっても出来得る限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

第12 避難のための立退き

- (1) 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条により、知事、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、信号・広報網・通信その他の方法によって、避難のための立退きを指示することができる。また、水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。
- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を郡山土木事務所長に速やかに報告する。
- (3) 水防管理者は、あらかじめ避難計画を作成し、避難場所・経路・収容人員、その他必要事項を定めおくとともに、危険区域との位置関係についても確認しておくこと。

第13 費用負担と公用負担

1. 費用負担

水防管理団体において、その管理区の水防に要する費用は、水防法第41条により各々当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防団体が負担するものとする。

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町村外の市町村が著しく利益を受ける場合、利益を受ける市町村が当該水防に要する費用の一部を負担する。

2. 公用負担

(1) 公用負担の権限委任証明書

水防法第28条により公用負担の権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあつてはその事実を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。

(2) 公用負担の証票

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、証票を2通作成してその1通を目的物所有者、管理者、又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

第14 水防解除

水防管理者は、水位がはん濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、水防作業及び警戒の必要がなくなったとき、これを一般に周知させるとともに郡山土木事務所長にその旨報告するものとする。

第15 水防記録と水防報告

1. 水防記録

水防管理者は、次の記録を作成し、保管しなければならない。

- (1) 天候の状況及び警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 消防団員及び消防機関に属する者の出動時刻並びに人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況

- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲消防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2. 水防報告

水防活動者は、水防活動が終了したときは、その状況を水防活動報告様式により、水防活動実施後 10 日以内に郡山土木事務所長へ報告する。

第 16 応援と協定

- (1) 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町村若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。(水防法第 23 条第 1 項)
 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。(水防法第 23 条第 2 項)
 なお、水防管理者は、相互に水防作業、応援の派遣が円滑、迅速にできるよう近接管理団体と協定を締結する。協定の内容は郡山土木事務所の一部送付する。
- (2) 警察官の応援
 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、西和警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。(水防法第 22 条)
- (3) 自衛隊の災害派遣要請
 天災地変その他の災害に際し、住民の人命又は財産の保護のため自衛隊法に基づき災害派遣要請ができる。

第 17 通信

1. 「非常扱い通話」の取扱い

非常事態により即時通話ができないときには、公衆電話施設を「非常通話」として優先的に使用することができる。

非常通話とは洪水が発生し、又は発生するおそれがある旨の通報及び警報若しくは、予防のため緊急を要する事項を内容とする通話である。

非常通話の申込みは、やむを得ない理由がある場合を除き、NTTへ登録した番号の加入電話により申し込むものとする。この場合かならず「非常」の旨及びその必要な理由を申し出るものとする。

2. 警察電話の使用扱い

- (1) 使用範囲は水防事務に限ること。
- (2) 使用方法は、駐在所又は警察署を公衆で呼び、水防事務なることを申し出て県警察本部交換を通じて水防本部に接続すること。

第 18 水防訓練

水防管理団体は、毎年 1 回以上なるべく出水期前に、消防団、消防機関の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

資料編

- ・ - (3) 水防に関する協定書
 - ・ -2-(1) 重要水防箇所
- ・ -2-(2) 水防警報発表河川
- ・ -2-(3) 樋門一覧及び位置図
 - ・ -4-(1) 水防倉庫設置箇所
- ・ -4-(2) 三郷町保有防災資機材

第30節 土砂災害応急対策

担当：総務部、現地指導部

第1 土砂災害警戒活動

町及び県は、豪雨・強風等によって生じる土砂災害に備える。

1. 警戒活動の種類

土砂災害の警戒活動については、総務部長と現地指導部長の協議により、次の警戒活動を行う。

- (1) 各危険地域において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
- (2) 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- (3) 前兆現象の状況に応じて、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、避難準備、避難勧告及び避難指示を行う。

2. 情報交換の徹底

関係機関は、風力雨量等の情報交換に努める。

第2 二次災害の防止活動

町及び県は二次災害の防止のため、崩壊やその兆候が認められた箇所の点検を行う。

その結果危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土塊の除去や押さえ盛り土等により不安定斜面等への適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。

また、災害が発生した場合、情報が錯綜し混乱状態に陥ることが予想されるため、奈良県砂防ボランティア協会に対し適切な情報提供を行い、土砂災害危険箇所の点検等の協力要請を行う。

第3 その他（亀の瀬地すべり地区について）

現在、国土交通省近畿地方整備局による地すべり対策工事が進められているが、国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所から「亀の瀬地すべり情報」が発表された場合は、連絡系統により速やかに関係機関に連絡を行い、連絡を受けた機関は必要な対策を講じることとなる。

第31節 大規模土砂災害応急対策

担当：総務部

第1 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の通知・周知

1. 大規模崩壊の検知

国土交通省が設置した大規模崩壊監視警戒システム等の活用により、紀伊半島大水害で発生したような深層崩壊をいち早く検知し被害拡大の防止に向け、町は国、県との間で情報共有に努める。

2. 緊急調査の実施と土砂災害緊急情報の通知・周知

大規模崩壊監視警戒システム等により検知した崩壊が土砂災害防止法に基づく緊急調査の対象となる場合には、国もしくは県が実施主体となり緊急調査を実施する。

緊急調査の結果に基づき作成した土砂災害緊急情報は、本町をはじめとする関係市町村へ通知するとともに住民へ周知する。

町では、通知された土砂災害緊急情報に基づき、町長が災害対策基本法に基づき住民への避難の指示や警戒区域の設定等を実施する。

第32節 被災宅地の危険度判定

担当：総務部、現地指導部

第1 被災宅地危険度判定の実施

町は、豪雨で宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減・防止し住民の安全確保を図るために、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、被災宅地の危険度判定を実施する。

1. 庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の危険度判定

庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地は、所轄する町又は県職員である被災宅地危険度判定士等により、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置をとるよう施設管理者に勧告する。

2. その他宅地の危険度判定

庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の判定後、必要に応じて、他の宅地についても危険度判定を行うものとするが、被災宅地危険度判定士の数が必要数に満たない場合は、県は町及び県職員以外の被災宅地危険度判定士へ要請する。

3. 近隣府県、国土交通省への支援要請

被災宅地が膨大な数となり、被災宅地危険度判定士の数がさらに不足する場合は、県は近隣府県へ被災宅地の危険度判定の支援、若しくは国土交通省へ支援の調整を要請する。

第33節 山地災害応急対策

担当：総務部

第1 山地防災ヘルパー

県は、民有林の山地災害に対する適確かつ早急な対応を推進するために、地域に密着した山地災害等の情報収集能力の強化と支援体制の整備を図るために、山地防災ヘルパーを設置することとしている。

山地防災ヘルパーは、治山事業を十分に認識し、地域の森林実態に詳しく、かつ、過去の山地災害や災害発生システムについて一定の認識を持ち合わせていると認められる者、又は過去に治山事業に携わった者で、専門的な知識を基に災害の危険性を判断できると認められる者、若しくは森林の保全等に関し知識と熱意があると認められる者であり、ボランティア的な性格を有している。

山地防災ヘルパーの活動は、(1)山地災害の原因となる異常兆候の把握、(2)台風等の原因による、山地の災害や治山施設の被災状況の把握、(3)台風等によって山地災害を受けた箇所における、二次災害の防止のための監視活動としている。

町は、必要に応じて県やこれらの山地防災ヘルパーと連携して、現場の被災状況を早急に点検調査し、二次災害防止措置を講ずるよう適正な指導を行う。

第34節 ため池災害応急対策

担当：総務部、現地指導部

第1 計画方針

台風、集中豪雨等によりため池が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止するため、被害の状況を早期に調査し実態を把握するとともに、町水防計画に基づいて応急対策を実施し、被害の早期回復に努める。

第2 応急対策計画

1. 町が実施する対策

- (1) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- (2) 危険な場所への立ち入りの禁止や、通行止めなどの安全対策を行う。
- (3) 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- (4) 被害の拡大を防止するため、早急に応急工事を実施する。

2. 関係機関が実施する対策

- (1) 管理団体は、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに町に通報する。
- (2) 管理団体は、災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。
- (3) 管理団体は、町が実施する応急対策について協力する。
- (4) 管理団体は、二次災害の発生を防止するため、ため池堤体の亀裂や漏水量の変化、濁りの有無等について、継続的に点検を実施する。

第35節 火災応急対策

担当：総務部、三郷町消防団

第1 出火防止・初期消火

災害発生直後の出火防止、初期消火の活動は、消防団、住民、自主防災組織等により行われるものである。各消防機関は関係防災機関と連携を保ちながら、あらゆる方法を通じて、住民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼びかけるものとする。

第2 消防活動

町は消防活動について、被害発生規模により人命の安全確保から物的被害の軽減まで、段階的に防御対象と範囲を定め、被害軽減のためにもっとも効率的な消防活動計画を作成し実施する。

(1) 消防職員等の確保

(2) 消防水利の確保

(3) 段階的防御方針

ア．火災が比較的少ない場合は、全ての火災に出動し、全火災を鎮圧する。

イ．火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防御する。

ウ．火災が著しく発生し、最悪の条件下においても避難経路等の確保により、人命の安全を最優先とする。

第3 相互応援協定

町・奈良広域消防組合の消防力及び消防相互応援協定を締結している隣接市町村等の消防力をもってしても、防御又は救助等が困難であることが予想されるので、県内の市町村等による統一的な消防広域相互応援協定に基づき、市町村等の区域を越えて必要な消防力を被災地に投入し、人命の救助を最優先し、被害の軽減を図る。

1. 県内市町村相互の広域応援体制

(1) 町は、自らの消防力では対応しきれない場合にあっては、奈良県消防広域相互応援協定に基づく協定市町村に応援要請する。

(2) 奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、町等から他の協定市町村等へ行う。

2. 他都道府県からの応援体制

町長は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、知事に対し応援要請を行う。

3. 応援受入体制の整備

応援要請をした場合、町は次の受入体制を整備する。

(1) 応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化

(2) 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化

(3) 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握

(4) 資機材の手配

(5) 応援消防隊の野営場所、ヘリポートの確保

第36節 林野火災応急対策

担当：総務部、現地指導部、三郷町消防団

林野における大規模な火災が発生した場合には、関係機関は迅速かつ組織的に対処して人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

第1 応急対策フロー

- (1) 火災の発見・通報・・・火災発見者の義務、地元消防署の対応
- (2) 消火・救出活動・・・消火活動及び延焼阻止活動の実施、孤立者等の救出、現地指揮本部の設置
- (3) 避難・誘導・・・森林内の滞在者の退去、地域住民の避難
- (4) 広域応援等の要請・・・消防の広域応援、自衛隊の派遣要請

第2 火災の発見・通報

1. 火災発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見したものは、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微小な場合に限り、消防団等が到着するまでの間、地域住民等の協力を得て、自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たるものとする。

町は、火災の規模等が県の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、県に即報を行い、その後1時間ごとに火災状況を通報する。

2. 地元消防署の対応

通報を受けた消防機関は直ちに火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、次により関係機関に連絡し、所用の措置を要請する。

- (1) 地元消防団 消火活動、飛び火による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動
- (2) 森林の管理者 森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力
- (3) 県 消防防災ヘリコプターの緊急運航
- (4) 地元警察署 消防車両の通行確保のための通行規制
- (5) 町 地域住民及び一時滞在者（登山者等）の安全確保

また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶか、もしくはそのおそれがある場合は、速やかに関係消防本部に連絡し、協力を要請する。

第3 消火・救出活動

1. 消火活動及び延焼阻止活動の実施

現場に出動した消防隊は、地元消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

(1) 情報収集

火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地域住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に的確に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。

(2) 消防水利

林野火災では、消防水利の確保が難しい場合が多いので、あらかじめ作成した消防水利マップにより最寄りの水源からの送水ルート of 早期確保に努める。

また、自然水利が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者等に消火用水の運搬について協力を依頼する。

(3) 消火活動の実施

消防隊は、消防ポンプ、背負いポンプ等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。必要があれば消防防災ヘリコプターによる空中消火を行う。また、通常の消火活動による延焼阻止が困難と判断される場合には、森林所有(管理)者と調整の上、林業関係者と協力して森林の伐採により臨時的防火帯を形成するなどして延焼を阻止するものとする。

2. 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防署長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動の指揮に当たるものとする。

第4 避難・誘導

1. 森林内の滞在者の退去

町・警察・消防団等は、林野火災発生の通報を受けたときは直ちに広報車により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者、林内作業者等の森林内の滞在者には速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全な場所まで誘導する。

消防防災ヘリコプターは、空中より避難の呼びかけを行う。

2. 地域住民の避難

町長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断した場合には、住民に対し避難勧告を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

第5 広域応援等の要請

1. 消防の広域応援

消火に当たる消防署長は、消防署単独での対処が困難であると判断される場合には、県内の消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して応援を要請する。

2. 自衛隊の派遣要請

町長は、消防力だけでの対処が困難であると判断される場合には、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは速やかに自衛隊に対し、人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請する。

第6 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備えてなおしばらくは警戒にあたる。

森林所有(管理)者は、消失した林地が放置されて崩壊を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行うものとする。

町長は、そのための指導を行う。

第37節 原子力災害応急対策

担当：総務部

第1 原子力発電所事故対策

1. 情報の収集及び連絡

県は、福井県に立地する原子力発電所の事故による原子力災害発生時には、国、福井県、原子力事業者（電力事業者等）等からの正確な情報の収集に努めるとともに、知り得た情報を、防災行政無線等により町へ速やかに伝達する。

2. 広報・相談活動の実施

(1) 広報活動の実施

町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メール等を活用し、県から入手した正確な情報を住民に伝達する。

(2) 相談活動の実施

町は県と連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問い合わせに対し、迅速かつ円滑に対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

3. 県外からの避難者の受入れ

町は、県から、又は原発立地市町村等から直接、避難者の受入れについて要請があれば、県と連携し、可能な限り要請に応じるものとする。

町及び県は、受け入れた避難者のニーズの的確な把握に努め、対応する。

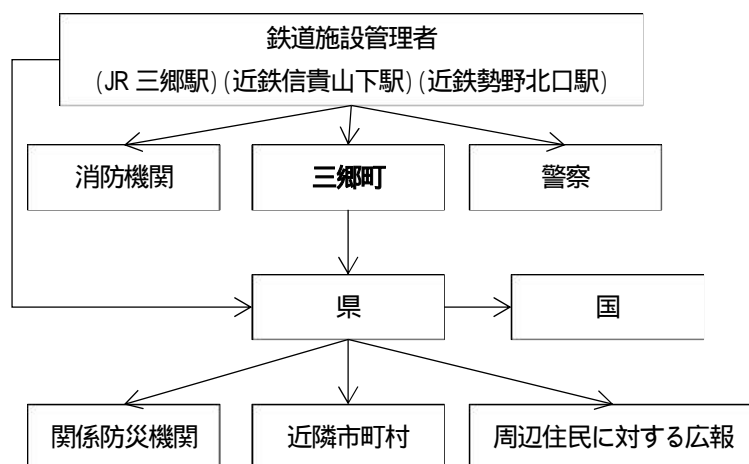
第38節 鉄道災害応急対策計画

担当：総務部、現地指導部

本町では、平成29年の台風21号では、近鉄信貴山下駅で鉄道の運行が停止された。

その際に、代替手段が確保できない利用客が発生し、対応策が求められた。本町では大和川の増水による鉄道の運休も見られることから、災害が発生した場合、町は旅客等の安全確保、併発事故の防止等を図るとともに、災害状況を関係機関に速やかに通報する。

第1 鉄道災害応急対策に係る情報系統図



第2 西日本旅客鉄道株式会社

1. 統括本部対策本部及び現地対策本部の設置

事故等の発生又は発生のおそれがある場合は、以下により対策本部を設置するものとする。

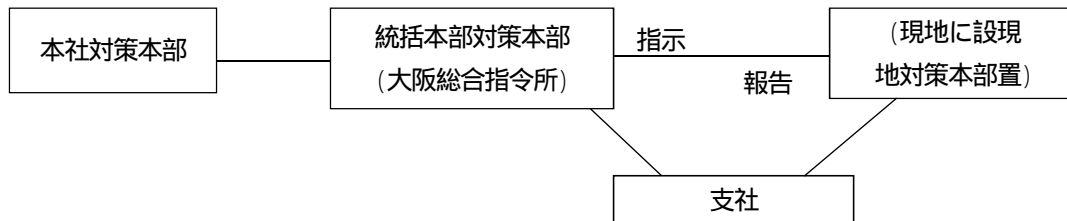
(1) 体制・招集の決定者

対策本部の体制は事故等の状況を判断し、統括本部長が決定し招集を指示する。ただし、これによれない場合は、次長、安全推進室長又は担当室長が決定し招集を指示するものとする。

(2) 対策本部の種別、設置標準及び招集範囲

| 種別 | 設置標準 | 招集範囲 |
|-------|---|--------------------|
| 第1種体制 | 利用客等に死亡者又は多数の負傷者が生じたとき、そのおそれがあるとき 特に必要と認めるとき | 全ての班 招集可能者の全員 |
| 第2種体制 | 利用客等に負傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき 復旧等に長時間(おおむね1日以上)要するとき ・東海道本線・山陽本線(野洲～網干駅間)、大阪環状線、湖西線、JR 東西線、福知山線、関西本線(平城山～JR 難波)、片町線(京田辺～京橋駅間)、阪和線、関西空港線 必要と認めるとき | 必要な班 招集可能者の半数程度 |
| 第3種体制 | 事故等の発生又は災害等のおそれにより、情報収集、復旧等が必要なとき ・東海道本線、山陽本線(京都～西明石駅間)、大阪環状線において3時間以上の運転見合わせ(見込み) ・その他の複数線区において3時間以上の運転見合わせ(見込み) ・駅間停止列車のお客様救済に3時間以上要する(見込み) その他必要と認めるとき | 必要な班 必要な人数 |

(3) 統括本部対策本部体制図



(4) 支社、駅区所等への体制の伝達と指示

統括本部対策本部長は、大阪総合指令所を通じて旅客一斉放送、メール等により、支社及び駅区所等に対策本部の体制を伝達する。また、統括本部対策本部長は事故等の規模に応じて、関係支社及び駅区所等に対して現地への出動を指示する。

(5) 支社、駅区所等の対応

体制の伝達のほか、出動の指示を受けた支社、駅区所等の長は、直ちに関係社員を出動させること。なお、出動駅区所等以外の長は必要に応じ要員を確保し、待機させておくこと。また、第2、3種体制についても、自箇所の体制整備について、統括本部対策本部の指示を受けること。

(6) 本社、他支社との協力体制

統括本部対策本部長は、事故等の規模や状況により、本社及び他支社に支援要請を行うことができる。また、他支社から支援要請を受けた場合は、その要請に積極的に応じることとする。

(7) 現地対策本部の業務

現地対策本部長は現場の状況を把握し、乗客等の救護及び復旧の業務を総括すること。

ア．現地対策本部長は、現場の状況を把握し、被害者・被災者の救助を最優先すること。

救助活動については、可能な限り警察・消防の指揮下に入ること。

イ．現地対策本部長は、被害者・被災者の救助状況及び事故・復旧状況を統括本部対策本部長に逐次報告すること。

ウ．現地対策本部長は、必要な作業班を適宜組織し班長を指定する。

(8) 統括本部対策本部への報告及び要請

ア．現地対策本部長は、乗客等の救護並びに復旧見込時刻及び確度を対策本部長に報告すること。

イ．現地対策本部長は、乗客等の救護及び復旧に際し応援が必要と認めた場合は、必要な人員、資材等を統括本部対策本部長に要請すること。

ウ．前項の要請を受けた統括本部対策本部長は直ちに関係箇所に指示を行なう。また応援が隣接支社に及ぶときは、統括本部対策本部長が要請すること。

エ．応援指示を受けた箇所長は速やかに、乗客等の救護及び事故復旧の手配をとるとともに、責任者の氏名及び出勤人員・時刻、携行機材等、乗客等の救護及び事故復旧に必要と認める事項を統括本部対策本部長に報告すること。

第3 近畿日本鉄道株式会社

災害が発生した場合には被害の拡大防止に努め、速やかに被害復旧にあたり旅客の安全確保を図るとともに輸送力の確保に努める。

1. 災害応急対策

(1) 異例事態対策本部等の設置

災害により非常事態が発生した場合、当社「異例事態対応規程」により本社に異例事態対策本部を設

置し、必要により現地に現地対策本部を設置して対処する。

(2) 配備態勢及び動員数

「異例事態対応規程」により異例事態の程度に応じた業務担当班を設置して動員する。

(3) 通信連絡体制

ア．鉄道電話、NTT加入電話及び携帯電話を活用し、所定の緊急通信連絡を行う。

イ．必要に応じて携帯用無線機を所持した係員を災害地に急派し、本部との通信連絡にあたらせる。

ウ．必要に応じて各地点に連絡用電話を架設し、可搬型電話機により通信連絡の確保にあたらせる。

(4) 列車無線を活用して、連絡、情報の収集に努める。

第39節 航空機災害応急対策

担当：総務部、現地指導部

町は、航空機の墜落等により災害が発生した場合には、その拡大を防止し、被害の軽減を図るため迅速・的確な応急対策を実施する。

第1 組織計画

1. 航空機災害の情報収集

墜落等の航空機災害が発生した場合、これを発見した者は、直ちに奈良県広域消防組合西和消防署、大阪航空局（昼間：06-6949-6211、夜間：06-6949-6210）及び関係機関に通報し、通報を受けた機関は災害の状況を迅速に把握する。

2. 航空機災害対策本部の設置

（1）設置場所

本部の設置場所は三郷町役場とするが、災害の状況に応じては応急対策を実施する際に最も効率的な場所に設置することがある。

（2）本部会議事項

- ア．応急対策に関すること
- イ．災害復旧に関すること
- ウ．配備体制の決定に関すること
- エ．自衛隊派遣要請に関すること
- オ．災害救助法適用に関すること
- カ．その他被害に関する重要な事項

第2 動員計画

応急対策の動員は消防職（団）員を主体とし、一般行政職員は町災害対策本部の事務分掌に準拠する。また勤務時間外に航空機災害が発生した場合は、速やかに参集する。

第3 広報計画

航空機災害が発生したときの広報事項及び広報方法は以下のとおりである。

- （1）広報車等により災害の状況、住民の避難場所等を災害状況の適切な判断のうえ必要に応じて広報する。
- （2）災害の状況が把握され次第、逐次その状況を発表し、引き続き災害に関する各種情報を定期的又はその都度発表する。

第4 応急活動

- （1）火災防御・消火活動
- （2）救出救護活動
- （3）避難誘導活動
- （4）応急給水活動
- （5）遺体の搜索及び処理埋葬
- （6）その他必要な活動

第40節 農林関係応急対策

担当：現地指導部

関係機関は、大災害発生時において農林施設等の被害を早期に調査して、迅速に応急復旧を図る。

第1 農業施設応急対策

- (1) 町は、関係団体等を通じて被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に、必要な指示を行う。
- (2) 被害が広範囲にわたる場合は関係機関と連絡を取り、被災地全体の総合調整をして応急対策を実施する。

第2 農作物応急対策

1. 災害対策技術の指導

災害を最小限にとどめるための技術指導等を奈良県北部農林振興事務所の指導のもとに農業団体等と協力して実施する。

2. 水稻種子の確保・斡旋

必要に応じて、水稻種子を確保する。

3. 病害虫の防除

被災した農作物の各種病害虫の防除については、奈良県病害虫防除所及びその他の関係機関と協力して実施する。

第3 畜産応急対策

- (1) 伝染病の発生等については速やかに県に連絡し、県の防疫計画に基づいて必要な伝染病防疫対策を実施する。
- (2) 一般の疾病発生については町の獣医師と協力し、治療に万全を期す。
- (3) 伝染病発生畜舎の消毒については、県の指導により実施する。なお、消毒薬品は、原則として発生畜舎の所有者負担により確保するが、一般疾病薬品等については、県に斡旋を要請する。
- (4) 飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、県に依頼して政府保管の飼料の払い下げを求める。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧

担当：総務部

災害により被災した公共施設の復旧は、災害復旧事業の実施責任者において、応急措置を講じた後、再度の被害発生を防止するために各施設の原形復旧を考慮して、必要な施設の新設、改良を行う等の事業計画を速やかに確立し、経済的、社会的活動の早急な回復と民心の安定を図るよう迅速に実施するものとする。

第1 災害復旧事業計画

被災箇所は原形に復旧することが原則であるが、再度の被害発生を防止する必要上改良を要すると認められる箇所については検討の上、復旧計画を作成する。災害復旧事業の種類は、おおむね以下のとおりである。

一定の要件に該当する復旧事業については、国がその経費の一部を負担又は補助する制度が設けられている。

1. 公共土木施設等関連

| 事業名 | 国の財政援助等 | |
|-----------------------------|--|--------------------------------|
| | 通常災害 | 激甚災害 |
| 公共土木施設の災害復旧事業 | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律3条1項 |
| 公共土木施設災害関連事業 | 予算措置 | 同上3条1項 |
| 公立学校の施設の災害復旧事業 | 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 | 同上3条1項 |
| 公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業 | 公営住宅法 | 同上3条1項 |
| 保護施設の災害復旧事業 | 生活保護法 | 同上3条1項 |
| 児童福祉施設の災害復旧事業 | 児童福祉法 | 同上3条1項 |
| 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業 | 老人福祉法 | 同上3条1項 |
| 身体障害者更正援護施設の災害復旧事業 | 身体障害者福祉法 | 同上3条1項 |
| 知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設の災害復旧事業 | 知的障害者福祉法 | なし |
| 婦人保護施設の災害復旧事業 | 売春防止法 | 同上3条1項 |
| 感染症指定医療機関の災害復旧事業 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 | 同上3条1項 |
| 感染症予防事業 | 同上 | 同上3条1項 |
| 堆積土砂排除事業 | 予算措置 | 同上3条1項 |
| 湛水排除事業 | なし | 同上3条1項 |
| 都市災害復旧事業 | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 都市災害復旧事業事務取扱方針 | なし |

2. 農林水産業関連

| 事業名 | 国の財政援助等 | |
|-----------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| | 通常災害 | 激甚災害 |
| 農業用施設災害復旧事業 | 農林水産業施設災害復旧事業費 国庫補助の暫定措置に関する法律 | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 5条 |
| 農地災害復旧事業 | 農林水産業施設災害復旧事業費 国庫補助の暫定措置に関する法律 | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 5条 |
| 農地災害関連区画整備事業 | 予算措置 | なし |
| 農業用施設災害関連事業 | 予算措置 | なし |
| 災害関連農村生活環境施設復旧事業 | 予算措置 | なし |
| ため池災害関連特別対策事業 | 予算措置 | なし |
| 林地荒廃防止施設復旧事業 | 農林水産業施設災害復旧事業費 国庫補助の暫定措置に関する法律 | なし |
| 林道復旧事業 | 農林水産業施設災害復旧事業費 国庫補助の暫定措置に関する法律 | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 5条 |
| 共同利用施設災害復旧事業 | 農林水産業施設災害復旧事業費 国庫補助の暫定措置に関する法律 | なし |
| 開拓者等の施設復旧事業 | なし | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 7条 |
| 天災による被害農林漁業者等に対する資金融通 | 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 8条 |
| 堆積土砂排除事業 | なし | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 9条 |
| 湛水排除事業 | なし | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 10条 |
| 森林災害復旧事業 | なし | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 11条 |

3. 中小企業関連

| 事業名 | 国の財政援助等 | |
|------------------------|------------------|-----------------------------------|
| | 通常災害 | 激甚災害 |
| 中小企業信用保険法による災害関係保証 | 中小企業信用保険法 | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 12条 |
| 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金 | 小規模企業者等設備導入資金助成法 | 同上13条 |
| 事業協同組合等施設災害復旧事業 | なし | 同上14条 |

4. その他

| 事業名 | 国の財政援助等 | |
|---------------------------|--|-------------------------------|
| | 通常災害 | 激甚災害 |
| 公立社会教育施設災害復旧事業 | なし | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律16条 |
| 私立学校施設災害復旧事業 | なし | 同上17条 |
| 母子及び寡婦福祉法による国の貸付 | なし | 同上20条 |
| 水防資材費 | 水防法 | 同上21条 |
| り災者公営住宅建設事業 | 公営住宅法 | 同上22条 |
| 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 | なし | 同上24条 |
| 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 | なし | 同上25条 |
| 上水道災害復旧事業 | 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱 | 予算措置 |
| し尿処理施設災害復旧事業 | 廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱 | 予算措置 |
| ごみ処理施設災害復旧事業 | 同上 | 予算措置 |
| 災害清掃費 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 予算措置 |
| 火葬場災害復旧事業 | 予算措置 | 予算措置 |
| 医療施設等災害復旧事業 | 医療施設等災害復旧費補助金交付要綱 | 予算措置 |
| 災害特例債 | なし | 災害対策基本法第102条1項歳入欠かん債、災害対策債 |
| 交付税措置 | 地方交付税法 災害に伴う普通交付税の繰り上げ交付 災害に伴う特別交付税の追加交付 | |

災害復旧事業の実施にあたっては、以下の事項に留意する。

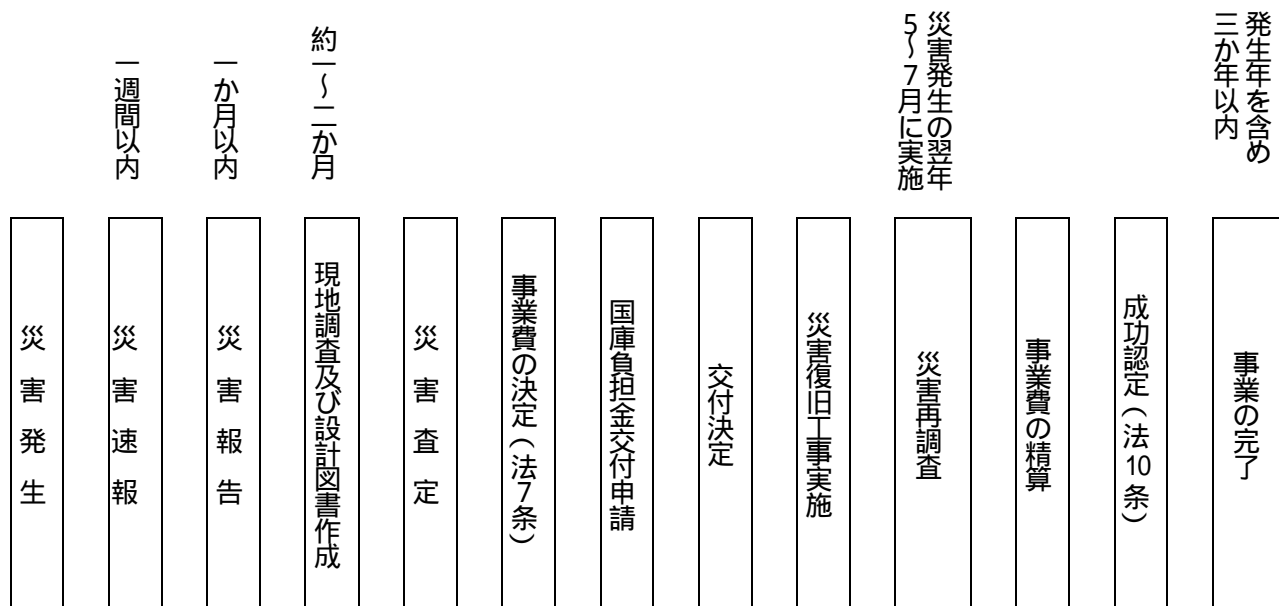
- (1) 町及び県は、被災施設の復旧に当たって原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うこと。
- (2) 被災施設の被災状況・重要度を勘案し、計画的な復旧を行うこと。
- (3) 事業の実施にあたり、ライフライン機関とも連携を図ること。
- (4) 奈良県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うとともに、町及び県は、復旧事業に関連する各種規定等に暴力団排除条項を整備するなど、相互に連携のうえ、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第2 激甚災害の指定促進措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚災害法」という。)に基づいて、町では被害の状況を速やかに調査し把握するとともに、県を通じて早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置するものとする。

第3 公共土木施設災害復旧の手続

河川、道路、橋りょう、砂防、治山等の公共土木施設における災害復旧の手続は、以下のとおりである。



【災害復旧事業実施の概略フロー(補助災)】

第2節 被災者の生活の確保

担当：総務部、現地指導部、避難所部

災害時において住民生活が大混乱し、社会不安が増長されることがしばしば見受けられる。住民生活の早期安定を図り、社会経済活動を回復させるための復旧対策を以下のように実施する。

第1 被害認定調査、り災証明書の交付及び被災者台帳の作成

町は、被災者生活再建支援金の支給その他、各種の被災者支援措置を適切に実施することができるよう、り災証明書の交付体制を早期に確立し、被災者にり災証明書を交付する。

また、被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査する。

町は、遅滞なくり災証明書を交付するため、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、マニュアル等の作成、それに伴う必要な業務の実施体制確保のための職員の育成、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保、及び応援の受入体制の構築等を講ずるよう努める。また、り災証明書交付業務を支援するシステムの活用など、効率的な手法について検討する。また、町は、法第90条の3に基づき、災害が発生した場合、公平な支援を効率的に実施するために必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳「被災者台帳」を作成する。

第2 被災者生活再建支援法

自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、県が行う事業に対して町が窓口となり、被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することで、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図る。（根拠法令：被災者生活再建支援法）

1. 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害のうち、対象となる災害は以下のとおりである。

- (1) 災害救助法施行例第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した（人口10万人未満に限る）における自然災害
- (5) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(1)～(3)の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- (6) 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）の区域にあって、(3)(4)に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村の区域にかかる自然災害

2. 支援金の対象世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ずその住宅を解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

3. 支給額

(1) 複数世帯の場合

(単位：万円)

| 区分 | 住宅の再建方法 | 基礎支援金 | 加算支援金 | 合計 |
|-------------|---------|-------|-------|-----|
| 全壊世帯 | 建設・購入 | 100 | 200 | 300 |
| | 補修 | 100 | 100 | 200 |
| | 賃貸 | 100 | 50 | 150 |
| 解体世帯 | 建設・購入 | 100 | 200 | 300 |
| | 賃貸 | 100 | 50 | 150 |
| 長期避難世帯 | 建設・購入 | 100 | 200 | 300 |
| | 賃貸 | 100 | 50 | 150 |
| 大規模 半壊世帯 | 建設・購入 | 50 | 200 | 250 |
| | 補修 | 50 | 100 | 150 |
| | 賃貸 | 50 | 50 | 100 |

(2) 単数世帯の場合

(単位：万円)

| 区分 | 住宅の再建方法 | 基礎支援金 | 加算支援金 | 合計 |
|-------------|---------|-------|-------|-------|
| 全壊世帯 | 建設・購入 | 75 | 150 | 300 |
| | 補修 | 75 | 75 | 150 |
| | 賃貸 | 75 | 37.5 | 112.5 |
| 解体世帯 | 建設・購入 | 75 | 150 | 300 |
| | 賃貸 | 75 | 37.5 | 112.5 |
| 長期避難世帯 | 建設・購入 | 75 | 150 | 300 |
| | 賃貸 | 75 | 37.5 | 112.5 |
| 大規模 半壊世帯 | 建設・購入 | 37.5 | 150 | 187.5 |
| | 補修 | 37.5 | 75 | 112.5 |
| | 賃貸 | 37.5 | 37.5 | 75 |

基礎支援金・・・住宅の被害程度に応じて支給する支援金

加算支援金・・・住宅の再建方法に応じて支給する支援金

第3 生活相談

町は、災害により被害を受けた住民が、生活再建が行えるように各種の生活相談に応じる相談窓口を開設すると共に、住民サービスが可能となるように事務処理体制を整える。

1. 相談窓口の設置

被災者の住宅、医療、法律等、生活全般に関する各種相談に対する総合相談窓口を町役場庁舎（庁舎被災時は仮庁舎）に設置し、相談内容に応じて的確な対応に努める。

2. 相談内容

相談窓口における相談内容については、おおむね次のとおりとする。

- (1) 行方不明者の搜索等に関する事。
- (2) 被災住宅の修理及び仮設住宅の斡旋に関する事。
- (3) 建物被害判定に関する事。
- (4) ライフラインの復旧に関する事。
- (5) 各種法律相談に関する事。

- (6) 税等に関すること。
- (7) 生業資金の斡旋、融資に関すること。
- (8) 義援金品の支給に関すること。
- (9) 夫婦、親子関係や避難所等におけるストレス等の悩みに関すること。
- (10) その他、必要な事項に関すること。

3. 相談スタッフの充実

相談内容に的確に対応するため、次の相談スタッフの充実に努める。

- (1) 町以外の関係機関と連携すると共に、民間の各専門スタッフの協力を得るように努める。
- (2) 相談体制の充実を図るため、女性の専門相談員や手話通訳者、外国語通訳者の配置に努める。

第4 女性のための相談

災害によって生じた夫婦、親子関係や避難所等における女性独自の悩みについて、女性の専門相談員が相談を実施する。(電話、面接相談、心の悩み、DV(ドメスティックバイオレンス)相談、法律相談)

第5 雇用対策

1. 事業者への雇用維持の要請

失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るため、県内の事業主や経済団体等に対し、雇用の維持を要請する。

2. 職業斡旋等の要請

災害により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、奈良労働局へ下記事項の実施について要請し、被災者の生活再建に努める。

- (1) 災害による離職者の把握
- (2) 求人開拓による就職先の確保
- (3) 広域的な職業紹介による就職機会の提供
- (4) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、り災地域を管轄する公共職業安定所にり災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (5) 離職者の再就職を促進させるための就職説明会等の開催

第6 職業の斡旋

町は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、公共職業安定所と緊密な連絡を取り、離職者の発生状況、求人求職の動向等の情報をすみやかに把握するとともに、他市町村と連絡調整を行い、離職者の早期再就職の斡旋及び職業訓練の受講勧奨に努め、その雇用の安定を図る。

第7 職業訓練の促進

町は、県と連携し、県立高等学校技術校において、被災者に対する職業訓練を実施し、生業及び就職に必要な技術の習得ができるよう努める。

第8 雇用保険の失業給付に関する特別措置

災害救助法の適用された区域に所在する、雇用保険適用事業所に雇用される被保険者(日雇労働被保険者を除く)が、当該事業所が災害により事業を休止又は廃止し休業するに至ったため、一時的に離職を余儀なくされた者であって、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている場合は、雇用保険上の失業者として取扱い、公共職業安定所は雇用保険法に基づく基本手当(傷病手当を含む)を支給することとなってい

る。

町は、平常時の広報手段を活用するほか、広報紙の掲示やインターネットを活用したホームページなどにより住民に周知するなどの協力を行う。

また、失業により基本手当受給中の者が災害により認定日に出向いていくことができない場合には、事後に証明書により基本手当を支給する。

第9 援助資金の貸付等

町は、災害により被害を受けた生活困窮者に対して、次に示す援助資金等を支給又は貸付けることにより生活の安定を図る。

1. 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、精神若しくは身に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。(根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律(昭和48年法律第82号))

(平成30年10月1日現在)

| 種別 | 対象災害 | 実施主体等 | 受給遺族 | 支給額 | 支給方法・制限等 |
|---------|---|--|--|--|--|
| 災害弔慰金 | 自然災害であり、かつ下記のいずれかに該当するものであること ・町内において住居が5世帯以上滅失した災害 ・県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ・県内において、災害救助法の適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害 | <実施主体> 町 (条例に基づく) <経費負担> 国 1/2 県 1/4 町 1/4 | ・死亡した者の配偶者 ・死亡した者の子 ・死亡した者の父母 ・死亡した者の孫 ・死亡した者の祖父母 ・死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていたものに限る。) | 生計維持者が死亡した場合 500万円 その他の者が死亡した場合 250万円 | 1 支給方法 町が被災状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する 2 支給制限 死亡が本人の故意又は重大な過失による場合 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと、その他特別な事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合 |
| | | | 対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき下記に掲げる程度の障がい(有する者に支給する) 1 両眼が失明した者 2 咀嚼及び言語の機能を廃した者 3 神経系等の機能又は精神に著しい障がい(残し、常に介護を要する者又は胸腹部臓器の機能に著しい障がい(残し、常に介護を要する者) 4 両上肢をひじ関節から先を失った者 5 両上肢の用を全廃した者 6 両下肢をひざ関節から先を失った者 7 両下肢の用を全廃した者 8 精神又は身体に障がい(重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められる者) | 生計維持者が障がいを受けた場合 250万円 その他の者が障がいを受けた場合 125万円 | |
| 災害障害見舞金 | | | | | |

2. 災害援護資金の貸付

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷を負い又は家財等に相当程度の被害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに必要な資金として災害援護資金を貸し付ける。(根拠法令：災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号))

(平成30年10月1日現在)

| 種別 | 対象となる災害 | 実施主体等 | 貸付対象者 | 貸付限度額 | 貸付条件 |
|--------|-----------------------------|--------------------------|---|---|---|
| 災害援護資金 | 県内において災害救助法の適用市町村が1以上ある自然災害 | <実施主体> 町 (条例に基づく) | 対象となる自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、かつその世帯の前年の所得が下記金額以内の世帯 | 1 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 | 1 申請 被害を受けた後 3か月以内 2 据置期間 3年 (特別の事情のある場合5年) 3 償還期間 据置期間経過後7年 (特別の事情のある場合5年) 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 貸付利率 年3% (据置期間中は無利子) 6 延滞利息 年10.75% |
| | | <経費負担> 国 2/3 県 1/3 | 1人世帯 220万円 2人世帯 430万円 3人世帯 620万円 4人世帯 730万円 5人世帯以上の場合 1人増すごとに730万円に30万円を加算した額 但し、その世帯の住家が滅失した場合は 1,270万円 | 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2アが重複した場合 250万円 イ 1と2イが重複した場合 270万円 ウ 1と2ウが重複した場合 350万円 4 次のいずれかの事由に該当する場合で、かつ被災した住居を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるを得ないなど特別の事情がある場合 ア 2イの場合 250万円 イ 2ウの場合 350万円 ウ 3イの場合 350万円 | |

3. 生活福祉資金の貸付

奈良県社会福祉協議会は、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、低所得世帯(資金の貸付に併せて必要な援助及び指導を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融資を他から受けることが困難であると認められる者をいう)に対し、生活福祉資金の貸付を行っている。

町社会福祉協議会は、その窓口業務を行う。

ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の貸付対象とならない。(根拠法令等：生活福祉資金の貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省社援0728第9号))

(平成30年10月1日現在)

| 資金の種類 | | 貸付条件 | | | | | |
|------------|-------------------|---|---|--|----------------------|--|--|
| | | 貸付限度額 | 据置期間 | 償還期限 | 貸付利率 | 連帯保証人 | |
| 総合支援資金(注) | 生活支援費 | ・生活再建までの間に必要な生活費用 | (二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ・貸付期間:原則3月、最長12月以内(延長3回) | 最終貸付日から6月以内 | 据置期間 経過後10 年以内 | 連帯保証 人あり 無利子 | 原則必要 |
| | 住宅入居費 | ・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 | 40万円以内 | 貸付けの日 (生活支援費 と併せて貸し 付けている場 合は、生活支 援費の最終貸 付日)から6月 以内 | | 連帯保証 人なし 年1.5% | ただし、 連帯保証 人なしで も貸付可 |
| | 一時生活再建費 | ・生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用 ・就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 ・滞納している公共料金等の立て替え費用 ・債務整理をするために必要な経費等 | 60万円以内 | | | | |
| 福祉資金 | 福祉費 | ・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・福祉用具等の購入に必要な経費 ・障がい者用の自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費 | 580万円以内 資金の用途に応じて上限目安額を設定 | 貸付の日 (分割による交付の場合は最終貸付日)から6月以内 | 据置期間 経過後20 年以内 | 連帯保証 人あり 無利子 連帯保証 人なし 年1.5% | 原則必要 ただし、 連帯保証 人なしで も貸付可 |
| | 緊急小口資金(注) | ・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 | 10万円以内 | 貸付けの日から2月以内 | 据置期間 経過後12 月以内 | 無利子 | 不要 |
| 教育支援資金 | 教育支援費 | ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費 | (高校) 月3.5万円以内 (高専) 月6万円以内 (短大) 月6万円以内 (大学) 月6.5万円以内 特に必要と認める場合は、上記各限度額の1.5倍まで貸付可能 | 卒業後6月以内 | 据置期間 経過後20 年以内 | 無利子 | 原則不要 世帯内 で連帯借 受人が必 要 |
| | 就学支度費 | ・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費 | 50万円以内 | | | | |
| 不動産担保型生活資金 | 不動産担保型生活資金 | ・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 | ・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元金貸付限度額に達するまでの期間 | 契約の終了後3月以内 | 据置期間 終了時 | 年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率 | 必要 推定相続人の中から選任 |
| | 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 | ・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 | ・土地の評価額の70%程度(集合住宅の場合は50%) ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元金貸付限度額に達するまでの期間 | | | | 不要 |

(注) 総合支援資金及び緊急小口資金については、既に就職が内定している場合等を除いて生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が貸付の要件となります。

貸付にあたっては、県社会福祉協議会によって定められている審査基準により審査・決定されます。

4. 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

(1) 母子福祉資金

県は、母子家庭の母（配偶者のない女子で、現に20歳未満の者を扶養している者）に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している者の福祉の増進を図ることを目的として、貸付を行うこととなっている。

町は、平常時の広報手段を活用するほか、広報紙の掲示やインターネットを活用したホームページなどにより住民に周知するなどの協力を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、据置期間を延長することができる特例措置がある。

(2) 父子福祉資金

県は、父子家庭の父（配偶者のいない男子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、貸付を行うこととなっている。

一般的な融資制度であるが災害の場合には、措置期間を延長することができる特例措置がある。

(3) 寡婦福祉資金

県は、寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であった者）等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、貸付を行うこととなっている。

町は、平常時の広報手段を活用するほか、広報紙の掲示やインターネットを活用したホームページなどにより住民に周知するなどの協力を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、措置期間を延長することができる特例措置がある。

（根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法）

(4) 貸付資金の種類別、限度額、期間等（根拠法令：母子及び寡婦福祉法）

（平成30年4月1日現在）

| 資金 | 対象 | 資金概要 | 貸付限度額 | 貸付期間 | 据置期間 | 償還期間 | 利子 |
|------|-----------|--|---|------------------|-----------|-------------------|----------------------------|
| 修学 | 児童(子) | 高校、大学等に就学させるための授業料、書籍代、交通費に必要な資金 | 下表1 参照 | 就学期間中 | 卒業後6か月 | 10年以内 | 無利子 |
| 就学支度 | 児童(子) | 就学、修業するために必要な入学金、被服、靴、鞆の購入に必要な資金（小・中学校については所得制限あり） | 下表2 参照 | | 卒業後6か月 | 就学10年以内 修業5年以内 | 無利子 |
| 修業 | 児童(子) | 児童等が就労するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金 | 【一般】 月額68,000円以内 【特別】 460,000円以内 | 知識技能を習得する期間中5年以内 | 知識技能習得後1年 | 6年以内 | 無利子 |
| 就職支度 | 母/父/寡婦/児童 | 就職するのに必要な資金 | 一般100,000円以内 特別330,000円以内 | | 1年 | 6年以内 | 無利子 （母・父・寡婦は連帯保証人無し年1%） |
| 技能得 | 母/父/寡婦 | 母親等が就労するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金 | 【一般】 月額68,000円以内 【特別】 一括816,000円以内 運転免許460,000円以内 | 知識技能を習得する期間中5年以内 | 知識技能習得後1年 | 10年以内 | 無利子 （連帯保証人無し年1%） |

| 資金 | 対象 | 資金概要 | 貸付限度額 | 貸付期間 | 据置期間 | 償還期間 | 利子 |
|------|-----------|---|--|--|----------------|---|---------------------|
| 医療介護 | 母/父/寡婦/児童 | 医療又は介護を受けるのに必要な資金 | 【医療】 340,000円以内 特別480,000円以内 【介護】 500,000円以内 | | 6か月 | 5年以内 | 無利子 (連帯保証人無し年1%) |
| 生活 | 母/父/寡婦 | 技能習得期間、医療・介護を受けている間、母子家庭等となって7年未満、失業中に必要な資金 | 【一般】 月額103,000円以内 【技能】 月額141,000円以内 | ・知識技能を習得する期間中5年以内 ・医療介護又は介護をうけている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内 | 貸付期間満了後 6か月 | 技能習得10年以内 医療介護5年以内 生活安定8年以内 失業5年以内 | 無利子 (連帯保証人無し年1%) |
| 住宅 | 母/父/寡婦 | 住宅の建設、購入、補修、保全、改築、増築に必要な資金 | 1,500,000円以内 特別2,000,000円以内 | | 6か月 | 6年以内 特別7年以内 | 無利子 (連帯保証人無し年1%) |
| 転宅 | 母/父/寡婦 | 住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金 | 260,000円以内 | | 6か月 | 3年以内 | 無利子 (連帯保証人無し年1%) |
| 結婚 | 母/父/寡婦 | 扶養する子どもの婚姻に際し必要な資金 | 300,000円以内 | | 6か月 | 5年以内 | 無利子 (連帯保証人無し年1%) |
| 事業開始 | 母/父/寡婦/団体 | 事業を開始するのに必要な資金 | 2,850,000円以内 団体4,290,000円以内 | | 1年 | 7年以内 | 無利子 (連帯保証人無し年1%) |
| 事業継続 | 母/父/寡婦/団体 | 現在営んでいる事業を継続するのに必要な運転資金 | 1,430,000円以内 団体1,430,000円以内 | | 6か月 | 7年以内 | 無利子 (連帯保証人無し年1%) |

こちらの貸付資金は、審査に時間がかかるので事前の相談が必要

【下表1 修学資金貸付限度額(月額)】

| 区分 | | 高等学校・ 専修学校(高等課程) | 高等専門学校 | 短期大学・ 専修学校(専門課程) | 大学 | 専修学校 (一般課程) |
|-----|-------|---------------------|-----------|---------------------|-----------|----------------|
| 国公立 | 自宅通学 | 27,000円以内 | 31,500円以内 | 67,500円以内 | 67,500円以内 | 48,000円以内 |
| | 自宅外通学 | 34,500円以内 | 33,750円以内 | 76,500円以内 | 76,500円以内 | |
| 私立 | 自宅通学 | 45,000円以内 | 48,000円以内 | 79,500円以内 | 81,000円以内 | |
| | 自宅外通学 | 52,500円以内 | 52,500円以内 | 90,000円以内 | 96,000円以内 | |

【下表2 就学支度資金貸付限度額】

| 区分 | 小学校 | 中学校 | 国公立高校 | 私立高校 | 国公立大学・ 短大等 | 私立大学・ 短大等 | 修業施設等 |
|-------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 自宅通学 | 40,600円 以内 | 47,400円 以内 | 150,000円 以内 | 410,000円 以内 | 370,000円 以内 | 580,000円 以内 | 90,000円 以内 |
| 自宅外通学 | | | 160,000円 以内 | 420,000円 以内 | 380,000円 以内 | 590,000円 以内 | 100,000円 以内 |

第10 独立行政法人住宅金融支援機構への斡旋等

1. 宅相談窓口の設置

県は、あらかじめ協定している独立行政法人住宅金融支援機構との「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」に基づき、災害復興住宅融資に係る臨時相談窓口を設置する。

2. 災害復興住宅融資

町及び県は、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築補修に必要な資金の貸付けが、被災者に対し円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施する。

3. 地すべり等関連住宅資金

住宅金融公庫法に該当し、地すべり等防止法又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関わるものについては、当該融資希望者に対して円滑な手続きが実施できるよう努める。

第11 公営住宅の建設

災害により住宅を滅失、又は焼失した低額所得者の被災者に対する住宅対策として、町及び県は、必要に応じて災害公営住宅を建設し、住居の確保を図る。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、町及び県は災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し災害査定 of 早期実施が得られるよう努める。

第12 郵便事業の特例措置

1. 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、郵便法第19条及び郵便法施行規則第4条に基づき、日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

2. 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常はがき及び郵便書簡を無償交付する。

3. 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

災害時において、郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第4条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

4. 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分

災害時において、お年玉付郵便はがき等に関する法律第5条第2項に基づき、被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、会社が行う公募に対し当該団体からの申請を受け、それらの申請があった団体のうち、審査・選考の後、総務大臣の許可を得て、配分対象となった団体に対し、お年玉付郵便はがき等寄付金を配分する。

5. 利用の制限及び業務の停止

郵便法（昭和22年法律第165号）第6条に基づき、災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び施設の被災状況に応じ、地域及び機関を限って郵便物の運送もしくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止することがあ

る。また、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

第13 租税等の徴収猶予及び減免

町は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、「地方税法」、「三郷町税条例」又は「災害による被害者に対する町税の減免に関する条例」により、町税の緩和措置を図るため、事態に応じて納期限等の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

1. 納期限等の延長

災害により、納税義務者又は特別徴収義務者が期限内に申告その他書類の提出又は町税を納付できないと認められるときは、その申請により2箇月（特別徴収義務者については30日）を超えない期限においてこれらの期限を延長する。

2. 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者又は特別徴収義務者が、町税を一時に納付し又は早急に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

また、介護保険料については6箇月以内の徴収猶予とする。

3. 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になるなどの被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予、延滞金の減免等の適切な措置をとる。

4. 減免等

被災した納税義務者に対して必要と認められる場合は、住民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減税並びに納入義務の免除を行う。

第3節 被災中小企業の振興

担当：総務部(通常)、環境整備部

第1 中小企業支援対策

町は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する事業資金等の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定とより一層の振興が図られるよう次の措置を講じる。

1. 資金需要の把握

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

2. 資金貸付の簡易化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

3. 中小企業者に対する金融制度の周知

町は、中小企業関係団体を通じ、国、県及び日本政策金融公庫等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

4. 融資の弾力的運用

町は、県と連携し、関係金融機関に対して融資の円滑化及び既往貸付金の返済猶予など弾力的対応を要請するとともに、県中小企業融資制度の「経済変動対策資金」や「セーフティネット対策資金」による融資が円滑に行われるよう必要な措置をとる。

第2 金融支援

- (1) 中小企業者の負担を軽減し復旧を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定が受けられるよう必要な措置を講ずる。
- (2) 株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業、中小企業事業)及び株式会社商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の災害特別融資枠の設定のため、関係機関に対し要請を行う。
- (3) 信用力の低い中小企業の融資の円滑化を図るため、信用保証協会に対し保証枠の増大等を要請する。
- (4) 地元一般銀行等その他金融機関に対し、中小企業向け融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- (5) 災害等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている場合は、「中小企業信用保険法」に基づく指定が受けられるよう必要な措置を講じる。

第3 雇用対策

- (1) 被災地の事業主や労働者への利便を図るため、国等と連携し、被災地に出向いての巡回就労相談を実施。
- (2) 被災による離職者に対し、再就職を支援するため、公共職業訓練を優先して受講することができる被災地優先枠を設ける。

第4節 農林漁業者への融資

担当班：総務部(通常)、環境整備部

第1 農業災害に対する融資制度

1. 日本政策金融公庫が被災農林漁業者に対して行う融資

(1) 農林漁業施設資金(災害復旧)

農林漁業施設の復旧、被害果樹の改植等の復旧に要する費用を融通する。

(2) 農林漁業セーフティネット資金

災害により被害を受けた経営の再建に必要な費用(災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む)を融通する。

(3) 農業基盤整備資金(災害復旧)

災害により流失、埋没した農地、牧野、農道等の復旧に要する費用を融通する。

2. 金融機関(農協、銀行等)が被災農林漁業者に対して行う経営資金等の融通

農産物、畜産物等への被害が一定規模以上である場合は、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受け、被害農林漁業者に対し経営に必要な資金の融通等の措置を講じる。(天災資金)

【日本政策金融公庫による融資制度】

(平成30年4月1日現在)

| 名称 | 利用者 | 利用用途 | 返済期間 | 融資限度額 |
|----------------|-------------------------------|---|---------------------|--|
| 農林漁業セーフティネット資金 | ・認定農業者 ・林業経営改善計画の認定を受けている方 | 災害復旧の中長期の運転資金 | 10年以内(うち据置期間3年以内) | 一般600万円 特認年間経営費等の3/12以内 (簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合) |
| 農林漁業施設資金 | ・共同組合等 | 共同利用施設の復旧 | 20年以内(うち据置期間3年以内) | 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額 |
| スーパーL資金 | ・認定農業者 | 施設資金、長期運転資金 | 25年以内(うち据置期間10年以内) | 【個人】3億円(特認6億円) 【法人】10億円(特認20億円[一定の場合30億円]) |
| 経営体育成強化資金 | ・農業者 | 施設資金、長期運転資金 | 25年以内(うち据置期間3年以内) | 1~3の範囲内であつその合計額が個人1億5,000万円、法人・団体5億円以内 |
| 林業基盤整備資金 | ・林業経営改善計画の認定を受けている方 ・森林組合等 | 人工植栽、天然林改良、森林保全や保護等の育林、造林に必要な施設の設置や機械の購入等 | 35年以内 据置期間:20年以内 | 負担する額の80% |

【天災による被害農林漁業者に対する資金の融資制度】

(平成30年4月1日現在)

| 資金名 | 資金の種類 | 貸付対象事業 | 貸付対象者 | 利率(年) | 償還期間 | 貸付限度額 |
|------|------------------|---|--|--------|--------|-----------------------------|
| 天災資金 | 経営資金 一般天災(注1) | 種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、漁具、稚魚、漁業用燃料等購入、漁船の建造・取得等 農林漁業経営に必要な資金 | 被害農林漁業者 農業にあつては、年収量30%以上の減収であつ年収入10%以上の損失額又は30%以上の樹体損 | 3.0%以内 | 3~6年以内 | 個人 200万円 法人 2000万円 |

| 資金名 | 資金の種類 | | 貸付対象事業 | 貸付対象者 | 利率(年) | 償還期間 | 貸付限度額 |
|-----|----------|------------------|------------------------------------|--|--------|------------|-------------------------------|
| | | 激甚災 (注1) | | 失額のある者 林業、漁業にあっては、年収入 10%以上の損失額のある者又は 50%以上の施設損失額のある者 | 6.5%以内 | 4~7年 以内 | 個人 250万円 法人 2000万円 |
| | 事業 資金 | 一般 天災 (注1) | 天災により被害を受けたた めに必要となった事業運轉 資金 | 在庫品等に著しい被害を受けた農 協、農協連、森組、森組連、水協 | 6.5%以内 | 3年以内 | 組合 2500万円 連合会 5000万円 |
| | | 激甚災 (注1) | | | | | 組合 5000万円 連合会 7500万円 |

- (注) 1 一般天災とは天災融資法のための適用を受ける天災をいい、激甚災とは激甚災害法の適用をも受ける天災をいう。
2 貸付利率は、天災融資法の発動の都度、上記利率の範囲内で災害制度資金の貸付利率等を考慮し、省令で定められている。

第5節 義援金の受入・配分等に関する計画

担当：総務部

町は、日本赤十字社奈良県支部又は義援金配分委員会等が行う配分業務に関わり、町が保有する広報媒体を利用した広報活動やその他必要な支援を行う。

第1 義援金の受付

町は、被災者あてに寄贈される義援金品の受付窓口を開設する。

受付期間は災害発生の日からおおむね1か月以内とし、必要に応じて延長する。なお、義援金品の受付要領は以下のとおりとする。

- (1) 受付期間はおおむね災害発生の日から1か月以内とする。
- (2) 義援金品の募集及び住民への周知は、新聞・ラジオ・テレビ等報道機関を通じて行う。
- (3) 義援物資は、特に被災地あるいは被災者を指定しない。
- (4) 義援物資で腐敗変質するおそれのあるものは受け取らない。

第2 義援金品の保管

町は、義援金品の受付に際して受領書を発行し、収支を明らかにする帳簿を備え付けるとともに、被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

第3 義援金品の配分・交付

町は、寄託を受けた義援金品の配分・交付を行う場合、住民や企業等の意思を適切かつ効果的に反映した配分計画を策定し、速やかな配分・交付の実施に努める。なお、義援金品の配分・交付にあたっては、県・町社会福祉協議会・近隣被災自治体・日本赤十字社・中央共同募金会・各報道機関及び各金融機関等との連携・協力のもとに、統一的な基準により義援金品の配分・交付を行うことを基本とする。

ただし、災害の規模や被災状況に応じて、町長の判断により具体的な運用を決定する。

第6節 激甚災害の指定に関する計画

担当：総務部

第1 激甚災害に関する調査等

1. 町における措置

(1) 激甚災害の指定に係る県の調査等への協力

町は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 指定後の関係調書等の提出

町は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県関係部局に提出する。

第2 激甚災害の指定基準

| 適用すべき措置 | 指定基準 |
|---|--|
| 激甚災害法第2章(3条~4条) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助 | 次のいずれかに該当する災害 A 基準 査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% B 基準 査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県分の査定見込額 > 当該都道府県標準税収入 × 25% 又は (2) 都道府県内市町村分の査定見込額 > 都道府県内市町村の標準税収入額 × 5% |
| 激甚災害法第5条 農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置 | 次のいずれかに該当する災害 A 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県内査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% 又は (2) 都道府県内査定見込額 > 10億円 |
| 激甚災害法第6条 農業水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例 | 次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込みが50,000千円以下と認められる場合は除く。 激甚災害法第5条の措置が適用される激甚災害 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 |
| 激甚災害法第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 | 次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 A 基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B 基準 農業所得推定額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県内の農業者 × 3% |
| 激甚災害法第10条 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 | 激甚災害法第2条第1項の規定に基づき、激甚災害として政令で指定した災害によるもの。 浸水面積(1週間以上)30ha以上の区域 |

| 適用すべき措置 | 指定基準 |
|--|--|
| | 排除される湛水量 30 万 m ³ 以上 最大湛水時の湛水面積の 50%以上が土地改良区等の地域であること |
| 激甚災害法第 11 条の2 森林災害復旧事業に対する補助 | 次のいずれかに該当する災害。 A 基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5% (樹木に係るもの) (木材生産部門) B 基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% (樹木に係るもの) (木材生産部門) かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上 (1) 都道府県林業被害見込額 > 当該都道府県生産林業所得推定額 × 60% (2) 都道府県林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1% |
| 激甚災害法第 12 条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 | 次のいずれかに該当する災害。 A 基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2% B 基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上 1つの都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% 又は > 1、400 億円 |
| 激甚災害法第 16 条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 激甚災害法第 17 条 私立学校施設災害復旧事業の補助 激甚災害法第 19 条 市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例 | 激甚災害法第 2 章の措置が適用される場合適用 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。 |
| 激甚災害法第 22 条 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 | 次のいずれかに該当する災害。 A 基準 被災地全域滅失住宅戸数 4、000 戸 B 基準 次の 1、2 のいずれかに該当する災害 1 被災地全域滅失住宅戸数 2、000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 200 戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 10% 2 被災地全域滅失住宅戸数 1、200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 400 戸 (2) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 20% |
| 激甚災害法第 24 条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 | 1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚災害法第 2 章の措置が適用される場合適用 2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚災害法第 5 条の措置が適用される場合適用 |
| 上記以外の措置 | 災害発生のとど、被害の実情に応じて個別に考慮される。 |

第3 局地激甚災害指定基準

| 適用すべき措置 | 指定基準 |
|---|---|
| <p>激甚災害法第2章(第3条~4条) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助</p> | <p>査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 × 50% (ただし、当該査定事業費 10,000 千円未満は除外) ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。 又は、査定見込み額からみて明らかに基準に該当することが見込まれる場合 (ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く) 次のいずれかに該当する災害 当該市町村の区域内における農地等の災害復旧事業に要する経費の額 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10% (ただし、災害復旧事業に要する経費が 10,000 千円未満は除外) ただし、該当する市町村毎の当該経費の額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 又は 当該市町村の漁業被害額 > 農業被害額 かつ、漁船等の被害額 > 当該市町村の漁業所得推定額の 10% (ただし、当該漁船等の被害額が 10,000 千円未満は除外) ただし、該当する市町村毎の当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて に掲げる災害に明らかに該当すると見込まれる災害(ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く)</p> |
| <p>激甚災害法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助</p> | <p>林業被害見込額 > 当該市町村の生産林業所得推定額 × 150% (ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね 0.05% 未満の場合は除く) かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあっては、おおむね 300ha、その他の災害にあっては、当該市町村の民有林面積(人口林に係るもの)のおおむね 25% を超える場合。</p> |
| <p>激甚災害法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</p> | <p>中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 × 10% (ただし、被害額が 10,000 千円未満は除外) に該当する市町村が 1 以上。 ただし、上記に該当する市町村の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。</p> |
| <p>激甚災害法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等</p> | <p>激甚災害法第2章又は5条の措置が適用される場合適用</p> |

第7節 災害復旧・復興計画

担当：総務部（災害対策本部）、環境整備部（通常）

災害からの復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

第1 基本方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

なお、「復旧」とは「旧に復すこと」であり、原形復帰を基本とする活動であるのに対し、「復興」とは、災害以前の状態に戻すことにとらわれるのではなく、地域が被災前の状態に比してよりよいものとなるよう、くらしと環境を再建する活動のことである。

町及び県は、住民、事業者等と一体となって、各種の復興対策を実施する。その際、復旧・復興のあらゆる場に障がい者、高齢者、女性等の参画を促進するものとする。

第2 復旧・復興計画の策定

1. 復旧・復興計画

被災規模等に応じて必要と認められるときは、県と連携を図りながら、県の示す復旧・復興基本方針に基づき、町復旧・復興計画を策定する。

復興にあたっては、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・生活を目指し、発災後、復興の主役である住民各層の意見を踏まえて復興計画を策定する。

(1) 目標年度の決定

計画の復興目標年度は、災害の規模にもよるが、早期に決定する。

(2) 計画策定の趣旨

町総合計画や防災ビジョン等を踏まえつつ、防災の観点を明確にして復興の基本方向を明確にする。

ア．地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な影響が生じた災害においては、都市構造や産業基盤の改変を要するような高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

イ．町は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のため、広域調整、国・県との連携などの体制整備を行う。

ウ．住民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、住民に対して新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、住民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行う。また、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、住民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

(3) 目標別復興計画

復興に際して、おおむね次のような項目について検討し、策定していく。

- ・災害危険箇所の改修
- ・良質な住宅の供給
- ・高齢者・障がい者向け住宅の建設促進
- ・保健、医療、福祉施設の再建と防災拠点化

- ・ボランティア、防災教育の推進
- ・防災通信システム、情報ネットワークの整備
- ・防災機能、代替機能を有した交通機能と道路網の整備
- ・自主防災組織の育成、家庭内での備蓄や防災対策の促進
- ・ライフラインの耐災化
- ・植樹帯の形成と生活道路の改善
- ・既設施設の耐火及び補強、改築
- ・その他

町では、特に住宅環境の改善をともなう「災害に強いまちづくり」を目指し、「三郷町まちづくり総合戦略」を踏まえ、次に示す事業等を推進する。

- ・道路交通整備計画
- ・上水道の整備事業
- ・下水道の整備事業
- ・緑の基本計画

2. 事前の復旧・復興対策

復旧・復興にあたっては、限られた時間内に意思決定、都市計画決定や人材の確保等の膨大な業務を実施する必要がある。そこで、町及び県は復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて検討・把握しておく。

3. 住民の合意形成

地域の復旧・復興の主体は、その地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復旧・復興計画のあり方から事業・施策の展開に至る復旧・復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。

4. 技術的・財政的支援

県は、町が円滑に復興対策を実施できるよう、必要に応じて連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣する。

また、必要に応じ町は県に対し、職員の派遣その他の協力を求める。

第3 復旧・復興対策体制の整備

発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復興対策を実施する体制へと円滑に移行（又は併設）できるよう、町及び県は災害の規模等に応じて、適宜、復興本部等の体制を確立するものとする。

なお、災害復興本部は災害対策本部と連携を取りながら、将来目標に向かっての復興計画を策定する事務局とする。復興本部は、環境整備部を主体とする。

町は、以下の業務を必要に応じて復興対策体制において適宜実施する。

- (1) 復興基本方針（復興ビジョン）の決定
- (2) 復興計画の策定
- (3) 復旧・復興対策に必要な情報及び復興状況の収集並びに伝達
- (4) 県その他の防災関係機関に対する復興対策の実施又は支援の要請
- (5) 県の設立する復興基金への協力
- (6) 復興計画の進捗管理
- (7) 被災者の生活再建の支援

- (8) 相談窓口等の運営
- (9) 民心安定上必要な広報
- (10) その他の復興対策

第4 特定大規模災害からの復興

1. 国の復興基本方針

特定大規模災害の復興に際して、特別の必要があるとき、国は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づく復興対策本部を設置し、復興基本方針に基づく施策の推進、関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行う。

特定大規模災害とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る法律第28条の2第1項に規定する国の緊急災害対策本部が設置されたものをいう。

2. 町の復興計画

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

3. 県の措置

県は、特定大規模災害等を受けた町から要請があり、かつ地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。